

横浜市 行政区再編成の記録



港 北 区
緑 区
青 葉 区
都 筑 区



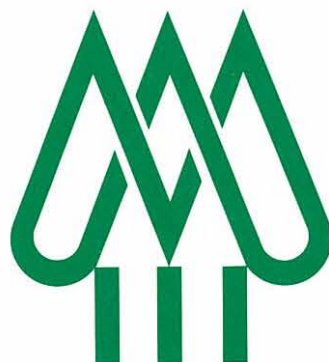
YOKOHAMA

横浜市

行政区再編成の記録



港 北 区



緑 区



青 葉 区



都 筑 区





はじめに

港北区と緑区は、昭和61年11月の戸塚区の再編成以降、全国の行政区の中で、人口が1、2位を占める規模となりました。両区の中でも、人口の増加が著しい田園都市線沿線地域と新しい街づくりがすすむ港北ニュータウン地域では、行政サービスの向上がそこに住む市民の皆様の共通の願いでありました。

こうした願いにこたえるため、本市では、緑区北部支所と港北ニュータウン行政サービスセンターを設置するなど、両地域での段階的な行政サービスの向上に努めてきたところですが、近年、スポーツ、文化、福祉、保健、防災などの地域におけるニーズが多様化する中で、地域特性にあわせた街づくりの推進やより身近できめ細かな行政サービスの提供などが区行政の大きな課題となってまいりました。

そこで、「市民に身近な区の実現」を目指すとともに田園都市線沿線地域と港北ニュータウン地域の行政サービスの向上をはかるため、港北区と緑区の再編成を行うこととし、あわせて新区の総合庁舎や公会堂、図書館、区スポーツセンターなどの整備をすすめることとしました。また、行政区再編成に当たっては、「市民の参加による再編成」を基本理念として、区の境界の検討や新区名の選定など様々な場面におきまして、地元代表の方々をはじめ多くの市民の皆様にご参加いただき、準備をすすめてまいりました。

こうして、昨年11月6日に青葉区と都筑区が誕生、新しい区域で港北区と緑区が再出発し、本市は16区制から18区制へと新時代を迎えました。新区の総合庁舎や公会堂、図書館、区スポーツセンターなども4月には開設し、行政サービスの充実をはかることができると思います。

これも市民の皆様をはじめ関係各位の多大な御支援と御協力の賜と、深く感謝する次第であります。

これからは、昨年末に基本計画が確定した「ゆめはま2010プラン」の実現に向け、18区それぞれの個性が光る安全で快適な街づくりを市民の皆様と行政とのパートナーシップで進めていきたいと思っております。

このたび、新港北区、新緑区、青葉区及び都筑区が誕生するまでの記録を「横浜市行政区再編成の記録」として刊行することといたしましたが、本書が各方面で広く活用されとともに、今回の再編成に対する御理解をいただければ幸いです。

平成7年3月

横浜市長 高秀 秀信



港 北 区



▲新港北区・港北区制55周年記念式典



▲上空から見た新横浜駅周辺



▲大倉山記念館



▲区民の憩いの場「大倉山梅林」



▲新しい緑区を祝う集い「小学生によるくす玉割り」



▲上空から見た中山駅周辺



▲ゆったりと流れる鶴見川(鴨居付近)



▲区民のオアシス「三保市民の森」



▲先端技術産業が立地する白山ハイテクパーク



青葉区



▲青葉区誕生記念式典
コーラスグループをバックにあいさつする市長



▲上空から見た青葉台駅周辺



▲街路樹のある住宅地 (美しが丘三丁目付近)



▲区民のオアシス 「寺家ふるさと村」



▲都筑区誕生記念式典「シンボルマークの発表」



▲都筑の桜 (出光グラウンド付近)



▲市内最大の農業専用地区 (東方町付近)

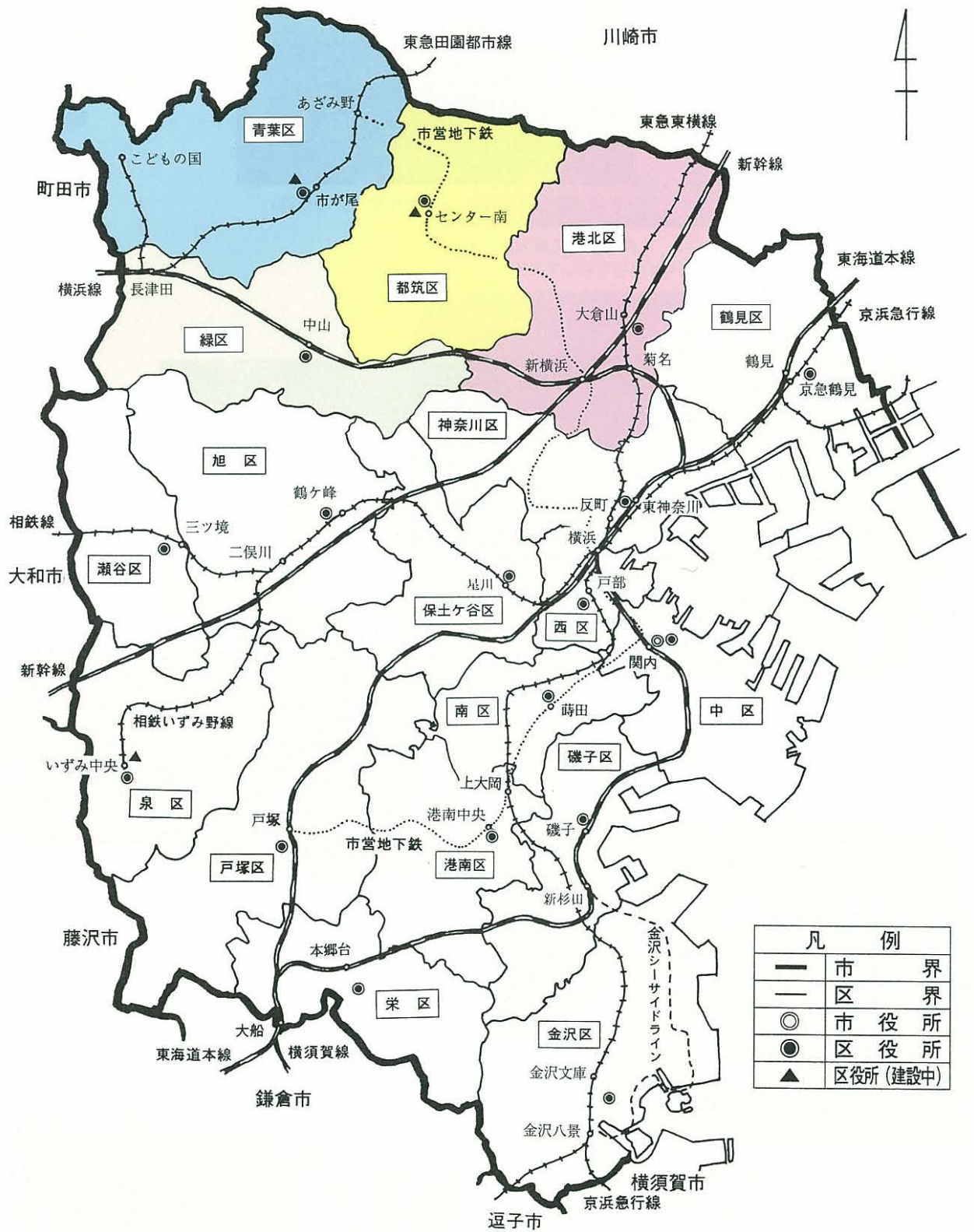


▲計画的な街づくりが進む港北ニュータウン



▲鶴見川沿いの市内有数の工業地帯

横浜市域図 (平成6年11月6日現在)



凡 例

- 1 用語については、統一的な使用に留意しましたが、使い分けた方が適切な場合や理解しやすい場合には別の表現としました。

例：行政区再編成……………再編成

(新4区)

港北区……………A区，新港北区

緑 区……………B区，新緑区

青葉区……………C区

都筑区……………D区

- 2 名称及び年号等については適宜，略記あるいは省略しました。

例：横浜市行政区再編成審議会……………審議会，行政区再編成審議会

横浜市行政区再編成審議会小委員会……………小委員会

横浜市行政区の再編成に関する答申……………審議会答申，答申

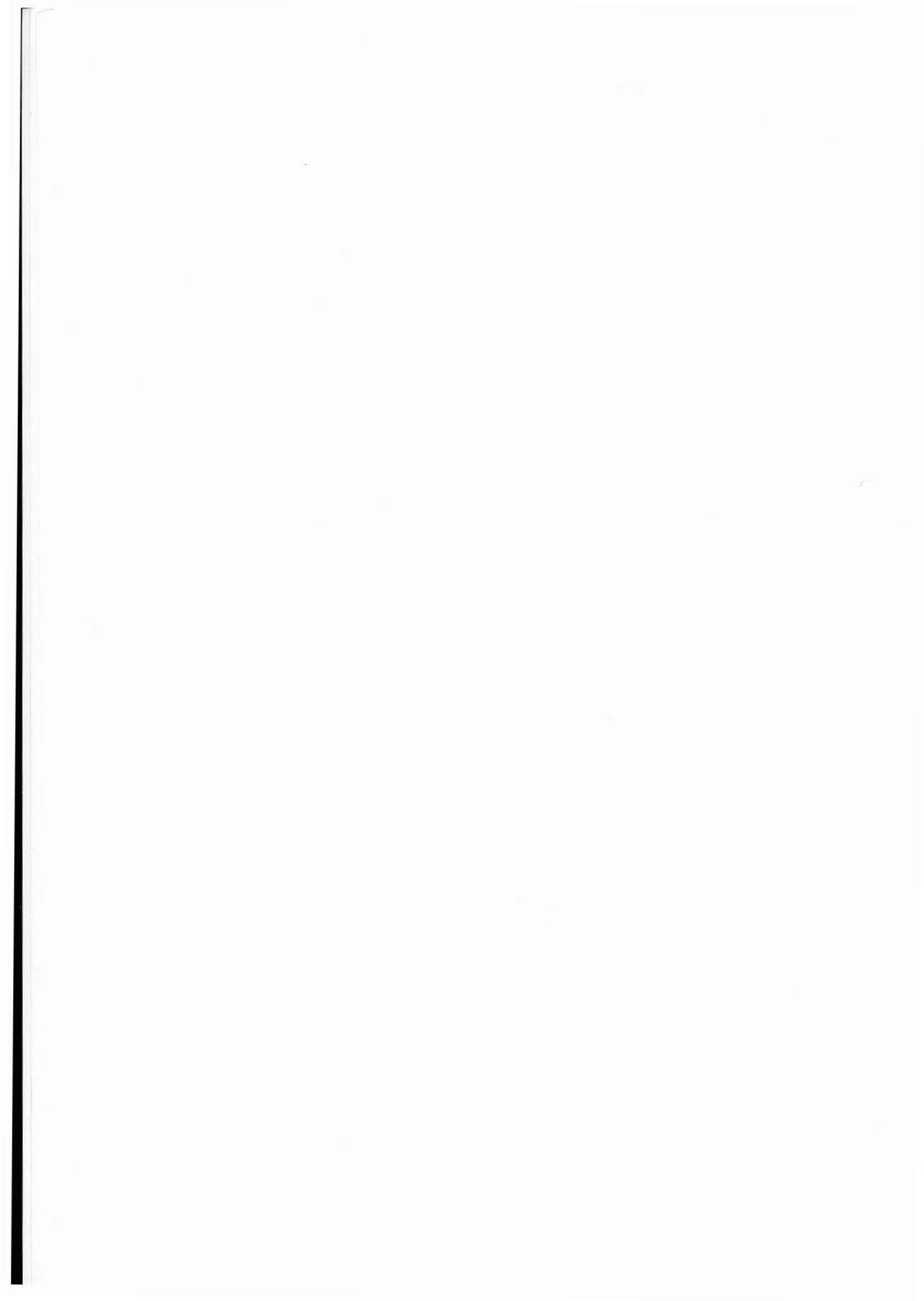
区の設置並びに区の事務所の位置，

名称及び所管区域を定める条例……………「区の設置条例」

横浜市港北区及び緑区の再編成に関する

条例……………「再編成に関する条例」

- 3 市会議案は特段のただし書きがない場合は，市長提案です。



行政区再編成の記録◎目次

序章 身近な行政サービスの実現をめざして

- 1 行政区再編成のスタート 1
- 2 行政区再編成の実施 2

第1章 行政区再編成の必要性

- 1 行政区の役割 3
- 2 横浜市行政区の歩み 3
- 3 行政区再編成の必要性 6

第2章 行政区再編成審議会の答申

- 1 行政区再編成への動き 8
- 2 行政区再編成審議会の設置 9
- 3 市長の諮問と審議の経過 11
- 4 港北区及び緑区再編成の中間案 12
- 5 答申 17

第3章 港北区及び緑区の4分割

- 1 答申の地元説明 23
- 2 「横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例」の制定 23
- 3 「再編成に関する条例」案の審議と議決 24

第4章 区名・再編成期日等の決定

- 1 区名選定委員会の設置 26
- 2 アンケート調査の実施 27
- 3 区名の公募 27
- 4 区名選定委員会の審議 30
- 5 区名の決定 32
- 6 再編成期日 38
- 7 「区の設置条例」の改正 39

第5章 新区総合庁舎等の整備

1	青葉区総合庁舎の整備	41
2	都筑区総合庁舎の整備	45
3	区役所, 保健所, 消防署等の開設及び整備	49
4	市民利用施設の整備	50

第6章 新区開設準備

1	行政区再編成連絡会議	52
2	区役所事務の移管	52
3	関係行政機関等との協議	54

第7章 行政区再編成に関連する事項

1	人口告示と議員定数	56
2	衆議院議員の選挙区画	59
3	選挙管理委員会の再編成	59
4	新町の設定及び住居表示	59
5	関連条例の整備	61
6	区民の手続	62
7	広報	64
8	新区発足記念式典	71
9	新区開設記念行事	74

第8章 住みよい街づくりをめざして

1	港北区	77
2	緑区	79
3	青葉区	80
4	都筑区	82

行政区再編成関連資料

関連年表	87
新4区図	
関連条例	93

序章

身近な行政サービスの 実現をめざして

1 | 行政区再編成のスタート

区制が発足した昭和2年、横浜市に鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区及び磯子区の5区が誕生し、その後、昭和14年の市域拡張により港北区と戸塚区が新設され、ほぼ現在の市域になりました。戦時体制下の昭和18年、19年には、中区から南区、西区が分区され、また、戦後の昭和23年には、磯子区から金沢区が分かれ、10区制となり、昭和44年の内陸4区の再編成まで、約20年間続きました。

昭和44年に行われた行政区再編成は、戦後の高度経済成長期に人口が急増した郊外部と既成市街地との行政サービスや住民の利便性などの不均衡を解消する目的で行われたもので、この再編成により、港南、旭、緑、瀬谷の4区が誕生し、10区制から14区制となりました。

その後も郊外地域を中心に人口増加が続き、昭和44年当時200万人であつた人口も昭和60年には、300万人を突破し、中でも戸塚、緑、港北の3区については、全国の行政区のなかでも1位から3位を占める規模に成長しました。

そうした中で、昭和59年にだされた行政区審議会の答申では、戸塚区については3分割することが妥当であるとしましたが、港北区と緑区については、港北ニュータウンの熟成を待って、将来は4分割が想定されるが、当面の間は田園都市線沿線地域及び港北ニュータウン地域の行政サービスの向上を図る必要があるとしています。

この答申を踏まえて、昭和61年11月に戸塚区の再編成を実施し、緑区の田園都市線沿線地域を管轄する北部支所を設置しました。また、平成4年5月に港北ニュータウン地域についても行政サービスセンターを設置するなど、行政サービスの向上に努めてきました。

しかしながら、近年、地域におけるニーズが多様化するなかで、それぞれの地域の状況に応じたきめ細かな施策や個性ある街づくりの推進が求められています。これらのニーズに対応するためには、よりきめ細かな行政サービスの提供と区における総合行政の一層の推進を図る必要があります。

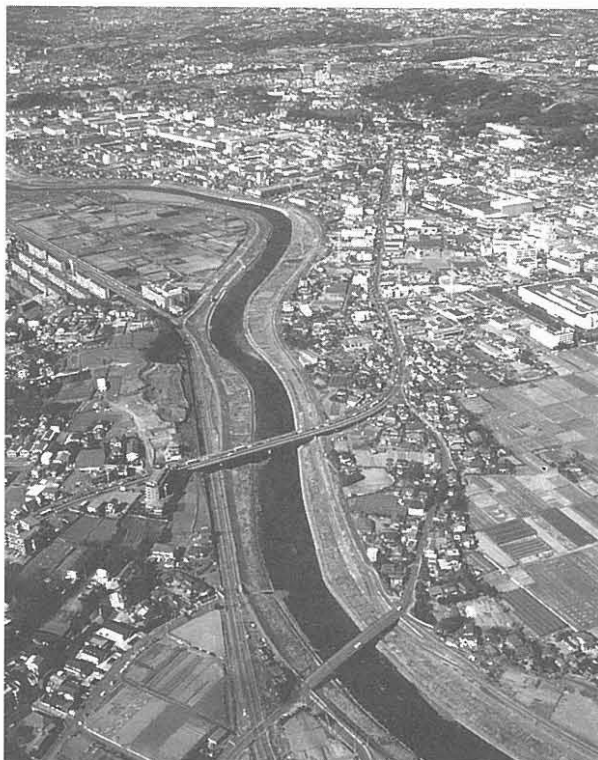
そこで、本市では平成元年11月に前の総合計画「よこはま21世紀プラン」を見直す中で、その第3次実施計画に、「区間の不均衡を是正し、身近できめ細かな行政サービスの実現をはかるため、港北区及び緑区の再編成を実施する」ことを盛り込み、平成6年度の実施に向け、スタートしました。

2 行政区再編成の実施

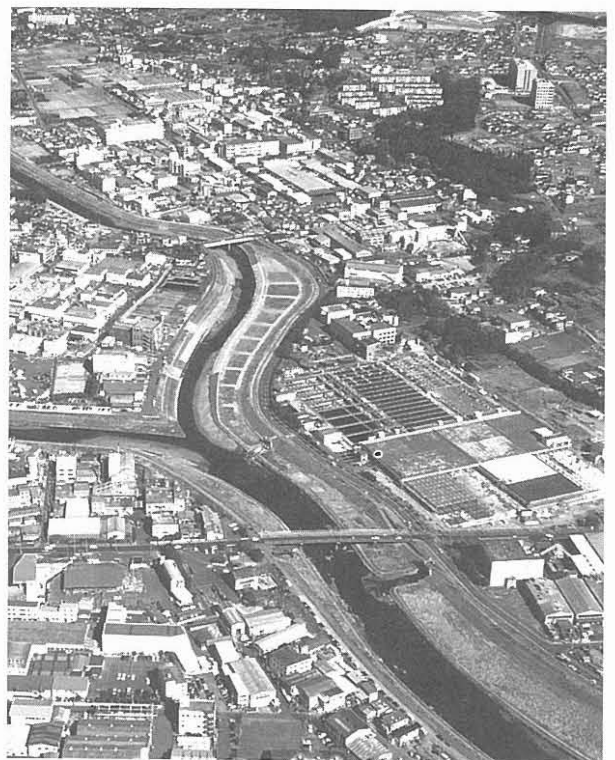
今回の再編成をすすめるに当たって、基本としたことが2点あります。その一つは、「市民参加による行政区再編成の実施」です。具体的には、より多くの市民参加により、民主的な再編成を進めていくため、審議会の設置や区名公募に先立ち、両区の区民を対象にアンケート調査を実施したことや審議会委員及び区名選定委員についてもできるかぎり、多数の地元関係者の参画をいただき、線引きに対する地元意見の聴取や審議会の中間案等の地元説明会の実施など地元意見の反映に努めました。

二つ目は、前回の戸塚区の再編成の反省点に立ち、再編成実施と同時に本市の各行政施設を開設することと再編成にあわせて市民利用施設の整備を進めることでした。新区における本市の行政施設については、一部庁舎を除いて総合庁舎や土木事務所等の完成が再編成時に間に合いませんでしたが、再編成時には、既存施設を活用するなどして、区役所、保健所、消防署、土木事務所といった市民に身近な行政施設を開設いたしました。また、市民利用施設についても、公会堂、図書館、区スポーツセンターなどをこの4月に開設することができます。

こうして、昨年11月6日、新4区が誕生しましたが、今後は、同年12月末に確定をしました本市の新しい総合計画「ゆめはま2010プラン」基本計画で示されている「市民の活動と参加に支えられた活力ある地域社会の実現」に向け、市民の身近な活動の場や支援の仕組みづくりをするとともに区役所の機能強化をはかり、区における総合的な行政サービスを推進していきます。



▲上空から見た鶴見川（新川向橋付近）



▲上空から見た鶴見川（落合橋付近）

第1章

行政区再編成の必要性

1 行政区の役割

広い市域と膨大な人口を擁する大都市にあっては、その抱える都市問題も多岐にわたっており、事務の複雑化、高度化とともに、それを処理する組織、機構も大規模化・専門技術化の傾向にあります。

こうした状況では、事務のすべてを市役所だけで一元的に処理することは不可能であり、行政の効率性や住民の利便性からいっても適切ではなく、都市としての統一性や整合性を保持しながらも、地域ごとに事務処理を分散させることが要請されます。

こうしたことから、政令指定都市においては、市と区との役割分担がなされ、統一的、全市的な行政を行う「市」と、市民との接点にあって身近な行政を担当する「区」がそれぞれの機能を分担することによって、事務を円滑かつ効果的に執行するとともに、住民の利便性の確保が図られています。

また、地域行政の課題が、まちづくり、福祉・保健、生涯学習など広範囲に及んでいる今日、区は、地域行政を総合的に推進していく機関として、各種市民サービスの充実を図り、地域の特性にあわせた施策を積極的に展開していくことが求められています。

2 横浜市行政区の歩み

(1) 区制施行以前（昭和2年まで）

横浜に市制が施行されたのは明治22年（1889年）です。当時の市域は、現在の西区及び中区のうち本牧・根岸を除いた5.4平方キロメートルで、人口は約12万人でした。

その後、明治34年（1901年）、44年（1911年）、昭和2年（1927年）と、3次にわたって橘樹郡神奈川町、保土ヶ谷町、鶴見町、久良岐郡本牧町、大岡川村など近隣町村との合併を重ね、市域面積は133.9平方キロメートル、人口は約53万人に達しました。

(2) 市域拡張に伴う区の設定

昭和2年(1927年)の第3次市域拡張の結果、横浜市は東京、大阪、京都、名古屋に続く大都市となり、鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区及び磯子区の5区により区制が施行されました。その後、昭和11年(1936年)12年(1937年)とさらに久良岐郡金沢町などとの合併を重ね、さらに昭和14年(1939年)の第6次市域拡張により、面積は401.0平方キロメートルと、ほぼ現在の市域になるとともに、人口も87万人に達しました。このとき、新たに加わった区域を中心として、港北区と戸塚区が新設されました。

(3) 人口増等による行政区再編成

戦時体制下の昭和18年(1943年)には、中区から南区が、昭和19年(1944年)には、同じく中区から西区が分離誕生し、戦後に入って、昭和23年(1948年)に磯子区から金沢区が分かれて10区制となりました。

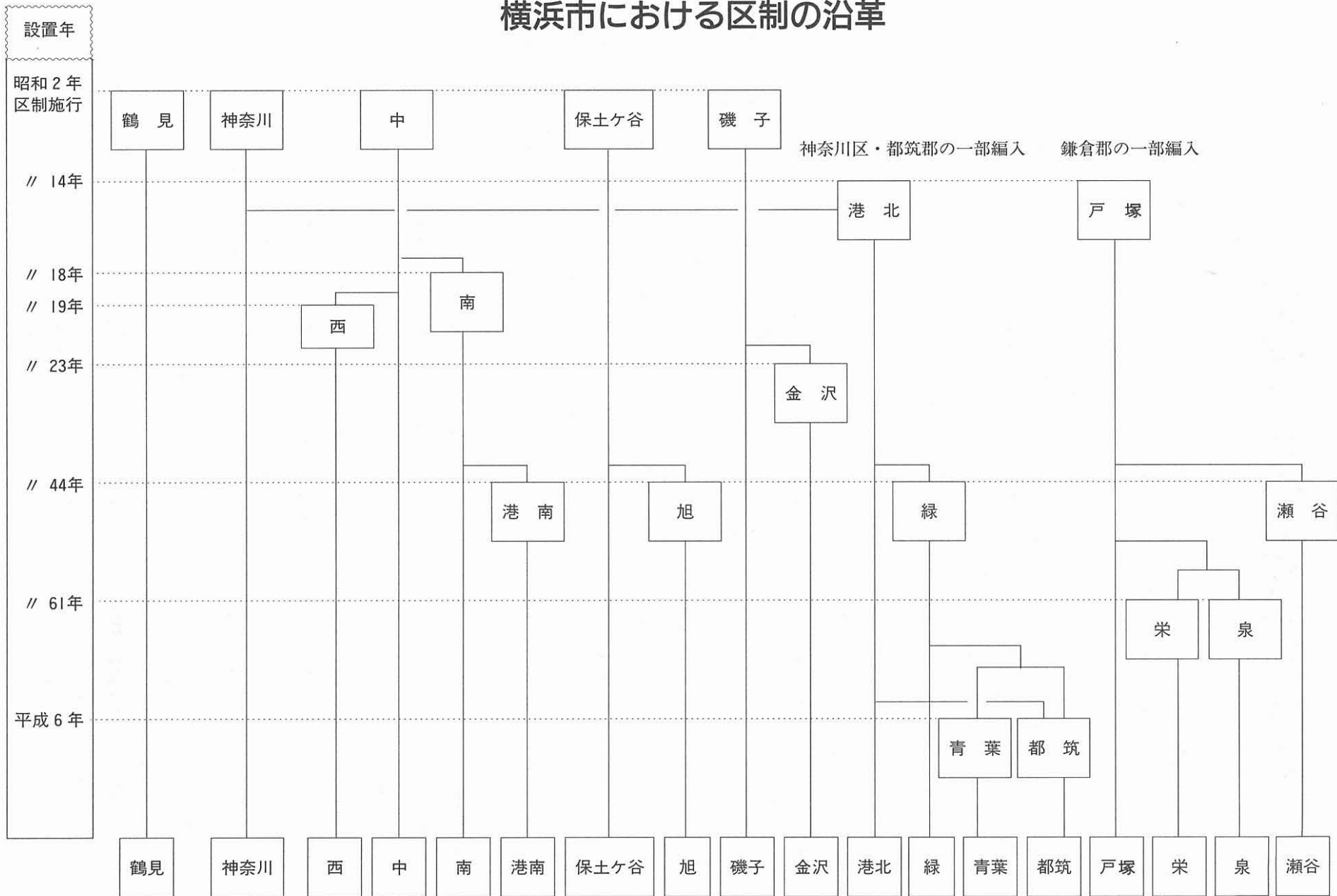
高度成長期に入ると、工業化や都市化が急速に進展するとともに、首都圏への人口集中が進み、横浜市の人口も、昭和23年(1948年)当時86万人であったものが、昭和37年(1962年)に150万人、昭和43年(1968年)には200万人を突破するなど、飛躍的に増加し、東京(区部)、大阪に次ぐ大都市となりました。

こうしたなかで、行政サービスや住民の利便性などの点で、既成の市街地と郊外部との間の不均衡を解消する必要性が生じたため、内陸4区の再編成を昭和44年(1969年)に実施し、南区から港南区、保土ヶ谷区から旭区、港北区から緑区、戸塚区から瀬谷区がそれぞれ新たに設けられ、14区制になりました。

その後、郊外部での人口の増加がなお続き、昭和53年(1978年)には、横浜市は、大阪を抜いて全国第2位の都市となり、昭和60年(1985年)には300万人を突破しました。

こうしたなかで、昭和61年(1986年)戸塚区が3分割され、栄区及び泉区が新設されたほか、緑区に北部支所が設置され、16区役所1支所の体制となりました。

横浜市における区制の沿革



3 | 行政区再編成の必要性

今日、市民のニーズがますます多様化しつつあるなかで、それぞれの地域の状況に応じたきめ細かな施策の展開や個性ある街づくりの推進が求められています。また、郊外区では、人口の増加に対する都市基盤整備の遅れなどの課題を、各地域の特性に合わせて解決していくことが強く要請されています。

しかし、区の規模が大きくなると、そうした課題への迅速で効果的な対応が困難になってくるほか、区役所までの距離や事務処理に要する時間をはじめとして、住民生活の利便性が損なわれてくるなど、各種行政サービスの提供にあたっては、他の区との間に格差をもたらすことにもなってきます。

そこで、横浜市は、区間の不均衡を是正し、市民に身近な行政の推進と行政サービスの一層の向上を図るため、「よこはま21世紀プラン」第3次実施計画のなかに、港北区と緑区の再編成を盛り込みました。

〔表1 区別の人口の推移〕

区 別	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
全 市	2,621,771 (100)	2,773,674 (106)	2,992,926 (114)	3,220,331 (123)
1区平均	187,269 (100)	198,120 (106)	213,780 (114)	201,271 (107)
鶴 見	242,808 (100)	231,477 (95)	237,083 (98)	250,100 (103)
神 奈 川	213,645 (100)	201,794 (94)	201,062 (94)	205,510 (96)
西	89,015 (100)	80,539 (90)	78,858 (89)	76,978 (86)
中	131,346 (100)	121,476 (92)	118,274 (90)	116,634 (89)
南	198,187 (100)	192,020 (97)	191,578 (97)	194,617 (98)
港 南	151,682 (100)	185,713 (122)	206,980 (136)	224,036 (148)
保土ヶ谷	177,092 (100)	179,860 (102)	184,013 (104)	195,795 (111)
旭	200,245 (100)	210,887 (105)	234,544 (117)	248,882 (124)
磯 子	156,165 (100)	156,586 (100)	162,484 (104)	168,846 (108)
金 沢	135,349 (100)	154,687 (114)	176,055 (130)	197,753 (146)
港 北	255,275 (100)	265,506 (104)	280,670 (110)	305,774 (120)
緑	236,251 (100)	289,766 (123)	365,934 (155)	426,663 (181)
戸 塚	339,420 (100)	402,239 (119)	444,116 (131)	238,536
栄				123,766 (144)
泉				126,866
瀬 谷	95,291 (100)	101,124 (106)	111,275 (117)	119,575 (125)

- (注) 1 各欄の右側の () は昭和50年を100とした場合の指数
 2 戸塚区の昭和60年までの人口と平成2年の指数は、栄・泉両区を含む
 3 1区あたりの平均は、昭和60年までは14区、平成2年は16区平均

〔表2 区別面積〕

区 別	面 積	順 位
全 市	431.57km ²	
1区平均	26.97km ²	
鶴 見	31.44km ²	5
神 奈 川	23.38km ²	8
西	6.33km ²	16
中	19.24km ²	11
南	12.63km ²	15
港 南	19.87km ²	10
保土ヶ谷	21.80km ²	9
旭	32.79km ²	4
磯 子	18.97km ²	12
金 沢	30.52km ²	6
港 北	43.79km ²	2
緑	75.91km ²	1
戸 塚	35.69km ²	3
栄	18.55km ²	13
泉	23.56km ²	7
瀬 谷	17.11km ²	14

(注) 平成2年市民局調べ

〔表3 指定都市の大規模区〕

順 位	人 口			面 積		
	都市名	区 名	人 口	都市名	区 名	面 積
1	横 浜	緑	426,663人	札 幌	南	657.23km ²
2	横 浜	港 北	305,774人	広 島	安佐北	353.06km ²
3	京 都	伏 見	280,276人	仙 台	青 葉	302.28km ²
4	札 幌	豊 平	277,801人	京 都	左 京	246.88km ²
5	仙 台	青 葉	259,998人	神 戸	北	241.85km ²
6	北九州	八幡西	253,018人	仙 台	太 白	228.21km ²
7	横 浜	鶴 見	250,100人	北九州	小倉南	169.33km ²
8	横 浜	旭	248,882人	仙 台	泉	146.58km ²
9	福 岡	東	247,356人	神 戸	西	137.42km ²
10	横 浜	戸 塚	238,536人	広 島	安佐南	116.91km ²

(注) 1 平成2年国勢調査による

2 千葉市(平成4年指定都市移行)を除く

第2章

行政区再編成審議会の答申

1 行政区再編成への動き

港北区及び緑区の再編成については、前回、戸塚区の再編成時に、横浜市行政区審議会から、出された答申（昭和59年6月）の中で、「港北ニュータウン地域を一行政区、残る区域のうち港北区の区域が一行政区、緑区は横浜線及び田園都市線との2地域に分割され、4分割が想定されるが、現段階では港北ニュータウン地域が未成熟であり、港北ニュータウン地域の成熟を待つべきである」との考え方が示されました。

この答申後も港北区及び緑区は、人口の増加が続き、本市16区中人口、面積とも1、2位を占めるようになり、また、港北ニュータウン地域では、都市基盤の整備や人口の定着化が進み、急速にまちづくりが進展しました。

こうした中で本市では、区間の不均衡を是正し、身近な行政サービスの向上をはかるため、平成元年11月に「よこはま21世紀プラン」の見直しを行い、その第3次実施計画（平成2年度～平成6年度までの5か年）の中に、次のとおり、港北区及び緑区の行政区再編成を平成6年度までに実施することを盛り込みました。

よこはま21世紀プラン第3次実施計画

区間の不均衡を是正し、身近な行政サービスを充実するため、港北区及び緑区の再編成を実施します。

行政区再編成の関連で、公会堂、図書館、区スポーツセンター、老人福祉センターの整備をすすめます。

行政区の再編成により新設される区に区庁舎を建設します。（平成6年度）

この計画を受けて平成2年6月には、行政区再編成の専任組織として、総務局行政区調査室が設置され、港北区及び緑区の再編成に本格的に着手することとなりました。

2 | 行政区再編成審議会の設置

平成3年度には、戸塚区再編成時の審議会の答申に基づいて港北区及び緑区の具体的な再編成案を検討するために「横浜市行政区再編成審議会」を設置することとし、平成3年第1回市会定例会（2月市会）に「横浜市行政区再編成審議会条例案」を提案しました。この条例案は、平成3年3月15日の本会議で原案どおり可決され、平成3年3月25日に公布されました。

（参考）「行政区再編成審議会条例」は、
巻末に掲載

これを受け、4月17日に行政区再編成審議会が発足しました。審議会の委員は学識経験者8人、関係行政機関の職員4人、市民代表14人、横浜市職員1人の計27人で、前回戸塚区の再編成時の行政区審議会より7人多く、前回より、一層の市民意見の反映をはかりました。

また、前回の審議会が行政区のあり方も含め全般的な審議をしたのに比べ、今回は港北区及び緑区の具体的な再編成案の検討を中心としました。

発足当初の委員の名簿及びその後の変更は、表1のとおりです。

朝日新聞（平成3年4月16日）

<p>横浜市は十五日、九四年に予定されている横浜市の港北、緑の行政区再編成に向けた審議会を十七日発足させると発表した。審議会では、すでに八四年六月の行政区審議会で答申された港北ニュータウン地域を一行政区、港北区の残る区域を一行政区、緑区の港北</p>	<p>港北・緑区の行政区見直し あす審議会発足</p> <p>横浜市は十五日、九四年に予定されている横浜市の港北、緑の行政区再編成に向けた審議会を十七日発足させると発表した。審議会では、すでに八四年六月の行政区審議会で答申された港北ニュータウン地域を一行政区、港北区の残る区域を一行政区、緑区の港北</p>	<p>ニュータウンにかからない部分をJR横浜線沿線と東急田園都市線沿線との二地域に分割する四分割案を基本に、審議を進める。</p> <p>委員は、市民代表十四人、学識経験者八人、関係行政機関四者、宮原助役の計二十七人で構成される。</p>
---	---	---

〔表1 横浜市行政区再編成審議会委員名簿〕

(五十音順；敬称略)

氏 名	職 名	備 考
一 杉 哲 也	横浜市立大学商学部教授	会 長
上 野 豊	横浜商工会議所会頭	副 会 長
池 澤 利 明	横浜港埠頭公社理事長	小委員長
池 田 敬 子	日本体育大学体育学部教授	
笈 川 新 一	横浜市社会福祉協議会評議員	
片 岡 慶 子	平成元・2年度市政モニター	
金 子 保	港北区中川地区連合町内会長	
神 崎 満次郎	横浜地方法務局長	
後 藤 裕紀子	平成元・2年度市政モニター	
小 林 重 敬	横浜国立大学工学部教授	小 委 員
佐 藤 勇	神奈川県警察本部横浜市警察部長	
志 村 茂	緑区市ヶ尾連合自治会長	
白 井 文 雄	緑区連合町内会長会長	
千 賀 瑛 一	神奈川新聞社取締役社長室長	小 委 員
手 束 和 之	横浜市医師会会長	小 委 員
長 澤 茂	港北区連合町内会会長	
樋 口 徳 次	緑区東本郷地区連合自治会長	
福 岡 實	横浜市商店街連合会副会長	
梶 幸 雄	横浜市立大学文理学部教授	小 委 員
眞 鍋 和 夫	横浜中央郵便局長	
宮 田 与 一	港北区高田町連合町内会長	
八木下 大 三	横浜市農業協同組合協議会長	
矢 澤 澄 子	横浜市立大学商学部教授	小 委 員
山 崎 洋 子	作 家	
山 下 栄 蔵	横浜市工業会連合会副会長	
山 田 一 雄	神奈川県横浜地区行政センター所長	
宮 原 宏 一 郎	横浜市助役	
(委員の変更)		
眞鍋 和夫委員に代わり，辻 康平委員 [平成3年6月～]		
佐藤 勇委員に代わり，片倉 孝雄委員 [平成4年3月～]		
山田 一雄委員に代わり，小野仁一郎委員 [平成4年4月～]		
神崎満次郎委員に代わり，渡邊 芳弘委員 [平成4年4月～]		

3 | 市長の諮問と審議の経過

平成3年4月17日に第1回行政区再編成審議会が開催され、市長より①港北区及び緑区の区域の変更，②その他行政区の再編成に関し必要な事項，について諮問を受けました。

同審議会は審議会を11回，小委員会を26回開催しましたが，住民意識・地域特性を十分考慮しながら各方面の意見を聞くとともに，中途では中間案を発表して，これに対する意見を踏まえて検討するなど，慎重な審議を行いました。

その結果，平成4年5月8日に答申書を市長に提出しました。

【第1回審議会】 平成3年4月17日

- ① 委嘱
- ② 市長あいさつ
- ③ 会長・副会長選出
会長に一杉委員，副会長に上野委員を選出
- ④ 諮問
- ⑤ 審議会運営要綱の決定
- ⑥ 小委員会委員の選任

池澤，小林，千賀，手束，柁，矢澤，宮原の計7委員を小委員として指名

〔第1回小委員会〕 平成3年4月17日

池澤委員を小委員長に選任

〔第2回小委員会〕 平成3年5月22日

両区地域状況及び区民意識調査

【第2回審議会】 平成3年5月30日

再編成の概括的検討

【第3回審議会】 平成3年6月12日

港北区・緑区現地調査

〔第3～6回小委員会〕 平成3年6月19日～7月10日

現地視察

地元意見聴取

線引きの基本方針

【第4～6回審議会】 平成3年7月17日～10月24日

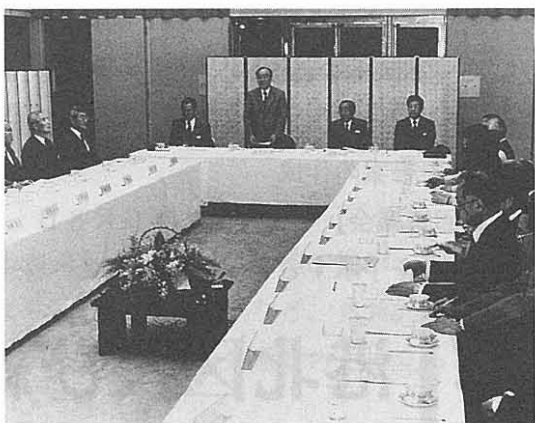
線引きの基本方針についての小委員会報告及び地元意見聴取を了承

〔第7～13回小委員会〕 平成3年7月17日～9月17日

地元ヒアリング



市長の諮問



審議風景

港北区及び緑区の再編成について（中間案）

I はじめに —略—

II 港北区及び緑区の再編成

1 再編成の基本方向

港北・緑両区では、東横線、横浜線、田園都市線の各沿線を中心として開発が進み、また、港北ニュータウンの新しいまちづくりによって、地域ごとに広がりをもった市街地が形成されてきており、区民の通勤・通学、買い物をはじめとする生活行動も、これらの鉄道沿線に広がりを見せている。

こうした状況などを背景として、昭和59年6月の行政区審議会の答申では、具体的な区画は明らかになっていないものの、両区にまたがる港北ニュータウン地域のほか、同地域以外の港北区の地域、緑区の横浜線沿線地域、田園都市線沿線地域のそれぞれを1行政区とする考え方が示されている。

—中略—

このような各地域の状況をふまえ、港北区及び緑区の再編成については、東横線沿線地域、港北ニュータウン地域、横浜線沿線地域、田園都市線沿線地域を中心としたそれぞれの範囲を1行政区とすることを基本方向とし、具体的な区画の範囲を定めていくこととした。

2 線引きの基本的指針

再編成の線引きには、それぞれの地域の状況を土台にして、人口、面積、地形・地物、地域の社会的性格や沿革的事情、地域社会のまとまり、行政の効率性など、多角的な視野から考察を加えるとともに、地元の意向をもふまえつつ、将来的な見通しの上に立って、全市的な視点で総合的な検討を進めた。

—中略—

こうして検討した内容を、具体的な線引きの検討を行うにあたっての基本原則としてまとめ、「線引きの基本的指針」とした。

- ① 港北区・緑区の行政区再編成を実施するにあたっては、すでに区民の理解が進みつつある4つの地域構成（港北ニュータウン地域、東横線沿線地域、横浜線沿線地域、田園都市線沿線地域）によることとする。
- ② 行政区再編成の目的である区間の不均衡を是正するため、将来を見通した人口・面積のバランスを考慮することとする。
 - i) 2,000年における横浜市の人口は369万人と見込まれ、18区の平均人口は205千人で、最大区は286千人となるので、新しくできる4区は、30万人程度までの人口規模を目安とする。

ii) 新しくできる4区の面積は、それぞれ港北区・緑区の全体面積の20～30%が望ましい。

- ③ 今回の再編成では、港北区・緑区と他の区との区境の変更は、原則として行わない。
- ④ 横浜市は、市民が豊かでうるおいある社会生活がおくれるよう、地域社会における連帯により、ふれあいのある住みよい街をめざしており、再編成にあたっては、地域コミュニティをできるかぎり尊重することとする。
- ⑤ 以上の原則をふまえつつ、川や道路などの市民にとってわかりやすい地形を基準とし、線引き案を作成する。

3 具体案の検討にあたって

再編成の線引きの具体的検討には、港北区・緑区・北部支所の区域にまたがる港北ニュータウン地域とそれに隣接する地域の取扱いが、特に重要である。

港北ニュータウン地域では、昭和49年に港北ニュータウン基本計画が定められ現在まで、地元権利者の協力によって設定されたいわゆる施行区域において、住宅・都市整備公団による土地区画整理事業が行われている。ニュータウン事業はこの施行地区を核として、周囲の農業専用地区やその他の市街化調整区域を含めた範囲が計画区域となっており、これがニュータウンの事業範囲とされている。

昭和59年6月の行政区審議会では、ニュータウン地域は大まかなまとまりとして示されており、実際の線引きにあたっては、地域ごとに確定させていくべきものとされている。

そこで、今回の行政区再編成では、1行政区として設定する場合のニュータウン地域の範囲を考えるにあたって、計画区域を基本としつつも、これに重複して隣接している地区について、さきの「線引きの基本的指針」に照らし、人口・面積規模、地域のコミュニティの尊重、市民にとってわかりやすい地形等の原則や地元意見をもあわせて考慮して、総合的な観点からの検討を行うこととした。

4 線引きの基本とすべき素案

以上の考え方に基づいて検討を重ね、次のとおり、線引きの基本とすべき素案をまとめた。この基本線は、今後さらに詳細な現地調査および関係方面との調整を重ねた上で、確定させていくべきものであると考えられる。

(1) 新区の区域（別紙地図参照）

A 区	港北区の所管区域から、中川地区および新田地区の一部の地域を除いた地域
B 区	緑区の所管区域から北部支所の所管区域および都田地区を除いた地域
C 区	北部支所の区域から荏田地区の一部を除いた地域
D 区	港北区・緑区の所管区域のうち、中川地区および都田地区並びに新田地区の一部を合わせた地域

(2) 区画の説明

① A区とD区・B区との境

高田町と東山田町の町界，東山田町と新吉田町の町界，第三京浜道路，新羽町と新栄町の町界（最寄りの公道），新羽町・小机町と大熊町・川向町・東本郷五・六丁目の町界

[主な理由]

- ・ 第三京浜は明確な地形・地物であり，わかりやすい行政区画となる。
- ・ 現在の町界および区境を尊重しており，新吉田地区・新羽地区の分断をできる限り少なくすることができる。
- ・ ニュータウンの土地区画整理事業による連続した街並みを分断しない。

② B区とD区との境

鶴見川

[主な理由]

- ・ 鶴見川は明確な地形・地物であり，わかりやすい行政区画となる。
- ・ 現在の町界をもとにしており，町や単位町内会等を分断しない。

③ B区とC区との境

現在の緑区と北部支所の所管区域の境（荏田地区部分を除く）

[主な理由]

- ・ 恩田川は明確な地形・地物であり，わかりやすい行政区画となる。
- ・ 現在の支所境であり，町や単位町内会等を分断しない。

④ C区とD区との境

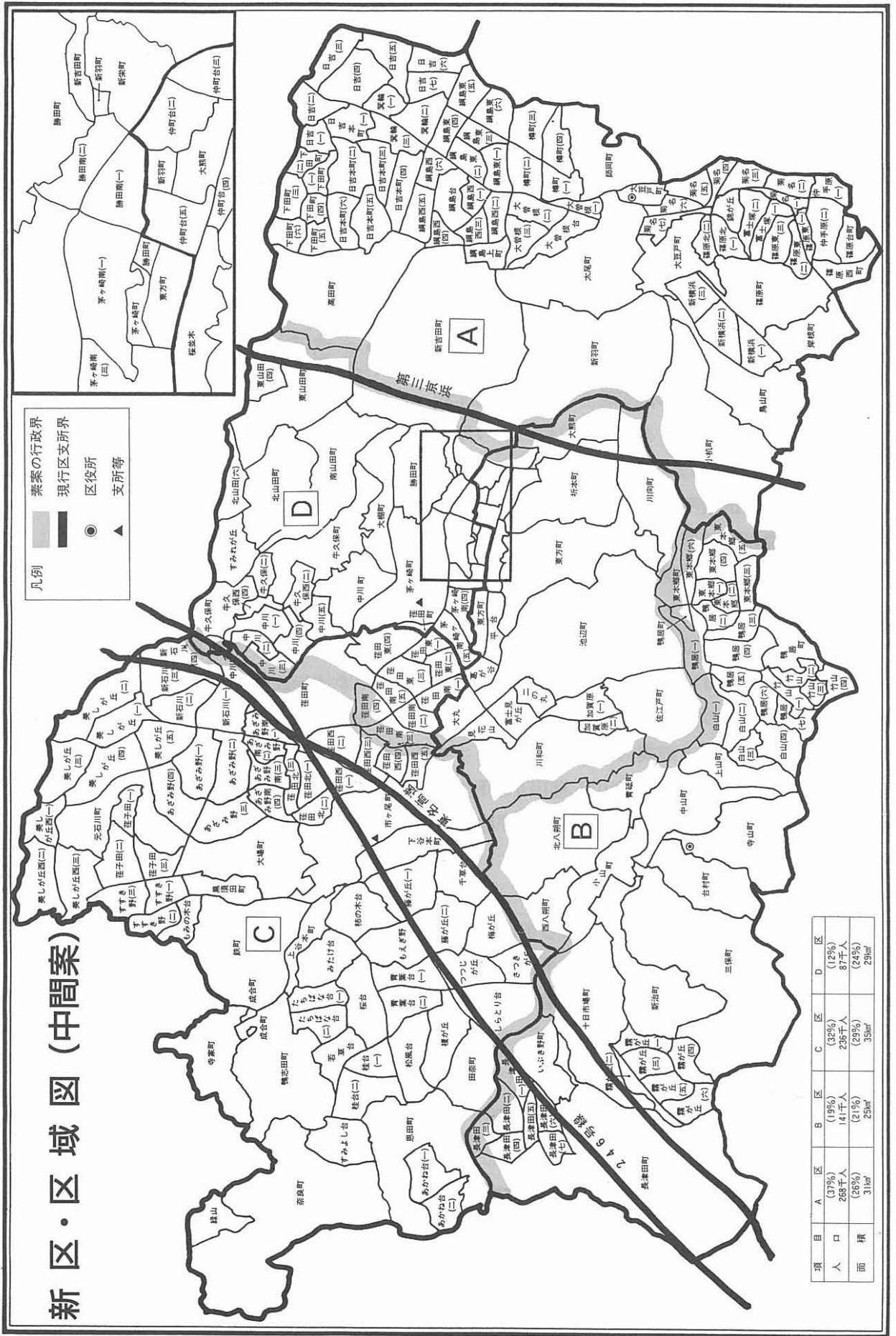
国道246号線，早瀬川，荏田小学校横のバス通り，荏田町・荏田西二・三・四・五丁目と荏田南三・四丁目の町界境（最寄りの公道），市ヶ尾町と川和町の町界

[主な理由]

- ・ 土地区画整理事業による街の形成の違いを尊重することになる。
- ・ 現在の荏田町における単位町内会等の地域のつながりを尊重することとなる。
- ・ 江田駅及び市が尾駅周辺の交通体系に配慮することとなる。

III 付 記 — 略 —

新区・区域図 (中間案)



項目	A 区	B 区	C 区	D 区
人口	(37%) 141千人	(19%) 75千人	(32%) 126千人	(12%) 47千人
面積	(26%) 31km ²	(21%) 25km ²	(29%) 35km ²	(24%) 29km ²

5 | 答 申

審議会は、「中間案」に対する地元関係者等の意見等をふまえて、さらに検討を重ね、約1年に及ぶ慎重な審議の結果を取りまとめ、平成4年5月8日に「横浜市行政区の再編成に関する答申」を市長に提出しました。



▲市長への答申

毎日新聞（平成4年5月9日）

市行政区再編審

**港区
緑区
4分割
最終案を答申**

94年度から新区制

人口が急増している港北区、緑区の分区について検討している「横浜市行政区再編成審議会」（会長・杉野出横浜市大名誉教授）は八日、二区を四分割する最終案を高秀秀市長に答申した。市は答申を尊重するとしており、四分割の線引きは基本的に終了した。また答申では、分割後も港北区緑区役所のある二区については、これまで通り

港北区、緑区の名前が望ましいとしている。

最終案は、昨年十月二十四日に発表された中間案の内容を基本的に引き継いでいる。中間案では、港北区の東急東横線沿線のA区、

港北区、緑区の名前が望ましいとしている。



港北区、緑区の分区案概要
港北区、緑区、現行区界
A区、B区、C区、D区
① 港北区、緑区、現行区界
② 港北区、緑区、現行区界
③ 港北区、緑区、現行区界
④ 港北区、緑区、現行区界

や幹線道路などを利用、地域の事情を考慮して設定した。しかし中間案発表後、地元住民の希望を再検討し、最終案ではA D区間で約八十世帯をD区に編入、D区とされ、同所の神隠地約四十世帯をA区に編入

③C区とされた緑区在田町の存田南四丁目を接する地域約二十世帯は、港北区ニュータウン区画整理地区域内とすることでD区に入れ、同所の港北区中川町と接する地域約九十世帯は同区域

現在の人口で見ると、A区は約三十一平方、約二十七万人、B区は約二十五平方、約十四万四千人、C区は約三十五平方、約二十三万八千人、D区は二十九平方、約九万五千人となる（二月末現在）。

今後は、今年度中に新区の区域を定める条例を制定、C・D区の区庁舎の建設費、区立委員会の改称を決定して、九三年中に区名を決定、九四年秋の新区制を目指している。

外のための区に入れた。また、旧田名村といこととで緑区奈豆町、恩田町と一体化してC区に編入してほしいとの要望が強かった。B区の緑区長津田は、中間案発表後、数回の地元説明会などを行い、B区にすることで地元からの了承を得た。

答申の要旨は次のとおりです。

平成4年5月8日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市行政区再編成審議会
会 長 一 杉 哲 也

横浜市行政区の再編成について（答申）

平成3年4月17日に諮問を受けた横浜市における行政区の再編成について、本審議会の審議結果を、別紙のとおり答申します。

はじめに ——略——

第1章 行政区再編成にあたって

- 1 行政区とは ——略——
- 2 横浜市の区制 ——略——
- 3 横浜市の区の現状 ——略——
- 4 今回の行政区再編成の必要性

前回の行政区再編成以降、港北区及び緑区が、人口・面積ともに全市16区中1，2位を占めるようになった。平成2年（1990年）実施の国勢調査によれば、緑区は、全市の平均と比べると、人口で2.1倍、面積では3.2倍、港北区は、それぞれ1.5倍、1.8倍となっており、全国的にみても、人口は両区とも最大規模となっている。

このように、区の規模が著しく大きくなることは、区役所までの距離や事務処理に要する時間などで区民に不便をかけるとともに、地域の状況や区民の意見・要望に的確に対応しつつ、きめ細かな施策を展開していく上でも望ましいことではない。また、区の規模の格差によって、市民に対する各種の行政サービスが不均衡を生じることのないよう配慮しなければならない。

そのため、これまで、北部支所を開設するとともに、行政サービスコーナーを設置し、その機能の充実に努めるなど、港北区及び緑区の行政サービスの向上が図られてきたところである。しかし、支所はあくまで一つの行政区の一定区域を受け持つという限定的な性格を持つことから、これを区役所にすることによって、サービス内容のなお一層の充実に図るべきであるとの要望が高まってきている。

横浜市が平成2年（1990年）に港北区及び緑区の区民を対象に実施した意識調査においても、現在住んでいる区の規模を「大きい」と感じている人は半数を超え、港北ニュータウン地域では、「区役所が遠くて不便である」と感じている人が4割を超えている。また、

再編成の長所に関する考え方のうち、「区民の日常生活に密着したきめ細かな（身近な）市民サービスの向上」、「区内に図書館やスポーツセンターなどの市民利用施設が増える」、「地元の要望や意見が反映されやすくなり、行政が地域の実情に即して行われる」を支持する人が多くなっている。

このように、港北区及び緑区の両区については、行政サービスをなお一層拡充し、市民に身近な行政の推進を図るという見地から、再編成を実施すべき時期にきているものと考ええる。

第2章 港北区及び緑区の再編成

- 1 再編成の基本方向 ——略——
- 2 線引きの基本的指針 ——前掲の「中間案」参照——
- 3 再編成の具体案

(1) これまでの経過

本審議会では、再編成の具体案を検討するにあたり、地域の状況や地元の意向の把握に努めるため、現地調査や地元ヒアリングを実施し、そこで確認した地元意見等を踏まえながら、「線引きの基本的指針」を原則に検討を重ねた。

そして、その後、数次にわたる審議の末、中間案をとりまとめ、これをもとに地元の意見等をされに具体的に聴くこととした。この中間案については、両区の連合町内会長会への説明をはじめに、市広報への掲載、地元自治会・町内会への説明会の開催、区民への個別の説明などを通じて、地元及び関係各方面の理解を得られるよう努めるとともに、これに対する意見等は審議会へ逐次報告された。

こうした経過のもとに、中間案に対する意見等を踏まえて、されに慎重な検討、調整を重ね、結論として次に示す案をとりまとめた。

(2) 新たな区の区域

現在の港北区及び緑区について、次のように4つの行政区に再編成する。

- ・現港北区の区域のうち
東横線沿線地域を中心とする地域をもって、
A区（仮称）とする。
- ・現緑区の区域のうち
横浜線沿線地域を中心とする地域をもって、
B区（仮称）とする。
- ・現北部支所の所管区域のうち
田園都市線沿線地域を中心とする地域をもって、
C区（仮称）とする。
- ・現港北区及び緑区の区域のうち
港北ニュータウン地域を中心とする地域をもって、

D区（仮称）とする。

区域の詳細は別紙（再編成図）参照

(3) それぞれの地域のまとまりと主な区界

具体的な再編成案の検討にあたっては、互いに接する地域との関連の中で、それぞれの地域の拡がりをとらえることとした。したがって、特に、各地域の接点にあたる地区については、慎重な検討を行った。

[A 区]

東横線沿線地域は、東横線の開通に伴って発展してきた地域であり、各駅を中心とする開発地区を囲み、市街地が順次形成されてきた。土地利用の面では、住宅地が主であるが、鶴見川周辺などでは、工場や農地、緑地が混在している。近年、この地域の人口増は沈静化の傾向にあるが、既存の鉄道のほか、今後、市営地下鉄の延伸ともあいまって、第二都心をめざす新横浜周辺を中心に、業務、商業、文化、スポーツなど多様な都市機能の集積が進んでいくものと予測される。

この地域の具体的な区界としては、西側の港北ニュータウンの区画整理地区と接し、明確な地形・地物としての第三京浜道路に着目しつつ、港北ニュータウンの計画区域線と関連する高田地区、新吉田地区及び新羽地区については、現行の町界や区画整理の境界にも着目して、地域のまとまりをできる限り確保することとした。

[B 区]

横浜線沿線地域は、市街化の進行が緩やかであり、他の区ほどは急激ではないが、今後も緩やかな人口増が見込まれる。土地利用の面では、東部に研究所の立地が見られるほか、中部には区画整理等による面的開発も進行している一方で、中部、南部にはまとまった緑地が残されている地域となっている。

この地域の具体的な区界としては、港北ニュータウン地域に接する北側では、明確な地形・地物である鶴見川に着目した。また、田園都市線沿線地域との接点としては、長津田地区が交通の要衝であり、その地域特性に基づき、今後、主要な地域拠点としての重要性がますます大きくなっていくことをも考慮し、恩田川とした。

[C 区]

田園都市線沿線地域は、鉄道開設と連携した計画的な区画整理により市街化が進められた地域が多く、土地利用の面では、整然とした街並みの住宅が主となっている。こうした区画整理による開発が、さらにいくつかの地区で進行しており、今後も人口増加が見込まれる地域である。将来的にも、文化や商業機能等が充実されていくことにより、区民の指向にも変化が生じてくるものと思われる。

この地域の具体的な区界としたは、東側で、組合施行による区画整理と住宅・都市整備公団による港北ニュータウンの区画整理のそれぞれの街並みが接していることから、これらの境界に着目し、また、荏田地区内の一部については、区界としての明確性から、わかりやすい道路に着目した。また、横浜線沿線地域との接点としては、区界の明確性により、恩田川及び東名高速道路とした。

[D 区]

港北ニュータウン計画は、「乱開発の防止」、「都市農業の確立」、「市民参加によるまちづくり」を基本理念に、居住環境の整備とともにゆとりある公共施設を整備し、計画的なまちづくりを推進しているものである。今後、地下鉄の延伸に伴ってこの地域への人口定着が進むものと予測されるが、相当な人口増にも十分対応できる公共公益施設などの都市施設を計画的に整備してきている。

この地域の範囲をきめるにあたっては、こうした港北ニュータウン事業の計画の範囲と周辺地域との調和を図っていく必要があるが、区画整理地区と農業専用地区やその他の地区を包含する事業計画区域の範囲が基本として考えられた。しかし、このニュータウン計画区域の線は、区界としての明確性に欠けるとともに、町を大きく分断するため、これをもって区境とすることは困難である。そこで、港北ニュータウンの区画整理の街並みの一体性と、これに重複して隣接する地区のまとまりをも考慮して、この地域の具体的な区界としては、西側については田園都市線沿線の組合施行の区画整理との境界に着目した。また、東側については、第三京浜道路に着目しつつ、東山田・新吉田・新羽地区それぞれについてできる限り地域のまとまりに配慮した。さらに、南側については、明確な地形・地物としての鶴見川とした。

第3章 行政区再編成に関し必要な事項

1 新しい区の名称

現在の区名である「港北区」及び「緑区」については、前者は昭和14年（1939）の設置以来の名称であり、後者についても昭和44年（1969）の再編成にあたり公募により決定した名称であり、長く市民の間に定着している。そこで両者については、それぞれ現在の区庁舎のあるA区及びB区に引き継ぐこととし、今後かなりの人口増を伴う新たなまちづくりが進むC区及びD区については、新たな区にふさわしい親しみやすい区の名称を決定していくべきであろう。

区の名称が、地名として日常生活に不断に用いられ、地域を象徴するものとなることや、行政区再編成の目的が市民に身近な行政の推進にあることを考慮すれば、新しい区の名称は、市民参加の観点から、前回や前前回と同様に、一般から公募すべきものとする。

その際、「区名選定委員会」（仮称）を設置し、市民の代表が参加して、その声を反映させるようにすることが望まれる。

2 再編成までの諸準備

- (1) 新区庁舎の整備 ——略——
- (2) 円滑な事務移管の準備・推進 ——略——
- (3) 港北ニュータウン地域の行政サービスの段階的拡充 ——略——

3 区民への対応

- (1) 関係行政機関との連絡調整 ——略——
- (2) 市民広報の推進 ——略——
- (3) 各種地域団体の再編成 ——略——
- (4) 区民意識と連帯感の醸成 ——略——

第4章 今後の課題

1 区のビジョンの策定 ——一部略——

したがって、地域の特性や区民のニーズを踏まえ、これを十分に反映させていくことを基本に、各種市民利用施設や都市基盤施設の整備などのハード面の充実が望まれる。それとともに、コミュニティの形成や地域の福祉・保険、生涯学習など、ソフト面の領域をも含めて、将来に向かってまちづくりをどのように進めていくのかについては、従来の形式や内容にとらわれることなく、市民参加の下で、市民生活の視点にたつて、それぞれの区でビジョンを策定していくことが望ましい。

2 行政サービスの一層の充実

(一部略)

今日、区行政の課題が、まちづくり、地域施設、福祉・保険、生涯学習などに及んでいく中で、これらを総合的に推進することが一層重要になっている。したがって、横浜市においては、今後とも、地域総合行政機関としての区役所機能のなお一層の充実と住民自治の確保を図るとともに、ハード・ソフト両面にわたる各種市民サービスの一層の向上をめざし、行政施設をさらに充実させていくための地域行政のあり方などについて、長期的な視野からの検討が進むことを望みたい。

結 び ——略——

第3章

港北区及び緑区の4分割

1 答申の地元説明

行政区再編成審議会の答申が出されて以降、新たな区界線に関連する地域を中心に説明を行ったところ、ほとんどの地域について、答申の線引きに対して了承する旨の意向が示されました。これを受け、本市としての再編成に関する意思を対外的に表明するため、「横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例」（以下、「再編成に関する条例」という。）を平成4年第4回（12月）市会に提案しました。

なお、新吉田町、荏田町など区界線によって分断される町については、2区に同一町名を残さない事を基本に、引き続き地元の理解を得ながら、隣接町への編入や新町の設定などを検討していくこととしました。

2 「横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例」の制定

(1) 再編成に関する条例の意義と性格

地方自治法では、政令指定都市は、市域をいくつかの区に分かつとともに、区の設置、区の事務所や出張所の位置と名称、それぞれの所管する区域については、条例で定めるべきことを規定しています。

これを受けて、本市では「区の設置並びに区の事務所の位置、名称および所管区域を定める条例（以下「区の設置条例」という。）」を定めています。したがって、行政区再編成にあたっては、「区の設置条例」の改正が必要となってきます。

しかし、この条例を改正するには、単に新区の区域の確定だけでは足りず、新区の名称や区役所の所在地なども確定していなければならないため、なお時間が必要でした。

一方、行政区再編成が、市民生活や企業活動をはじめ、関係機関等に及ぼす影響を考えると、新区の円滑な発足のためには、再編成の実施までの間に一定の準備期間を設ける必要があります。新区の区域だけでも先行して早めに確定しておく必要がありました。

こうして、新4区の区域の確定を目的とした「再編成に関する条例」を制定することとしました

が、この条例は、公布はされるが施行とともに廃止されるので、実質的拘束力はありませんが、次のような意味を持つものです。

- ① 再編成の節目で本市の意思を対外的に明らかにすることにより、新区名の募集をはじめ、住民や企業、官公庁などが円滑に準備を進めることができる。
- ② 再編成のPR効果が期待できる。

なお、本市では前回の戸塚区の再編成の時にも、「区の設置条例」の改正に先行して「戸塚区の再編成に関する条例」を制定しているほか、川崎、大阪、神戸及び福岡の各都市も同様の条例の制定、あるいは新区設置に関する議決を先行させる方式をとっています。

(2) 「再編成に関する条例」案の検討

この条例の内容は、A区、B区、C区及びD区（いずれも仮称）の区域を定めるものですが、新区の設置の方式をどうするのかという点について検討を加えました。

区を新しく設置する方法としては、元の区の区域を変更したうえ、元の区から新しい区を分ける「分立方式」と、元の区を一旦廃止して、その後新しい区を設ける「廃止新設方式」があります。

本市では、昭和44年の再編成の時以降、後者の「廃止新設方式」によっているほか、川崎、大阪、北九州及び福岡の各都市もこの方式によっています。

今回の再編成においても「廃止新設方式」によることとしましたが、それは次のような理由によるものです。

- ① 再編成の目的は、郊外区の人口増加などによる区間格差の是正であるので、特定の地域を取り出して分けるという趣旨ではない。このため、形式上も「分立方式」ではなく、「廃止新設方式」の方が妥当である。
- ② 市民感情などの点からも「分立方式」を取った場合、「本家一分家」意識を生じるおそれがあり、対等な立場での再編成という趣旨にそぐわない。
- ③ 港北ニュータウン地域を中心とするD区については、分立方式をとった場合、従来の2区1支所にまたがる区域を合わせて、新しい区になるため、条例化が難しい。

3 「再編成に関する条例」案の審議と議決

「再編成に関する条例」案は、平成4年12月4日開会の市会第4回定例会に、「横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例」として提案されました。

この条例案は2条から成り、第1条で趣旨を、第2条で具体的な区画を定めており、その概要は次のとおりです。

- ① 港北区及び緑区を廃止し、廃止前の両区の区域を分けて新たに4区を設ける。
- ② 区の区域は原則として町名を表示したが、一部の町区域が分割される区域は地番や路線で表示した。
- ③ 新区の名称は今後、公募により定めることから、当面A区からD区の仮称による。
- ④ 条例の施行期日は別途、規則により定める。

この条例案については、市会において、住民の参加、新たなコミュニティの醸成、今後の区行政

などの点について質疑が行われ、12月11日の本会議で全会一致で原案どおり可決され、同月15日に条例第62号として公布されました。

(参考)「再編成に関する条例」は、巻末資料に掲載

再編成後の区域及び人口、面積

区	区 域	人口	面積
A区	大曾根一～三丁目、大曾根台、菊名一～七丁目、岸根町、小机町、篠原町、篠原北一・二丁目、篠原台町、篠原西町、篠原東一～三丁目、下田町一～六丁目、新横浜一～三丁目、新吉田町の一部、高田町、樽町一～四丁目、綱島上町、綱島台、綱島西一～六丁目、綱島東一～六丁目、鳥山町、仲手原一・二丁目、錦が丘、新羽町の大部分、日吉一～七丁目、日吉本町一～六丁目、富士塚一・二丁目、太尾町、大豆戸町、箕輪町一～三丁目、師岡町	千人 273	km ² 31.32
B区	青砥町、いぶき野、上山町、鴨居町、鴨居一～七丁目、北八朔町、霧が丘一～六丁目、小山町、佐江戸町の一部、台村町、竹山一～四丁目、寺山町、十日市場町、長津田町、長津田一～七丁目、中山町、新治町、西八朔町、白山一～四丁目、東本郷町、東本郷一～六丁目、三保町	144	25.42
C区	青葉台一・二丁目、あかね台一・二丁目、あざみ野一～四丁目、あざみ野南一～四丁目、市ヶ尾町、牛久保町の一部、美しが丘一～五丁目、美しが丘西一～三丁目、梅が丘、荏子田一～三丁目、荏田町の一部、荏田北一～三丁目、荏田西一～五丁目、榎が丘、大場町、恩田町、柿の木台、桂台一・二丁目、上谷本町、鴨志田町、鉄町、黒須田、桜台、さつきが丘、寺家町、下谷本町、しらとり台、新石川一～四丁目、すすき野一～三丁目、すみよし台、たちばな台一・二丁目、田奈町、千草台、つつじが丘、中川町の一部、奈良町、成合町、藤が丘一・二丁目、松風台、みたけ台、緑山、もえぎ野、元石川町、もみの木台、若草台	242	35.09
D区	池辺町、牛久保町の大部分、牛久保一～三丁目、牛久保西一～四丁目、荏田町の一部、荏田東一～四丁目、荏田南一～五丁目、大熊町、大圃町、大丸、折本町、加賀原一・二丁目、勝田町、勝田南一・二丁目、川向町、川和台、川和町、北山田町、北山田三～六丁目、葛が谷、佐江戸町の大部分、桜並木、新栄町、新吉田町の一部、すみれが丘、高山、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東二・三丁目、茅ヶ崎南一～五丁目、中川町の大部分、中川一～五・七丁目、長坂、仲町台一～五丁目、新羽町の一部、二の丸、東方町、東山田町、東山田三・四丁目、平台、富士見が丘、南山田町、南山田一・三丁目、見花山	97	27.88

(注) 人口、面積は平成4年10月1日現在で推計した概数

第4章

区名・再編成期日等の決定

1 区名選定委員会の設置

平成4年12月の「再編成条例」の公布を受けて、新区の区名、再編成期日等の具体的な検討に着手しました。

区名については、行政区再編成審議会の答申の中では市民参加による区名選定をしていくべきとの考え方が示されました。その答申を尊重し、市民の代表が参加し、その声を反映した区名選定を行うために、平成5年4月13日、元

行政区再編成審議会委員など学識経験者、市内在住文化人、市議員、地元住民組織代表等委員24人からなる区名選定委員会が発足しました。その後6月25日開催の第3回区名選定委員会において、港北、緑の区名については、現区庁舎の所在するA区、B区が継承するとともに、C区、D区について新たな区名を選定するという方針が了承されました。これを受けて、7月23日に地元委員を中心に構成されるC区、D区の小委員会が発足し、委員数は合計45人となりました。

平成5年10月26日までに委員会を5回、また、C区、D区ごとに設けられた小委員会を3回、現地視察会を1回開催し、区名の選定基準の決定から区名選定までを一貫して行いました。

神奈川新聞（平成5年4月14日）

8月に新区名を公募

横浜市 分区控え選定委発足

横浜市は港北、緑区の分区を今年秋に実施するが、新たに誕生する区の名前について幅広い市民参加を得ながら選定を進めていくための「区名選定委員会」が十三日、発足した。委員は有識者、市民代表ら二十四人で構成。この日の初会合で、会長に一杉哲也氏（横浜市大名誉教授）、副会長に上野賢氏（横浜商工会議所会頭）をそれぞれ選出。八月に区名を公募し、十月に新区名を市長に報告するとの今後のスケジュールなどを決めた。

初会合は市民会館で開かれ、両市長が「新たに誕生する区の名前をどうするかは、分区実施に向けての重要課題。いつまでも親しみをもって使われるように、わが子の名前を付けるような気持ちで選んでほしい」とあいさつ。

区名選定のスケジュールとしては、六月に小委員会を発足させ、八月に市民公募により区名の募集を行い、十月に選定結果をまとめる。十一月に新区名を明記した所管条例改正案として市会定例会に提案する。

分区は、東急東横線沿線地域を中心にA区、緑区のうちJR横浜線沿線を中心にB区、北部支所所管区域のうち東急山手線沿線地域を中心にC区、港北二丁目を中心にD区とする。区一の四分画で行われる。昨年五月の「行政区再編成審議会」の答申では、港北、緑区の名前はA、B区に引き継ぎ、C、D区に新しい区名を決めていくべきだ、としている。

委員会では市民参加を進める観点から、区名の公募に先立ち市民アンケートを実施すべきではないか、といった意見も出された。

2 | アンケート調査の実施

今回の区名選定では、より一層の市民参加をすすめるため、区名の公募にさきがけて、港北区及び緑区の区民2,000人を対象に、望ましい区名の在り方等についてのアンケート調査を実施しました。

この住民アンケートは、5月の連休をはさんで郵送により実施し、集計の後6月の第3回委員会に結果が報告されました。

《アンケート結果の概要》

(1) 望ましい区名の基準等

「区のイメージを表している」や「親しみやすい」、「語調がよいもの」が高い支持を得ました。また、字数で「2～3字」が最も多いなど、区のイメージを反映し、簡潔で語調がよく親しみやすいというのが最大公約数となっていました。

(2) 行政区再編成審議会の答申について

審議会の答申に関する住民意識では、答申を知っている人は4割弱だったものの港北区名はA区、緑区名はB区へという答申の考え方を支持する意見は、7割となっていました。

3 | 区名の公募

平成4年6月25日の第3回区名選定委員会において、区名選定に関する基本方針が確定し、募集要項や広報計画についての上承を受け、平成5年8月1日から31日までC区及びD区の区名を募集しました。応募資格は、市内在住、在勤、在学の方とし、料金受取人払いの応募はがき又は官製はがきによって行いました。応募総数は21,587通で上位の内訳は表1のとおりです。

また、区名の公募・選定の過程を通じて新区発足のPRや区民意識の醸成を図るため広報紙への掲載、ポスターの掲出をはじめ積極的な広報を行いました。

特に今回は、ニューメディアやCATVも活用したほか、応募はがきを料金受取人払としたため、応募総数は戸塚区再編成の際の2倍半にも達しました。

区名募集応募箱



区名募集応募チラシ

〔区名募集チラシ一応募ハガキ付〕

名前つけてね

募集期間 8月1日～8月31日

新区名募集

平成6年秋、港北区と緑区は、4区に分かれます。新しい区となるC区、D区の区名を募集します。

なお、A区の区名は「港北区」、B区の区名は「緑区」に決定しましたので、ご了承ください。

(新聞参照)

1. 応募資格
横浜市内在住、在勤、在学の方

2. 応募方法
応募はがきを市内各所に掲示付けの応募箱へ入れるか、郵便ポストへ入れてください。郵政はがきを併用する場合は、C区、D区の区名、住所、性別、年齢、電話番号を記入してください。

3. 応募上の注意
1) 郵便物の区名と貼らないうちや開かれたり破れたりする場合は、区役所は使用しないようご注意ください。
2) 応募はがきや郵便物の多さによりません。

4. 郵便の戻り先
〒221 横浜市港北区第1丁目1番地
横浜市市民局行政調査室

5. 応募はがき・郵便物の返却
市役所、区役所、郵便局、港北ニュータウン行政サービスセンター、行政サービスセンター

6. 募集期間
平成6年8月1日～8月31日

7. 期
区役所(1) 区役所(2) 郵便局(3) 市役所

8. 記 意 事
1) 応募はがき・郵便物の返却は必ず封筒に「区名募集」の区名を記入してください。
2) 区名募集の受付は必ず封筒に「区名募集」の区名を記入してください。

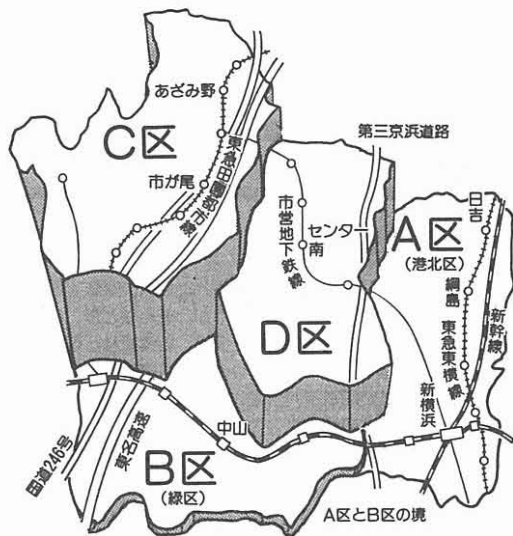
横浜市市民局行政調査室

横浜市港北区港町一丁目一番地

問合せ先

- ◆横浜市市民局行政調査室 ☎671-2727・2728
- ◆港北区区役所行政課 ☎962-2212
- ◆緑区区役所行政課 ☎963-2318

広報よこはま (平成5年8月号・市版)



名前つけてね

ステキな名前をつけてください

■新2区の区名を募集
平成6年の秋に、港北区と緑区を4区に再編成(分區)します。市では、平成4年度に「横浜市行政区再編成審議会」からの答申を受けて、新しい4区の区域を定める条例を制定し、区域を確定しました。

A区(東横線沿線地域)、B区(横浜線沿線地域)、C区(田園都市線沿線地域)、D区(港北ニュータウン地域)とし、今年度は、これらの区名の選定を行いません。

■あなたも名付け親に
今回の区名募集に当たっては、市民の意見を十分に反映し、誰にも親しまれる区名を選定するため学識経験者、文化人、地元住民代表の方々からなる「横浜市名選定委員会」を設置し、アンケート調査の結果を踏まえながら検討した結果、現在区役所があるA区とB区については「港北区」「緑区」の現区名を引き継ぎ、C区とD区は新たに区名を公募することになりました。

応募の方法は、各区役所、市民利用施設、PRボックスなどで配布の応募はがき、または官製はがきにC区、D区の区名、住所、氏名、性別、年齢、電話番号を記入し、区役所などに設置してある応募箱に入れるか、郵便ポストへ入れてください。一区だけの応募でも構いません。

応募資格は市内在住、在勤、在学の人です、あつてご応募ください。

区名選定の日程は、公募期間を八月一日から三十一日とし、十月初旬結果発表、十二月の市会で決定する予定です。

■準備進む分区分区作業
区間の不均衡を是正し、市民に身近な行政区をさらに推進するための再編成作業は、区名選定の他、①新たに必要となる新庁舎や市民利用施設の整備の公募や台帳類の引き継ぎ、電算システムの変更などの事務移管の円やかな関係行政機関との調整・協議などを中心に進めています。

▽申込・問合せ (〒223-1 中区港町一の一、市民局行政調査室 ☎671-1局2727・2728)

区名募集ポスター「名前つけてね」

名前つけてね

新区名募集



募集期間

8月1日～8月31日

平成6年秋、港北区と緑区は、4区に分かれます。

新しい区となるC区、D区の区名を募集します。

なお、A区の区名は「港北区」に、B区の区名は「緑区」に決定しましたので、ご了承ください。

応募要領

1. 応募資格

横浜市内在住、在勤、在学の方

2. 応募方法

応募はがきを市内各所に備え付けの応募箱へ入れるか、郵便ポストへ入れてください。官製はがきを使用する場合は、C区・D区の区名、住所(市外の方は勤務先・学校名も)、氏名、性別、年齢、電話番号を記入してください。

※ただし、区名は、どちらか一方でもかまいません。

3. 応募上の注意

- (1)市内の他の区名と紛らわしい名称や限られた地域をあらわす地名・呼称は使用しないようにしてください。
- (2)選定は必ずしも応募数の多少によりません。

4. 郵便の宛て先

〒231 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市市民局行政区調査室内 横浜市区名選定委員会事務局

5. 応募はがき・応募箱設置場所

市役所、区役所、北部支所、港北ニュータウン行政サービスセンター、行政サービスコーナー、その他

6. 応募期間

平成5年8月1日(日)～8月31日(火) (当日消印有効)

7. 発表

平成5年10月頃 新聞紙上等

8. 記念品

- (1)採用者の中から抽選で若干名様に。
- (2)応募者全員の中から抽選で若干名様に。

横浜市区名選定委員会



YOKOHAMA

問合せ先 横浜市 市民局行政区調査室 ☎671-2727～2728

〔表1 応募結果〕

○応募状況

応募総数		21,587通
内訳	有効	21,083通
	無効	504通
応募件数(のべ)		35,859件
区別	C区	18,995件
	D区	16,864件

○応募件数上位の名称（上位20位まで）

C区					
順位	名称	件数	順位	名称	件数
1	青葉	1,916	11	茜	245
2	田園	1,332	12	望	212
3	北	916	13	葵	187
4	若葉	716	14	花園	187
5	緑北	711	15	あざみ野	161
6	光	699	16	曙	155
7	新緑	382	17	藤山	147
8	桜	340	18	美園	143
9	あざみ	287	19	山手	110
10	田園都市	257	20	若草	105

D区					
順位	名称	件数	順位	名称	件数
1	光	687	11	曙	234
2	港京	681	12	中川	241
3	陽光	571	13	すみれ	212
4	北	514	14	東	210
5	若葉	487	15	ニュータウン	182
6	平成	390	16	青葉	163
7	富士見	374	17	新生	159
8	都筑	316	18	新緑	132
9	望	308	19	茜	123
10	桜	247	19	中央	123

4 区名選定委員会の審議

区名選定委員会は、平成5年4月13日の設置以来、10月26日の最終選定までの間に、アンケート調査の実施や区名公募を行い市民参加を図るとともに、5回の全体委員会と延べ5回（各区3回、うち1回は合同で開催）の小委員会及び現地視察会1回を開催し、慎重な討議を重ねました。

【第1回区名選定委員会】 平成5年4月13日

- ①委員の委嘱
- ②経過説明及び区名選定委員会要綱について
- ③スケジュールについて

【第2回区名選定委員会】 平成5年4月26日

①区名に関する住民アンケートの実施

②小委員会の設置

【第3回区名選定委員会】

平成5年6月25日

①住民アンケートの結果

②募集要領及び広報計画

③小委員会への付託事項

〔第1回合同小委員会〕

平成5年7月23日

①区名の選定基準

【現地視察会】

平成5年9月9日

〔第2回小委員会〕 平成5年9月17日

①区名公募の結果報告

②区名の絞り込み（両区とも18件を選定）

（注）区名選定報告書の付属資料参照

【第4回区名選定委員会】 平成5年9月24日

①区名公募の結果報告

②区名の絞り込み（C区8件、D区9件を選定）

（注）区名選定報告書の付属資料参照

③区名の絞り込み（両区3件）を小委員会へ付託

〔第3回小委員会〕 平成5年10月6日（C区）

平成5年10月12日（D区）

①区名の絞り込み

C区……青葉，北，美里 D区……港京，都筑，光

【第5回区名選定委員会】 平成5年10月26日

①区名の最終選定

小委員会における検討結果について、それぞれの小委員長から報告を受けた後、C区、D区ごとに委員からの推せん意見を受けた上で投票に入り、その結果、最多得票の「青葉」「都筑」をそれぞれC区及びD区の最終選定区名とすることで了承されました。

また、両区名が選定された理由は次のとおりです。

青葉区 ① 木々に囲まれた美しい街のイメージから

② 若い芽がいきいきと育つように、将来に向けて、伸びやかに発展する区でありたいと願って

③ 応募数上位で幅広い市民の支持があったため

都筑区 ① 新区の区域全体を含み、広く区民に定着している歴史的な由緒ある地名を、将来に向け大切に継承したいから



区名選定委員会審議風景

- ② 奈良時代から続く歴史のある地名にちなみ、これからの街づくりが、新しい「都を筑（きず）く」という区民の総意で進むことを願って
- ③ 応募数上位で幅広い市民の支持があったため

5 | 区名の決定

平成5年10月26日の第5回区名選定委員会において、青葉・都筑の最終選定がされました。

この結果は、同日「横浜市区名選定に関する報告書」にとりまとめられ、会長から市長に提出されました。

最終選定の報告を受けた本市では、これを尊重し、C区の名称を「青葉区」、D区の名称を「都筑区」とし、審議会の答申で「港北区」及び「緑区」の名称を引き継ぐとされたA区・B区とあわせて新4区の名称をすべて決定し、これを「区の設定等に関する条例」の改正案に盛り込むこととしました。

こうした経過を経て、平成5年12月3日、市会第4回定例会に提案された「区の設定並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例」は、12月10日に全会一致で可決成立した後、12月15日に条例第71号として公布され、「港北区」「緑区」「青葉区」「都筑区」の各区の名称が確定しました。

なお、選定区名の「青葉（C区）」、「都筑（D区）」の応募者の中から、抽選により、各区5名（計10名）の方に記念品（志野焼の花瓶及び副賞として3,000円相当の図書券）を贈呈し、全体の応募者の中から、30名の方に3,000円相当の図書券を贈りました。



市長へ報告書提出

朝日新聞 (平成5年10月27日)

C・D区の名称決まる

生き生き「青葉区」 都きずく「都筑区」

緑・港北区の再編成



選定委が市長に報告書

同選定委員会は、青葉区に「青葉」と「都筑」が過半数の支持を得た。港北区と緑区については人口急増に対応するため、昨年五月に四つの行政区に分割することを決めていた。来秋には、現港北区のうち東急東横線沿線を中心としたA区、現緑区のうちJR横浜線沿線地域のB区、現緑のうち東山田園都市線沿線地域のC区、現港北の中心部を港北ニュータウンとするD区とする。市は、青葉、都筑、港北の区役所庁舎建設を新設区域内に進めている。

「青葉」と「都筑」が過半数の支持を得た。港北区と緑区については人口急増に対応するため、昨年五月に四つの行政区に分割することを決めていた。来秋には、現港北区のうち東急東横線沿線を中心としたA区、現緑区のうちJR横浜線沿線地域のB区、現緑のうち東山田園都市線沿線地域のC区、現港北の中心部を港北ニュータウンとするD区とする。市は、青葉、都筑、港北の区役所庁舎建設を新設区域内に進めている。

AB区は現名称で

C区は「青葉」(あおば)区、D区は「都筑」(つぎ)区に決定。横浜市来秋に予定している緑、港北両区の分割・再編成問題で、新しい区名を検討していた市の区名選定委員会(会長一杉哲也横浜市名誉教授)は二十六日、東急田園都市線を中心とするC区を青葉区、港北ニュータウン一帯のD区を都筑区と決め、高秀秀信市長に報告書を提出した。A区は港北区、B区は緑区の名称を引き継ぐことになっている。

読売新聞 (平成5年10月27日)



田園都市線沿線地域 港北ニュータウン地域

青葉区 都筑区

人口24万人

人口10万人

「青葉」と「都筑」が過半数の支持を得た。港北区と緑区については人口急増に対応するため、昨年五月に四つの行政区に分割することを決めていた。来秋には、現港北区のうち東急東横線沿線を中心としたA区、現緑区のうちJR横浜線沿線地域のB区、現緑のうち東山田園都市線沿線地域のC区、現港北の中心部を港北ニュータウンとするD区とする。市は、青葉、都筑、港北の区役所庁舎建設を新設区域内に進めている。

この選定委員会は、各委員が候補名について意見を述べた後、新選定委員会の委員の計二十五票のうち「青葉」が十九票、「都筑」が九票を得た。この結果、「青葉」が十九票、「都筑」が九票を得た。この結果、「青葉」が十九票、「都筑」が九票を得た。この結果、「青葉」が十九票、「都筑」が九票を得た。

12月市会日程決まる
横浜市議会選定委員会が二十六日開かれ、十一月定例市議会の日程を決めた。期間は十二月二日から十六日までの十四日間。三日に議案上程十日に議案議決十六日に一般質問が行われる。代表は今年四月に発表し、これまで五回の委員会と近々五回の小委員会を開催。その間、区名の一一般公募では市民から二万通を超える応募があり、これを参考に選定作業を進めていた。「青葉区」は人口約二十四万人、同市で十七、十八番目の行政区となる。

市内17、18番目の区名決まる

新選定は「青葉区」「都筑区」(つぎ)区に。横浜市立区選定委員会(会長一杉哲也横浜市名誉教授)は二十六日、緑区と港北区の再編成によって発生するC区(田園都市線沿線地域)とD区(港北ニュータウン)地域の新区名を決定し、高秀秀信市長に報告書を提出した。年内にも市議会でも決定される。

〔資料1 区名選定報告書全文〕

平成5年10月26日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市区名選定委員会
会 長 一杉 哲也

港北区及び緑区の再編成に伴う新区の名称の選定について（報告）

平成5年4月13日に依頼を受けた標記の件について慎重に検討した結果を、以下のとおり報告いたします。

（結 論）

A区及びB区については、「港北区」、「緑区」の名称をそれぞれ引き継ぐこととし、C区及びD区については、一般公募の結果に基づく検討を経て、次のとおりとする。

1 C区は、「青葉区」とする。

（理 由）

- 1 木々に囲まれた美しい街のイメージから
- 2 若い芽がいきいきと育つように、将来に向けて、伸びやかに発展する区でありたいと願って
- 3 応募数上位で、幅広い市民の支持があったため

2 D区は、「都筑区」とする。

（理 由）

- 1 新区の区域全体を含み、広く区民にも定着している歴史的な由緒ある地名を、将来に向け大切に継承したいから
- 2 奈良時代から続く歴史のある地名にちなみ、これからの街づくりが、新しい「都を筑（きず）く」という区民の総意で進むことを願って
- 3 応募数上位で、幅広い市民の支持があったため

本委員会がこの結論に達した経緯等につきましては、次のとおりです。

1 区名選定の経緯

港北区及び緑区の再編成に伴って新たに誕生する区の名称について、平成4年5月8日の行政区再編成審議会の答申に基づき、市民参加による区名選定を推進するため、平成5年4月13日に「横浜市区名選定委員会」が設置された。

市長からの依頼を受けた本委員会では、5回の委員会と延べ5回の小委員会における慎重な討議を重ねた結果、冒頭に述べた区名を選定した。

2 区名選定の基本方針

本委員会では、市民参加による区名選定の趣旨をさらに進めるため、選定基準等を定めるの

に先行して、望ましい区名のあり方などについても市民の声を聴き、これを踏まえて検討を進めていくこととし、両区の在住者2000人を対象に住民アンケートを実施した。

5月に実施したアンケートは、7割を超える回収率となり、区民の関心の高さがうかがえた。この結果を踏まえて、第3回委員会（6月25日開催）では、区名選定の基本方針を以下のとおり決定した。

- ①「港北」・「緑」の名称はA区及びB区がそれぞれ継承し、C区及びD区について、新たな名称を選定する。
- ②新区名は、市内在住・在勤・在学の人を対象として公募を実施し、その中から選定する。
- ③応募数第1位の自動採択はしない。

また、区名の選定基準については、住民アンケートの結果も踏まえて、次の諸点に留意しながら総合的に判断することとした。

- ①新区のイメージを表していること。
- ②簡潔で語調が良く、親しみやすいこと。
- ③市内の他区の名称と紛らわしくないこと。
- ④限られた地域を指す地名や呼称は避けること。

なお、これに伴い、新たに区名を選定するC区及びD区について小委員会を設置し、選定基準の詳細の検討や、公募結果の整理及び絞り込みを付託した。

3 公募の実施と選定経過

区名の一般公募は、8月1日から31日までの間、実施した。

これに先立ち、「広報よこはま」への掲載や各公共施設等におけるポスター掲出などPRに努めるとともに、各施設のPRボックス等に料金受取人払の応募はがきを置くなど、応募者の便宜を図った。

この結果、応募総数は21,587通（うち有効21,083通）、延べ35,859件に達した。なお、その区別の内訳は、C区が2,948種類18,995件、D区が3,067種類16,864件であった。

これら応募区名の中から、第2回小委員会（C区・D区とも9月17日開催）において、応募上位のものと委員推薦によるものを合わせて各区それぞれ18件が、小委員会の推薦区名として第4回委員会（9月24日開催）に報告された。第4回委員会では、これを全体討議に付し、応募上位のものと委員推薦のものを合わせてC区については8件、D区については9件を区名選定の候補とすることとし、これを更に3件に絞るよう、再度、小委員会に付託した。

これを受けて、第3回小委員会（C区10月6日、D区10月12日開催）では、新しい区に相応しい名称について、さまざまな視点から更に慎重に検討を加えた結果、次のとおり候補区名を選定した。

〔C区〕 青葉（あおば）、北（きた）、美里（みさと）

〔D区〕 港京（こうきょう）、都筑（つづき）、光（ひかり）

小委員会から候補区名の報告を受けた第5回委員会（10月26日開催）では、区名の選定基準や応募の多寡などの点から総合的に検討し、冒頭の結論に達したものである。

〔資料2 区名選定委員会名簿（五十音順）〕

区分	氏名	職名	小委員会
会長	一杉哲也	横浜市立大学名誉教授	
副会長	上野豊	横浜商工会議所会頭	
小委員長	池澤利明	横浜港埠頭公社理事長	C区
	宮原宏一郎	横浜市信用保証協会会長	D区
委員	井上庄一	緑区社会福祉協議会副会長	C区
委員	内田武夫	市会議長	
	大貫憲夫	市議員	
	小川剛	お茶の水女子大学教授	
	奥村泰宏	神奈川県写真作家協会会長	
	金子保	中川地区連合町内会長	D区
	小林重敬	横浜国立大学教授	D区
	近藤新二	市立都田西小学校長	D区
	斎藤孝夫	緑区連合自治会長	
	坂井忠	市会市民建築委員会委員長	
	酒井沃子	声楽家	C区
	堺澤亘	神奈川新聞論説主幹	
	佐藤良作	荏田連合自治会副会長	D区
	嶋村勝夫	市議員	
	清水光	市立緑が丘中学校長	C区
	志村茂	市ケ尾連合自治会長	C区
	白井文雄	緑北部連合自治会長	
	鈴木義久	市議員	
	千住真理子	ヴァイオリニスト	
	田口千晴	ピアニスト	D区
	丹野貞子	市議員	
	徳江善衛	荏田連合自治会長	C区
	土志田榮	緑区商店街連合会副会長	C区
	長澤茂	港北区連合町内会長	
	野川正義	奈良町連合自治会長	C区
	橋本一男	市会副議長	
	長谷川秀男	都田地区連合町内会長	D区
	半澤正時	地名研究家	
	藤本敬蔵	かちだ連合自治会長	D区
	梶幸雄	横浜市立大学教授	C区
	モンドンみどり	ドイツ学園理事	D区
	八木康利	市立あざみ野第一小学校長	C区
	柳原良平	イラストレーター	
	山崎洋一	市立中川西中学校長	D区
	山崎洋子	作家	
	横溝義久	市議員	
	吉村勝太郎	緑区体育指導委員連絡協議会会長	C区
	若山幸子	俳優	D区
	馬場貞夫	助役	
	藤本孝昭	緑区北部支所長	C区
	森茂	港北ニュータウン行政サービスセンター所長	D区

(前委員) 鈴木正之(市会議長) [平成5年4月～6月]
 佐野弘(市会副議長) [平成5年4月～6月]
 吉村米壽(市会市民建築委員会委員長) [平成5年4月～6月]

〔資料3 区名応募状況〕

- 1 応募総数 21,587通
 (内訳) 有効 21,083通 (97.7%)
 無効 504通 (2.3%)
- 応募方法別
- 郵送(応募ハガキ) 16,359通 (75.8%)
 " (官製ハガキ) 2,031通 (9.4%)
 応募箱への投票 3,197通 (14.8%)
- 2 応募件数のべ 35,859件
 (内訳) C区 18,995件 (2,948種類)
 D区 16,864件 (3,067種類)

区分	内訳	C区名		D区名	
		件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
住所別	A区内	1,721	9.1	1,754	10.4
	B区内	1,268	6.7	1,190	7.1
	C区内	7,526	39.6	3,833	22.7
	D区内	2,810	14.8	4,498	26.7
	市内他区	4,233	22.3	4,146	24.6
	市外	1,437	7.5	1,443	8.5
	総数	18,995	100.0	16,864	100.0
性別	男	10,099	53.2	9,107	54.0
	女	8,860	46.6	7,739	45.9
	不明	36	0.2	18	0.1
	総数	18,995	100.0	16,864	100.0
年齢別	19歳以下	3,116	16.4	2,864	17.0
	20代	3,325	17.5	2,902	17.2
	30代	3,054	16.1	2,916	17.3
	40代	2,548	13.4	2,387	14.2
	50代	2,860	15.1	2,447	14.5
	60代	2,527	13.3	2,069	12.3
	70代	1,170	6.2	973	5.8
	不明	395	2.0	306	1.7
	総数	18,995	100.0	16,864	100.0

〔資料4 区名応募要領〕

1 応募資格

横浜市内在住，在勤，在学の方

2 応募方法

応募はがきを市内各所に備え付けの応募箱へ入れるか，郵便ポストへ入れてください。官製はがきを使用する場合は，C区・D区の区名，住所（市外の方は勤務先・学校名も），氏名，性別，年齢，電話番号を記入してください。

※ただし，区名は，どちらか一方でもかまいません。

3 応募上の注意

(1) 市内の他の区名と紛らわしい名称や限られた地域をあらわす地名・呼称は使用しないようにしてください。

(2) 選定は必ずしも応募数の多少によりません。

4 郵便の宛て先

〒231 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市民局行政区調査室内 横浜市区名選定委員会事務局

5 応募はがき・応募箱設置場所

市役所，区役所，北部支所，港北ニュータウン行政サービスセンター，行政サービスコーナーその他

6 応募期間

平成5年8月1日(日)～8月31日(火) (当日消印有効)

7 発表

平成5年10月頃 新聞紙上等

8 記念品

(1) 採用者の中から抽選で若干名様に。

(2) 応募者全員の中から抽選で若干名様に。

6 再編成期日

行政区再編成の実施年度については，平成元年11月に公表した「よこはま21世紀プラン第3次実施計画」のなかで，平成6年度とすることが盛り込まれました。

この計画に基づき，6年度に再編成を実施するための諸準備に着手しましたが，実施時期を6年度のいつ頃とするのかを決めないと，様々な準備が進まないため，実施時期の検討にかかりました。検討に当たって，特に考慮したことは，

- ① 区民の転出入等が比較的少ない時期とする。
- ② 港北区，緑区内の事務所，事業所等の繁忙期を避ける。

③ 区役所の繁忙期を避ける。

④ 平成7年4月に予定される統一地方選挙の準備に影響が少ない時期とする。

ことなどです。

これらを総合的に検討した結果、秋に実施することが最適であるとの結論にいたり、平成3年第1回（2月）市会本会議において、市長から「平成6年秋を目途に再編成を実施する」旨の答弁をしました。

具体的な再編成期日については、

① 各種電算システムの変更には、2日間電算をストップすることが必要であること。

② 各種帳簿の移管には、区役所が閉庁している土曜・日曜が望ましいこと。

③ 市会議員等の補欠選挙をする必要のない時期（任期満了の6か月以内）とすることが好ましいこと。

などから、11月6日（日）と決めました。

7 「区の設定条例」の改正

今回の行政区再編成に当たっては、すでに述べたように再編成の約2年前の平成4年12月に「再編成に関する条例」を制定し、分割線を確定し、次に約1年前の平成5年12月に「区の設定条例」を改正し、青葉と都筑の区名、区役所の位置などを定める2段階方式をとりました。また、改正された「区の設定条例」の施行日（行政区再編成の実施日）を決める方法には、①当該条例の付則で定める、②規則で定める、の2つの方法がありますが、再編成は、市民生活をはじめ各方面に及ぼす影響が大きいため、実施日を早期に周知することが好ましいとの判断にたち、①の方法によることとし、条例付則に、この改正条例は平成6年11月6日より施行する旨を明記しました。

「区の設定条例」の改正案は、平成5年12月10日の市会本会議で可決され、12月15日に公布されたことにより、青葉区、都筑区の平成6年11月6日誕生が決定しました。

神奈川新聞（平成5年11月27日）

横浜市の秋、港北区と緑区が分かれ、新たに都筑区と青葉区が誕生するが、その取りが十月六日に決まった。

市会十月定例会に行政区再編に伴う条例改正案を提案する。

行政区再編は港北区と緑区を分割し、新たに都筑区（港北ニュータウン地域）と青葉区（田園都市線沿線地域）をつくる。また、港北区の東横線沿線地域と緑区の横浜線沿線地域は、現在の区名がそれぞれ引き継がれる。区名は市区名選定委員会の各団体に決まった。

分区分される十一月六日は日曜日、区役所の業務士各種台帳の移動などを平日に行うことが困難なうえ、戸籍関係などはコンピュータの切り替えに時間がかかることから、休日を選ばれた一九八六年は同様に区が分区分し日も祝日、十一月三日だった。

盛大な祝賀式が催される予定だが、市は分区分けに事務移管計画をつくり、既に準備を進めている。また、町内会や企業などに区名・町名の変更をPRするとともに、国や県と連絡をとり関係機関・施設への周知を図っている。

都筑区と青葉区では新区庁舎を建設中だが、完成予定はともなう九五年三月。このため、同区では庁舎完成までの間、現在の港北ニュータウンサービスセンターと緑区役所北部支所で業務を行う。

横浜市 分区分の都筑、青葉区

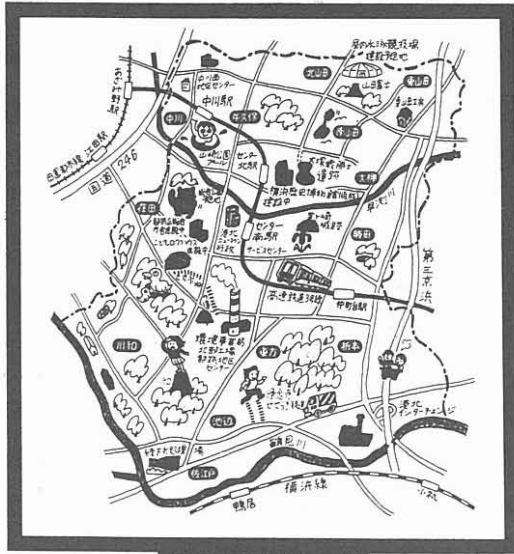
来々
年々
誕生日、は
11月6日に

リーフレット

・青葉区が誕生します

都筑区

が誕生します



都筑区イラストマップ

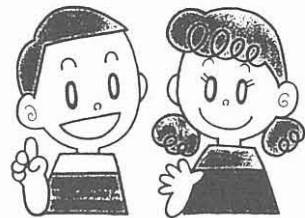
リーフレット

・都筑区が誕生します

平成6年11月6日
青葉区誕生

あお ば く た ん し ょ

青葉区誕生



横浜市緑区 港北区 都筑区 開設準備担当

ポスター

・11月6日 「青葉区」「都筑区」誕生

あお ば 青葉区・誕生・都筑区

つ づ き 平成6年11月6日(日)

現在の緑区、港北区が新しい4区に
生まれ変わります。



問合せ先

横浜市 市民局行政区調査室
☎671-2727-2728
港北区新区開設準備担当
(港北ニュータウン行政サービスセンター内)
☎942-2912
緑区新区開設準備担当
(緑区北部支所内)
☎963-2318

第5章

新区総合庁舎等の整備

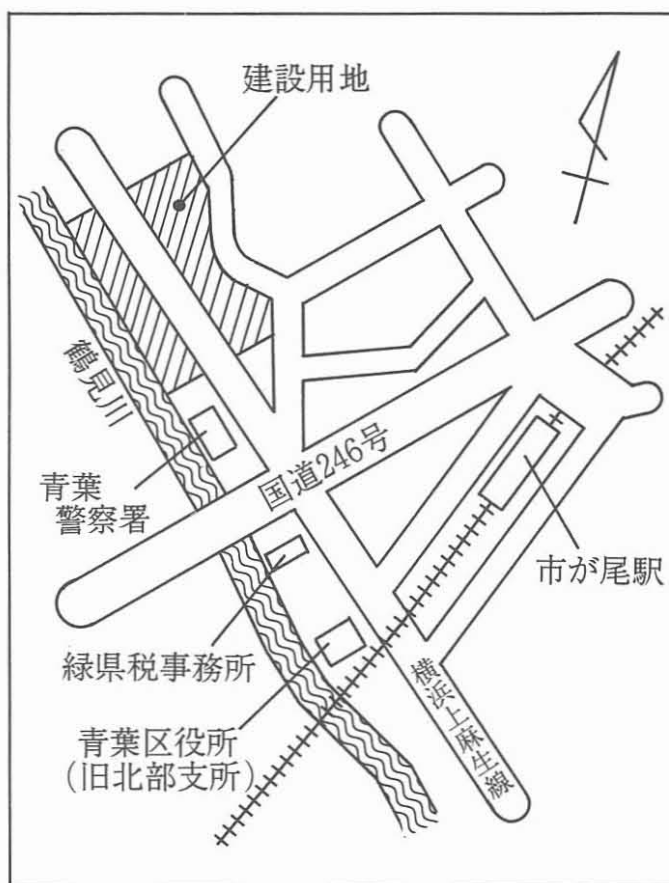
今回の行政区再編成は、区間の不均衡を是正し、より一層の市民サービスの充実をはかることを目的としています。そこで、新区の総合庁舎をはじめ公会堂、図書館、区スポーツセンターなどの市民が身近に利用する施設については、行政区再編成にあわせて整備していくこととしました。

再編成時には、一部施設を除いて完成が間に合いませんでしたが、平成7年4月24日には青葉区、都筑区の総合庁舎が、4月25日には両区公会堂などがオープンすることとなりました。

1 青葉区総合庁舎の整備

(1) 総合庁舎用地

青葉区の総合庁舎等の用地については、区民の利便性や行政機関相互の連携を高める観点から、北部支所をはじめ警察署、税務署等の行政機関が集積している市ヶ尾町地内に所在し、かつ、区役所、保健所などの行政施設をはじめ、公会堂、区スポーツセンターなどの市民利用施設を集約して建設可能な敷地面積を有している市ヶ尾町31番地ほか（敷地面積約2.7ヘクタール）の土地を総合庁舎等の建設用地として選定しました。



青葉区総合庁舎等建設用地

(2) 庁舎概要

敷地内には広場や小川を設置し、庁舎周辺をできるだけ緑化するなど、周辺の自然環境や住環境に配慮し、庁舎も低層化、併設化をはかりました。

都市計画道路横浜上麻生線の北側の敷地に区庁舎棟（保健所を含む）と公会堂・スポーツセンター棟を併設で建設しました。

また、道路の向かい側の敷地には、消防署と土木事務所を建設しました。

〔庁舎概要〕

	青葉区総合庁舎（区庁舎棟）	公会堂・スポーツセンター棟		
所在地	青葉区市ケ尾町31番地の4			
敷地面積	22,938.09㎡			
構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート造り，一部鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造り 地下1階，地上4階建て	同 左 地下1階，地上2階建て		
延床面積	区役所	8,491.08㎡	公会堂	3,021.77㎡
	保健所	2,087.90㎡	スポーツセンター	3,194.23㎡
	機械室等共用部分	4,795.79㎡	機械室等共用部分	1,001.75㎡
	計	15,374.77㎡	計	7,217.75㎡
駐車台数	来庁者用 120台			
スケジュール	基本，実施設計	平成3年4月～平成5年1月		
	建築工事	平成5年3月～平成7年3月		
	設備工事	平成5年7月～平成7年3月		
事業費	約265億円			

〔青葉区総合庁舎の各階配置〕

1階	総合案内所，区政推進課（広報相談係），保健所，喫茶コーナー
2階	戸籍課，福祉保健サービス課，保護課，地域福祉課，保険年金課，保健所
3階	課税課，納税課，建築課，区収入役室
4階	総務課，区政推進課（企画調整係），地域振興課，食堂

(3) 区総合庁舎の特色

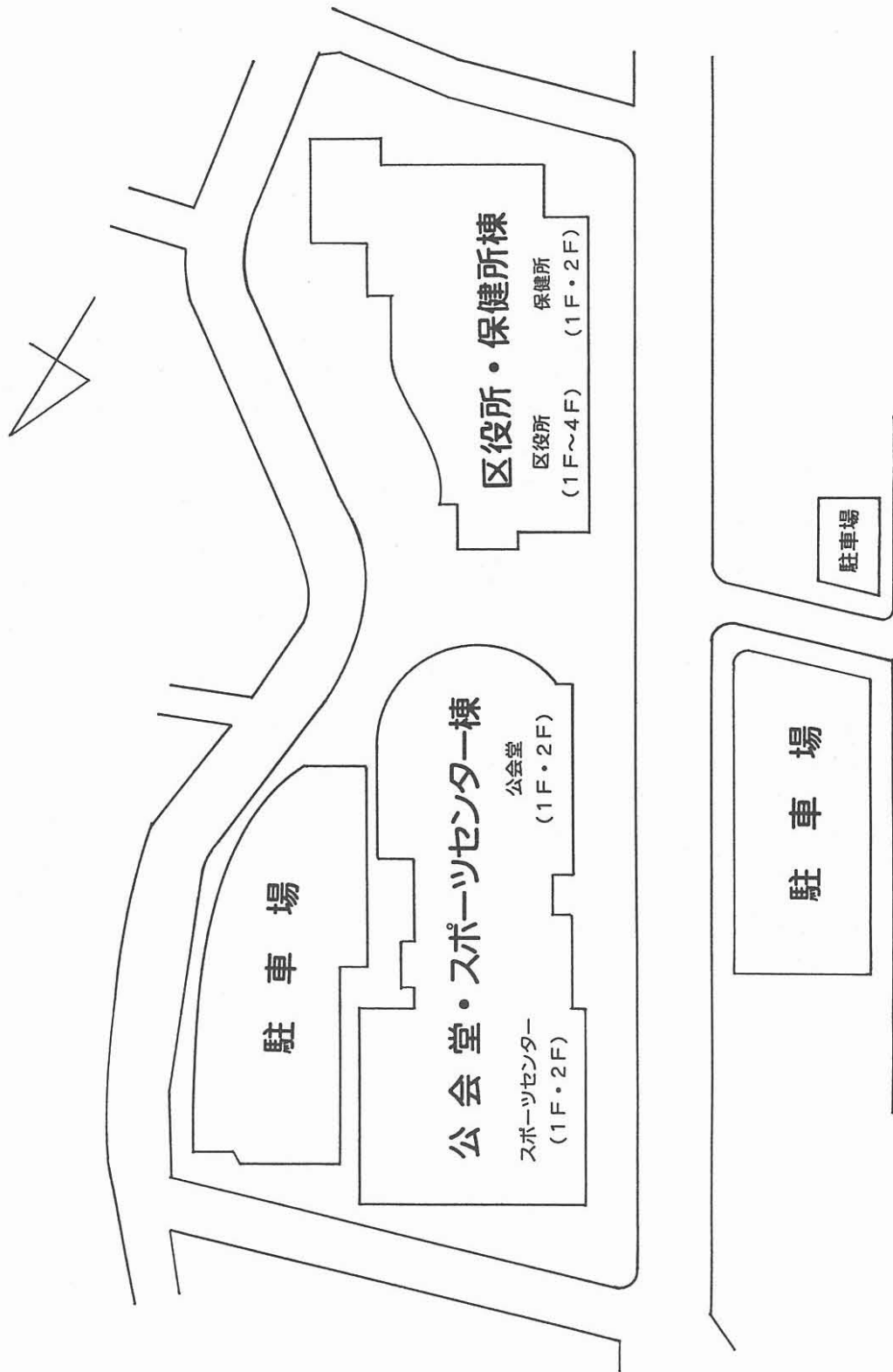
- ア 周辺の良い自然環境，住環境との調和をはかるため，雨水の中水としての再利用（トイレの洗浄水），敷地内の緑化や浸透性の高い舗装材の使用のほか周辺環境に配慮したグリーン系色を基調とした色彩の庁舎としました。
- イ 身体障害者，高齢者への対応として，1，2階にエスカレーターの設置をはじめ各階に身体障害者用のトイレを設置しました。
- ウ 区民の交流の場として，庁舎の1階部分に区民ホールや喫茶コーナーを設けました。
- エ 区民に開かれた区役所とするため，オープンフロア方式を採用するとともに電算化等への対応として，照明・空調・二重床の設備などに配慮をしました。また，将来の区役所機能の拡充等に備え予備スペースを確保しました。



青葉区総合庁舎（区庁舎棟：中央右）及び公会堂・スポセン棟（中央左）

〔撮影：消防局横浜ヘリポート〕

青葉区総合庁舎(区庁舎棟)及び公会堂・スポーツセンター棟
(平面図)



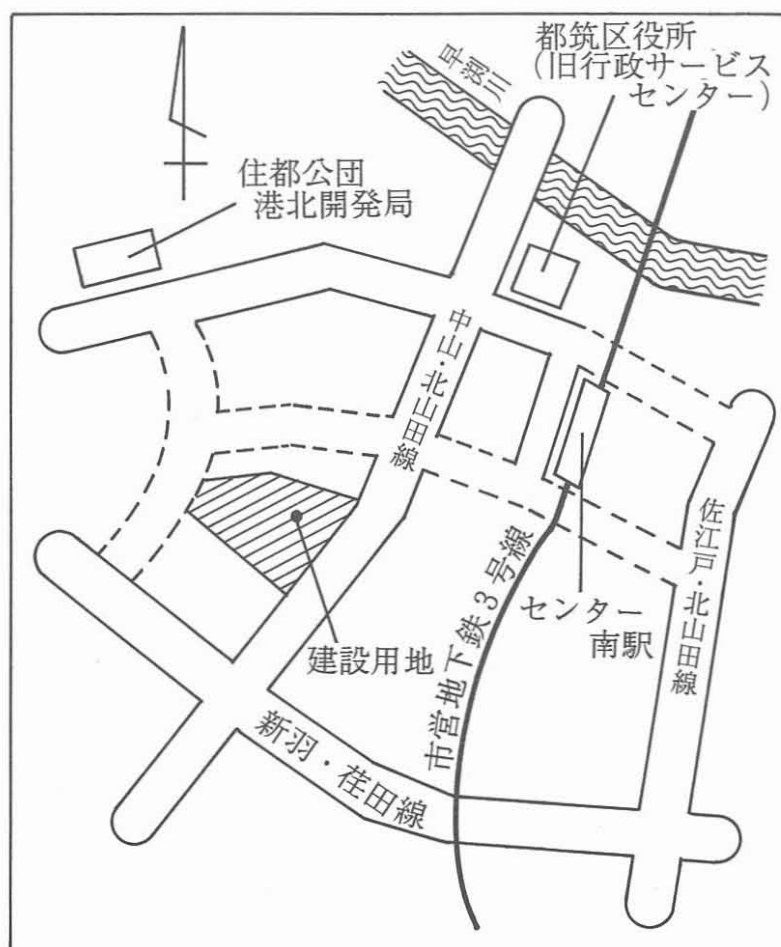
2 都筑区総合庁舎の整備

(1) 総合庁舎用地

都筑区の総合庁舎用地については、住宅都市整備公団が施行をしている港北ニュータウン区画整理地区内（第2地区、タウンセンター地区内）に行政施設用地として、確保されていた土地を公団から購入しました。

(2) 庁舎概要

庁舎用地は、商業地区にあり、容積率も高いことから土地の高度・有効利用をはかる一方、区民の利便性、行政機関の相互連携をはかるといった観点から、行政施設については、区役所、北部農政事務所（緑区総合庁舎から移転）、保健所、消防署、市民利用施設として、図書館、公会堂、また、児童相談所を一つの建物の中に収容しました。



都筑区総合庁舎等建設用地

〔庁舎概要〕

所在地	都筑区茅ヶ崎中央32番1号	
敷地面積	18,896m ²	
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造り及び鉄骨鉄筋コンクリート造り，地下1階，地上6階建て	
延床面積	区役所（農政事務所含む）	10,138m ²
	保健所	1,968m ²
	公会堂	3,104m ²
	消防署	2,216m ²
	児童相談所	2,010m ²
	図書館	1,640m ²
	地下駐車場等	9,688m ²
	計	30,764m ²
駐車台数	来庁者用 215台（地上150台，地下65台）	
スケジュール	基本，実施設計	平成3年4月～平成4年1月
	建築工事（その1）	平成4年9月～平成5年7月
	建築工事（その2）	平成5年6月～平成7年3月
	設備工事	平成5年6月～平成7年3月
事業費	約233億円	

〔都筑区総合庁舎（区役所棟）の各階配置〕

1階	総合案内所，区政推進課（広報相談係），保健所，喫茶コーナー
2階	戸籍課，福祉保健サービス課，保護課，地域福祉課，保険年金課，区収入役室，保健所
3階	課税課，納税課
4階	建築課，北部農政事務所
5階	総務課，区政推進課（企画調整係），地域振興課
6階	会議室，食堂

〔都筑区総合庁舎（会館棟）の各階配置〕

1階	公会堂，図書館，消防署
2階	公会堂，消防署，北部児童相談所
3階	北部児童相談所

③ 区総合庁舎の特色

ア 周辺の良好な都市環境との調和をはかるため、雨水の中水としての再利用（トイレの洗浄水）、敷地内の緑化や浸透性の高い舗装材の使用のほか港北ニュータウンセンター地区にふさわしい白及びベージュ色を基調とした色彩の庁舎としました。

イ 身体障害者、高齢者への対応として、1、2階にエスカレーターを設置したのをはじめ各階に身体障害者用のトイレを設置しました。

ウ 区民の交流の場として、庁舎の1階部分に区民ホールや喫茶コーナーを設けました。

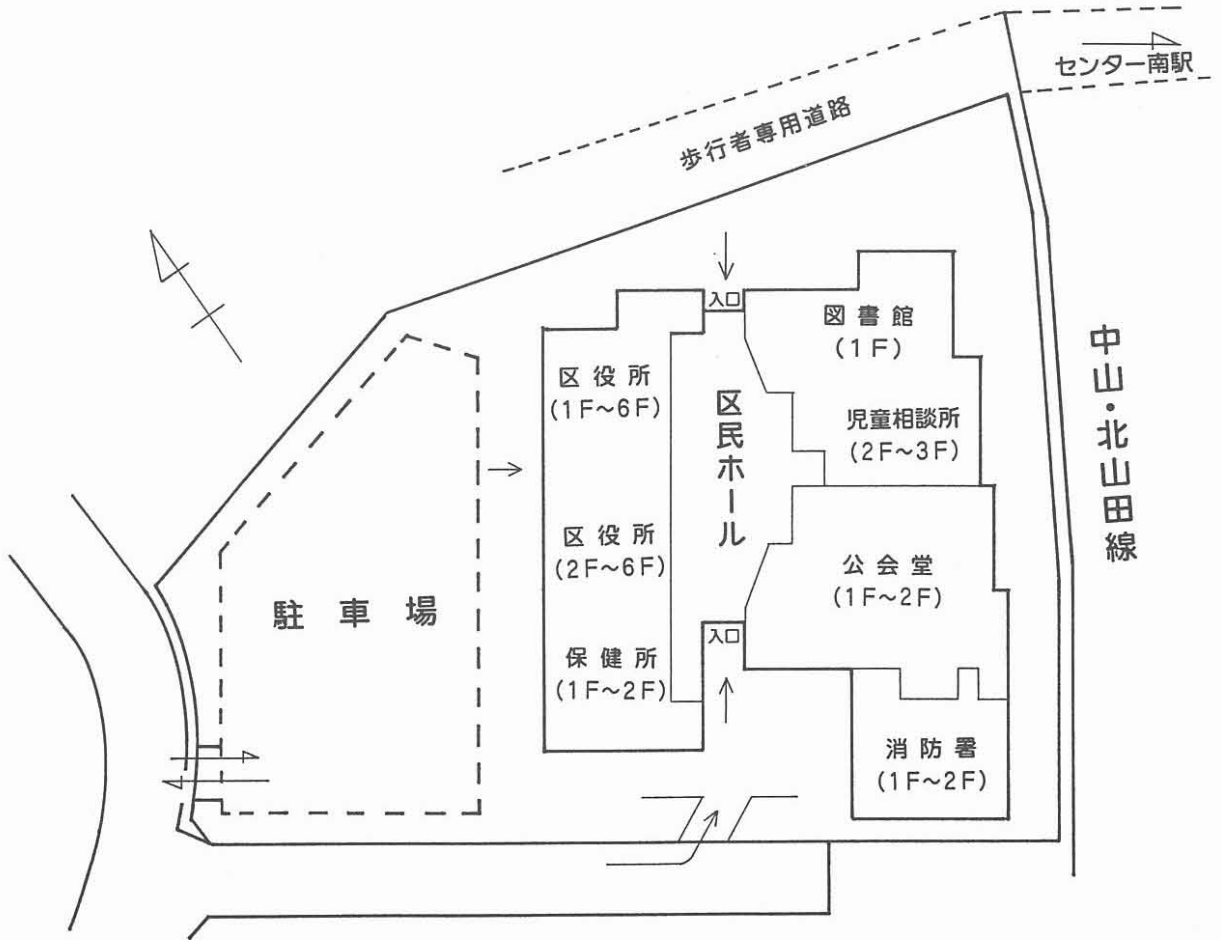
エ 区民に開かれた区役所とするため、オープンフロア方式の採用をはじめ将来の予備スペースを確保するとともに電算化等への対応として、照明・空調・二重床の設備などに配慮をしました。



都筑区総合庁舎

〔撮影：消防局横浜ヘリポート〕

都筑区総合庁舎（平面図）



3 | 区役所，保健所，消防署等の開設及び整備

市民に身近な行政施設である区役所，保健所，消防署等については，11月6日の再編成の実施日から開設しましたが，区総合庁舎をはじめ土木事務所などの庁舎については，一部を除いて再編成の実施日以降の完成となりました。このため，再編成実施日以降庁舎が完成するまでの間は，市民サービスの低下を招かないことに配慮し，既存施設等を活用して開設しました。

(1) 青葉区における本市の事務所・事業所の開設状況

事務所，事業所	再編成時	再編成時以降
区役所	旧北部支所において，開設	平成7年4月24日 青葉区総合庁舎に移転
保健所	旧緑保健所北部出張所において，開設	平成7年4月24日 青葉区総合庁舎に移転
消防署	青葉区市ケ尾町33番地の1に青葉消防署開設	同 左
土木事務所	旧緑土木事務所において，開設	平成7年3月27日（新設） 青葉区市ケ尾町31番地の1に移転
水道営業所	緑北営業所（青葉区大場町）を青葉営業所に名称変更	同 左
環境事業局事務所	都筑（北を名称変更）事務所及び緑事務所の両事務所が管轄	同左（将来，青葉区を管轄する事務所を建設予定）

(2) 都筑区における本市の事務所・事業所の開設状況

事務所, 事業所	再編成時	再編成時以降
区役所	旧港北ニュータウン行政サービスセンターにおいて, 開設	平成7年4月24日 都筑区総合庁舎に移転
保健所	旧港北ニュータウン行政サービスセンターにおいて, 開設	平成7年4月24日 都筑区総合庁舎に移転
消防署	都筑区池辺町4, 261番地の1の2で開設	平成7年4月24日 都筑区総合庁舎に移転
土木事務所	旧緑土木事務所において, 開設	旧行政サービスセンターを改修し移転(平成7年12月予定)
水道営業所	旧行政サービスセンターに水道サービスコーナーを設置	旧行政サービスセンターを改修し開設(平成7年11月予定)
環境事業局事務所	都筑(北を名称変更)事務所が管轄	同 左

4 市民利用施設の整備

公会堂, 図書館等の市民利用施設の建設については, 区民の利便性や総合庁舎用地の高度・有効利用をはかるといった観点から, 青葉区は, 公会堂, 区スポーツセンターを, 都筑区は, 公会堂, 図書館を総合庁舎と併設又は合築で建設をしました。また, 緑区については, 緑区十日市場町地内に図書館と老人福祉センターを複合で建設しました。

新4区の主な市民利用施設の設置状況は, 次のとおりです。



▲建設が進む緑区図書館・老人福祉センター

《新4区市民利用施設 設置状況》

施設名	港北区	緑区	青葉区	都筑区
公会堂	●港北公会堂 港北区大豆戸町 26-1	●緑公会堂 緑区寺山町118	●青葉公会堂 青葉区市ケ尾町 31-4	●都筑公会堂 都筑区茅ヶ崎中 央32-1
図書館	●港北図書館 港北区菊名 6-18-10	●7年春開館 (老人福祉センターと合築) 緑区十日市場町825-1	●山内図書館 青葉区あざみ野 2-3-2	●都筑図書館 都筑区茅ヶ崎中 央32-1
スポーツセンター	●港北スポーツセンター 港北区大豆戸町 518-1	●緑スポーツセンター 緑区中山町 329-25	●青葉スポーツセンター 青葉区市ケ尾町 31-4	用地選定中
老人福祉センター	●菊名寿楽荘 港北区菊名 3-10-20	○7年春開館 (図書館と合築) 緑区十日市場町825-1	○7～8年建設予定 青葉区もえぎ野4-2 (緑保健所北部出張所跡)	●つづき緑寿荘 都筑区葛が谷 2-1
区民文化センター			●青葉区民文化センター (フィリアホール) 青葉区青葉台2-1	
休日急患診療所	●港北区休日急患診療所 港北区菊名 4-4-22	○7年春開所 緑区中山町 1145-1ほか	●青葉区休日急患診療所 青葉区藤が丘 2-20-10	○7年春開所 都筑区牛久保西 1-23
地区センター	●菊名地区センター 港北区菊名 6-18-10	●長津田地区センター 緑区長津田町 2327	●山内地区センター 青葉区あざみ野 2-3-2	●都筑地区センター 都筑区葛が谷 2-1
	●新田地区センター 港北区新吉田町 3236	●十日市場地区センター 緑区十日市場町 808-3	●藤が丘地区センター 青葉区藤が丘 1-14-95	●中川西地区センター 都筑区中川 2-8-1
	●日吉地区センター 港北区日吉本町 1-11-13	●白山地区センター 緑区白山1-2-1	●若草台地区センター 青葉区若草台 20-5	○仲町台地区センター (仮称) 7年12月開館予定
	●綱島地区センター 港北区綱島西 1-14-26		●美しが丘西地区センター 青葉区美しが丘 西3-60-15	

●……既設 ○……(建設予定含む)

第6章

新区開設準備

1 行政区再編成連絡会議

今回の行政区再編成にかかる新区の総合庁舎の整備や事務移管等の諸問題を、多角的に検討・調整するための庁内プロジェクト組織として関係局区長を構成員とする行政区再編成連絡会議が、平成2年7月に設置され、再編成全般にわたって総合的な調整を行ってきましたが、新区役所の開設が間近となった平成4年夏ごろから、行政区再編成連絡会議の下部組織である行政サービス部会が中心となって、区役所事務の移管方法についての検討を行い、「港北区・緑区事務移管計画書」を取りまとめました。

2 区役所事務の移管

(1) 今回の特色

ア 都筑区における台帳移管

昭和61年の戸塚区の行政区再編成の際には、新区（新支所）の受け皿となる本郷，中和田，山内の3支所がすでに存在し、支所エリアに地域を区切って行政サービスが提供されていました。このためかなりの台帳類がすでに保有されており、再編成時には一部拡張された所管区域分の台帳移管が実施されました。

これに対して、都筑区エリアに設置されている港北ニュータウン行政サービスセンターは支所としての位置づけをもたず、港北区，緑区の全区民を対象としたサービスを実施していました。このため、台帳類はすべて港北区，緑区，北部支所に据え置かれたままであり、この膨大な台帳類を限られた期間内に移管する必要がありました。

イ 電算システム的大幅変更

前回再編成の昭和61年以後、住民基本台帳の電算化が実施され、その後、歳出管理システム，新税務システム，新国保システム等が相次いで稼働しました。

このため、行政区再編成に合わせ、従来の16区1支所から18区への行政区域の変更に関し、膨大な量のシステム変更作業が必要となり、早い時期から作業に取り組みました。

(2) 事務移管計画の作成

このように、今回の行政区再編成に伴う事務移管は、多くの困難な問題が想定され、特に都筑区にかかる移管事務量が多いため、新区への事務移管・台帳移管の実施方法を事務移管計画として取りまとめることとし、平成4年夏ごろから、行政サービス部会で移管についての検討を開始しました。

検討の開始に当たって、基本方針及びスケジュールを次のように定め、準備を進めていくことにしました。

《基本方針》

- ① 住民や地区内の法人等の利便性の低下や負担をもたらすことのないように十分配慮する。
- ② 経常事務及び再編成実施後における事務事業の執行に支障やそごをきたすことのないようにする。
- ③ 局・区間で緊密な協議、調整を行うとともに、国・県等の関係機関との連絡調整を十分に行うこととする。
- ④ 事務移管を円滑に行うため、特に、大規模電算システムへの対応を十分検討し、準備事務の早期完了を図る。
- ⑤ 都筑区役所は支所機能のない状況で、2区1支所からの事務及び台帳を引き継ぐことになるので、円滑かつ効率のよい移管方法等を検討する。

《スケジュール》

平成5年度〔計画段階〕

- 4月～8月 移管事務事業及び公簿類の把握と区分
基本計画書の策定
- 9月～3月 実施計画書（処理マニュアル）の策定
行政区再編成連絡会議における事務移管計画の確定
区別事務移管計画のとりまとめ

平成6年度〔準備実施段階〕

- 4月～分区実施日 「港北区・緑区事務移管計画書」及び「区別事務移管計画書」に基づく
移管作業の準備及び実施

このスケジュールにもとづき、平成5年4月から8月にかけて、移管対象事務事業及び公募類の調査を行ったところ、次表にあげた種類の事務、公募類の移管が必要であることが判明し、これらすべての事務及び公募類について平成6年3月までに事務移管計画を作成し、この計画に基づき11月5日と6日の2日間で移管を完了しました。

区 分	事務・事業	公 募 類
青 葉 区 分	111種類	222種類
都 筑 区 分	134種類	237種類

3 関係行政機関との協議

(1) 関係機関との連絡・調整

本市の行政区は、国、県等の行政機関の所管区域となっている場合も多いため、行政区再編成は、これらの機関の業務執行に大きな影響を及ぼすことが想定されます。また、行政機関の所管区域が変更された場合は、市民生活への影響も大きいものがあります。

このため、平成4年5月の行政区再編成審議会の答申、5年12月の「区の設置条例」の一部改正といった再編成事業の節目には、各種行政機関等を対象に説明会を開催し、行政区再編成に際して、これらの機関が円滑な対応がとれるよう、最新情報を提供するとともに、意見交換を行ってきました。

説明会のなかで、特に問題となったのは、次の2点です。

① 行政区再編成に伴う区民・法人の手続

区名が変更されることにより、区民や法人の負担が生じないように、公簿や証書類は各機関において、職権での書換えや読替えて対応が可能かどうか。

② 行政機関等の所管区域

特に都筑区は、区域がこれまでの港北区と緑区から構成されるため、各機関の所管区域が変更されない場合は、区内を2つの事務所が所管することとなり、区民の混乱等が想定される。このような状況を避けるため、都筑区の所管を一つの事務所の担当とすることが可能かどうか。

(2) 各機関との個別協議事項

各機関と個別に協議を重ねた結果、所管区域については、次のとおりとなりました。

また、手続きについては、61ページ「行政区再編成に伴う手続」のとおり、職権での書換えや読替えての対応が可能となりました。

ア 県税事務所の所管区域

再編成前		再編成後	
港北区	神奈川県税事務所	港北区	神奈川県税事務所
緑区	緑県税事務所	緑区、青葉区、都筑区	緑県税事務所

イ 社会保険事務所の所管区域

再編成前		再編成後	
港北区	鶴見社会保険事務所	港北区、緑区	港北社会保険事務所
緑区	神奈川社会保険事務所	青葉区、都筑区	(神奈川社会保険事務所を名称変更)

ウ 警察署の所管区域

再編成前		再編成後	
港北区	港北警察署	港北区, 都筑区	港北警察署
緑区	緑警察署	緑区	緑警察署
北部支所	緑北警察署	青葉区	青葉警察署(緑北警察署を名称変更)

エ 横浜地方法務局

〈法務局出張所(登記所)の所管区域〉

再編成前		再編成後	
港北区	港北出張所	港北区	港北出張所
		緑区, 青葉区	川和出張所
緑区	川和出張所	都筑区	旧港北区区域→港北出張所
			旧緑区区域 →川和出張所

オ 関東郵政局

〈郵便局の所管区域と郵便番号〉

再編成前			再編成後		
港北区	港北郵便局	222	港北区	港北郵便局	222
	綱島郵便局	223		綱島郵便局	223
緑区	緑郵便局	226	緑区	緑郵便局	226
	青葉台郵便局	227	都筑区	青葉郵便局(青葉台東を改称)	224
	青葉台東郵便局	225	青葉区	青葉郵便局	225
				青葉台郵便局	227

カ 東京国税局

〈税務署の所管区域〉

再編成前		再編成後	
港北区	神奈川税務署	港北区	神奈川税務署
		緑区, 青葉区	緑税務署
緑区	緑税務署	都筑区	旧港北区区域→神奈川税務署
			旧緑区区域 →緑税務署

第7章

行政区再編成に関する事項

1 人口告示と議員定数

(1) 人口告示

市・県議会の議員の定数については、各自治体の人口に応じて上限が決まっており、各自治体ではこの範囲内で条例により定め、各選挙区ごとの定数は、人口比を基準に配分して定めることとされています。

また、定数配分の基準となるのは国勢調査による人口ですが、今回の行政区再編成の場合のように、国勢調査の実施日以降に選挙区の境界変更があった場合は、都道府県知事が告示した人口が基礎となります。

この告示人口は、最近の国勢調査結果を、変更のあった日のそれぞれの区域の人口により按分して算出するものとされており、今回新たに誕生した港北、緑、青葉、都筑の4区の告示人口は、次の算式により算出されることとなります。

$$\left(\text{H2.10.1現在の旧港北区・緑区の国勢調査人口の合計} \right) \times \frac{\left(\text{H6.11.6現在で調査した新区の人口} \right)}{\left(\text{H6.11.6現在で調査した新4区の人口の合計} \right)} = \left(\text{H2.10.1現在の新区の国勢調査人口} \right)$$

ア 告示までの経過

人口告示をするためには、平成6年11月6日現在の新4区の人口数が必要となるため、9月に県から人口集計の依頼を受けました。依頼に基づき本市では、再編成実施日現在の人口を集計し、平成6年11月8日に県に次のとおり報告しました。

〔再編成に伴う新4区別人口〕

1	平成6年11月6日現在 新港北区の人口	総数 278,188人 (男 144,113人) (女 134,075人)
2	平成6年11月6日現在 新緑区の人口	総数 149,319人 (男 75,758人) (女 73,561人)
3	平成6年11月6日現在 青葉区の人口	総数 246,433人 (男 126,828人) (女 119,605人)
4	平成6年11月6日現在 都筑区の人口	総数 110,976人 (男 57,128人) (女 53,848人)

これを受けて、県では、平成6年11月18日付の神奈川県告示第917号をもって、神奈川県知事名により、新4区の人口の告示を行いました。

神奈川県告示第 917号

平成6年11月6日に横浜市港北区及び同市緑区が、同市港北区、同市緑区、同市青葉区及び同市都筑区に再編成されたことに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第254条の規定による同市港北区、同市緑区、同市青葉区及び同市都筑区の人口は、次のとおりとなった。

平成6年11月18日

神奈川県知事 長 洲 一 二

横浜市港北区 259,588人
同 緑 区 139,336人
同 青葉区 229,957人
同 都筑区 103,556人

(2) 市会議員定数

指定都市の市会議員は行政区を選挙区の単位とし、その選挙区ごとの定数は人口比を基準として条例で定めることとされています。また、各選挙区ごとの定数や総定数は、任期満了や解散に伴う一般選挙の場合に限って変更できるとされています。

このため、本市会では平成7年4月の統一地方選挙を控え、行政区再編成実施後に、全選挙区を通じた定数の見直しを行うことになりました。

その結果、議員提案として「横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」の改正が平成6年第4回（12月）市会に提案され、この条例案は、12月9日に可決成立し、12月15日に条例第76号として公布されました。

各区の定数は次表のとおりです。

〔表1 市会議員定数の新旧比較〕

区	人口	議員定数		区	人口	議員定数	
		従来	改正			従来	改正
鶴見区	250,100	8	7	金沢区	197,753	5	6
神奈川区	205,510	7	6	港北区	259,588	9	8
西区	76,978	2	2	都筑区	103,556		3
中区	116,634	4	3	緑区	139,336	11	4
南区	194,617	6	6	青葉区	229,957		7
港南区	224,036	6	6	戸塚区	238,536	7	7
保土ヶ谷区	195,795	6	6	栄区	123,766	4	4
旭区	248,882	7	7	泉区	126,866	4	4
磯子区	168,846	5	5	瀬谷区	119,575	3	3
本市合計					3,220,331	94	94

(3) 県議会議員定数

都道府県議会の議員の選挙区は、郡及び市の区域を単位とすることが原則とされていますが、指定都市においては区が単位とすることとされています。そして、各選挙区ごとの定数は人口に比例して定めることや、総定数の見直しは一般選挙に限られる点は市会議員の場合と同じであり、県議会議員についても、定数条例の改正案が議員提案により12月定例県議会に上程され、表2のとおり決定しました。

〔表2 県議会議員定数の新旧比較〕

選挙区	定数		選挙区	定数		選挙区	定数			
	旧	新		旧	新		旧	新		
横浜市	鶴見区	4	4	川崎市	川崎区	3	3	大和市	3	3
	神奈川区	3	3		幸区	2	2	伊勢原市	1	1
	西区	1	1		中原区	3	3	海老名市	1	1
	中区	2	2		高津区	2	2	座間市	2	2
	南区	3	3		宮前区	2	2	南足柄市	1	1
	港南区	3	3		多摩区	2	2	綾瀬市	1	1
	保土ヶ谷区	3	3		麻生区	2	2	高座郡	1	1
横浜市	旭区	4	4	横須賀市	6	6	中郡	1	1	
	磯子区	2	2	平塚市	3	3	足柄上郡	1	1	
	金沢区	3	3	鎌倉市	2	2	足柄下郡	1	1	
	港北区	4	4	藤沢市	5	5	愛甲郡	1	1	
	都筑区		1	3	小田原市	3	3	津久井郡	1	1
	緑区	6	2	茅ヶ崎市	3	3				
	青葉区		3	逗子市・三浦郡	1	1				
	戸塚区	3	3	相模原市	8	8				
	栄区	2	2	三浦市	1	1				
	泉区	2	2	秦野市	2	2				
瀬谷区	2	2	厚木市	3	3	合計	115	115		

2 衆議院議員の選挙区画

衆議院議員選挙における小選挙区制の導入に伴い、衆議院議員選挙区画定審議会が平成6年4月に設置され、4か月後の8月に、行政区再編成を踏まえた新たな区割り案が勧告されました。

この勧告に基づいて10月の通常国会に「公職選挙法の一部を改正する法律」案が上程され、11月21日に成立、新たな選挙区は次のとおり決まりました。

第7区	横浜市 港北区・緑区・都筑区
第8区	横浜市 青葉区 川崎市 宮前区

3 選挙管理委員会の再編成

平成6年11月6日に港北区及び緑区の再編成が実施されたことに伴い、それまでの両区選挙管理委員会は前日の11月5日をもって消滅しました。

新区の選挙管理委員会の委員の選任については、地方自治法第182条の規定により、議会での選挙が必要とされるため、新区発足後の最初の市会である12月市会において選挙を行い、新4区の選挙管理委員会の委員が選任されました。この委員が選任された12月2日をもって、新4区の選挙管理委員会が発足し、平成7年4月に行われる統一地方選へ向けての事務が開始されました。

4 新町の設定及び住居表示

(1) 分割される町区域の整理

今回の行政区再編成では、一部地域において、新区境が従来の町区域を分割する箇所が生じました。2区に同一町名が存在した場合は、市民に分かりにくく、混乱を生む原因になります。

そこで、新区境により2区に分割されることとなった町については、大きな面積や人口を有する区域に従前の町名を残すこととし、他方については、新町の設定または隣接町への編入を行うことによって、二区に同一町名が存在することのないように整理することとしました。

この中で、荏田町については、青葉区に存続させることとしましたが、都筑区の荏田町関耕地地区において、区画整理事業が平成10年の終了予定で施行され、換地時に新町が設定されるため、再編成の実施時点では、都筑区の荏田町についても、そのまま残すこととなり、荏田町だけが青葉区と都筑区に存在することとなりました。

なお、町名の変更を再編成実施日と別の時期に行うと、住民や法人の負担が大きくなるため、行政区再編成の実施日にあわせて、町名を変更しました。

〔表 3 行政区再編成と同時に施行する町区域の設定及び変更〕

(もとの町区域からみた場合)

11月5日以前		11月6日以降	
区名	町名	区名	町名
港北区	牛久保町	都筑区 青葉区	牛久保町, 牛久保東一・二丁目, 中川中央一丁目 新石川四丁目
	荏田町	都筑区	茅ヶ崎中央
	大棚町	都筑区	大棚町, 牛久保東一・二丁目, 早瀬二丁目
	勝田町	都筑区	勝田町, 早瀬一・二丁目
	北山田町	都筑区	北山田町, 北山田一・二丁目, 東山田一・二丁目, 南山田二丁目
	新吉田町	港北区 都筑区	新吉田町 早瀬一～三丁目, 勝田町
	茅ヶ崎町	都筑区	茅ヶ崎町, 茅ヶ崎中央, 茅ヶ崎南二丁目
	中川町	都筑区 青葉区	中川町, 牛久保東一丁目, 中川二丁目, 中川中央 一丁目 荏田町, 新石川四丁目
	新羽町	港北区 都筑区	新羽町 勝田町
	東方町	都筑区	茅ヶ崎南二丁目
	東山田町	都筑区	東山田町, 東山田一・二丁目
南山田町	都筑区	南山田町, 牛久保東二丁目, 北山田二丁目, 早瀬 二・三丁目, 南山田二丁目	
緑区	荏田町	青葉区 都筑区	荏田町, 新石川四丁目 荏田町, 荏田東町, 荏田南町, 荏田南四丁目, 荏 田南五丁目
	佐江戸町	都筑区 緑区	佐江戸町 青砥町

〔表4 都筑区に存在する荏田町〕

都 筑 区 荏 田 町	荏田町2番の1, 2番の4, 2番の8, 2番の9, 2番の10, 4番の1, 5番, 6番の1, 7番の3, 8番から10番, 11番の1, 11番の3, 15番の1, 15番の4, 19番の2から19番の4, 20番の1, 20番の3から20番の5, 21番の1, 22番, 23番の1, 28番の3, 36番の1, 37番の1, 38番の1, 39番の1, 40番, 41番の1から41番の3, 42番の1から42番の4, 43番の甲, 43番の2, 44番, 45番の1, 45番の2, 46番から49番, 50番の1, 50番の3, 51番の1, 51番の2, 52番の1, 52番の2, 53番, 54番の1, 54番の2, 55番の1から55番の3, 56番の1, 56番の2, 57番の1, 57番の2, 58番の1, 58番の2, 59番の1, 59番の2, 60番の1から60番の3, 61番の1, 61番の2, 62番の2, 63番の2, 64番の2, 65番の2, 66番の3, 67番の3, 71番の3, 74番の2から74番の4, 75番の1, 75番の2, 76番から88番, 89番の1, 89番の3, 90番の1, 95番の1, 100番の1, 101番, 103番の3, 104番の3, 105番の2, 105番の3, 106番の1, 106番の2, 107番, 108番の2, 109番の2, 111番の2, 112番の2, 116番の5
青 葉 区 荏 田 町	上記を除く荏田町

5 関連条例の整備

行政区再編成に伴い改正を必要とする条例としては、事務所・事業所等の設置を定めた条例で行政区再編成に伴い所管区域を変更する必要があるもの、市民施設等の設置を定めた条例で所在地の表示や区名を使用した施設名を変更する必要があるものの2種類に区分されます。

事務所・事業所の所管区域の変更については、市民生活に与える影響を考慮し、早めに決定、周知することが適切であり、「区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例」の改正にあわせ、平成5年12月に改正しました。

一方、施設等の所在地の表示や名称等の変更については、所管区域の変更ほど市民生活に影響がないため、行政区再編成直前の平成6年9月に改正を行いました。

【平成5年12月に改正を行った条例】

- ① 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例
- ② 横浜市区役所支所設置条例・・・(廃止)
- ③ 港北ニュータウン建設区域並びに区役所及び区役所支所の所管区域の特例に関する条例・・・(廃止)
- ④ 横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例・・・(廃止)
- ⑤ 横浜市児童相談所条例

- ⑥ 横浜市福祉地区及び福祉事務所条例
- ⑦ 横浜市保健所条例
- ⑧ 横浜市優生保護相談所条例
- ⑨ 横浜市各農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例
- ⑩ 横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例
- ⑪ 横浜市消防団の設置等に関する条例

【平成6年9月に改正を行った条例】

- ① 横浜市公会堂条例
- ② 横浜市地区センター条例
- ③ 横浜市青少年施設条例
- ④ 横浜市障害者研修保養センター条例
- ⑤ 横浜市在宅支援サービスセンター条例
- ⑥ 横浜市老人福祉施設条例
- ⑦ 横浜市保育所条例
- ⑧ 横浜市地域医療センター条例
- ⑨ 横浜市結核診査協議会条例
- ⑩ 横浜市港北ニュータウン開発審議会条例
- ⑪ 横浜市営住宅条例
- ⑫ 横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- ⑬ 横浜市立学校条例
- ⑭ 横浜市立図書館条例
- ⑮ 横浜市青少年野外活動センター条例

【平成6年12月に改正を行った条例】

- ① 横浜市会議員定数及び選挙区選出議員数に関する条例
(注) 議員提案

6 | 区民の手続

行政区再編成に伴い、各官公署においては、保有する公簿類の移管や区名の書換え、あるいは住民や法人が交付を受けている証書類の区名の書換えが必要となりますが、その際に届出を求めるとなると、住民や法人にとって大きな負担が生じます。

そこで、そうした負担が極力生じないようにするため、職権での書換えや、変更されたものと見なすなどの措置により対応してもらえよう各機関に協力を求めた結果、ほとんどの公簿・証書類について手続が不要となりました。

〔表5 行政区再編成に伴う手続き〕

		公簿・証書等	手続
戸籍・住民登録	戸籍簿		職権書換え，手続不要
	住民基本台帳		職権書換え，手続不要
	外国人登録	登録原票	職権書換え，手続不要
		登録証	来庁時に書換え
印鑑	印鑑登録	登録	職権書換え，手続不要
		登録証	継続使用可，手続不要
登記	法人登記	本店の所在地	職権書換え，手続不要
		代表者の住所	変更したと見なす（申請があれば書換え）
	不動産登記	標題部（物件の所在）の表示	職権書換え，手続不要
		所有者の住所	変更したと見なす（申請があれば書換え）
税金	市税・県税・国税の各種公簿類		職権書換え，手続不要
車	原付の標識（ナンバープレート）		継続使用可，手続不要
	運転免許証		早期の手続必要
	車検証	自動車・二輪車（125cc以上）	変更したと見なす（希望があれば書換え）
		軽自動車	変更したと見なす（希望があれば書換え）
健保・医療	国民健康保険	台帳	職権書換え，手続不要
		被保険者証	新証を交付（旧証は回収）
	老人保健医療受給者証		〃
	㊤医療証，㊦医療証		〃
育成・療育，小児特定疾患等医療申請		職権書換え，手続不要	
年金	国民年金	加入者台帳	職権書換え，手続不要
		年金手帳	各種申請・届出の際，書換え
		受給者台帳	職権書換え，手続不要
		年金証書	継続使用可，手続不要
	老齢福祉年金	受給者台帳	職権書換え，手続不要
		年金証書	継続使用可，手続不要
	厚生年金	受給者台帳	職権書換え，手続不要
		年金証書	継続使用可，手続不要
共済年金	各共済組合により取扱いが異なる。		

	公簿・証書等	手続	
福祉・老人	生活保護支給証	新証を交付（旧証と引換え）	
	母子寡婦福祉資金受給者台帳	職権書換え，手続不要	
	特別児童扶養手当受給者台帳	継続使用可，手続不要	
	身障・療育手帳	継続使用可，手続不要	
	特別乗車券，敬老特別乗車証，福祉タクシー利用券	継続使用可（有効期間内），手続不要	
	一時入所利用者登録証（老人施設）	更新時に書換え	
	老人保健法に基づく健康手帳	継続使用可，手続不要	
子	母子健康手帳	対象者台帳	職権書換え，手続不要
		手帳	継続使用可，手続不要
供	児童扶養手当証書		更新時に書換え
	特定者資格証明書		更新時に書換え
雇用	雇用保険 失業給付金受給者台帳		職権書換え，手続不要
営業許可等	警 察	銃砲刀剣，質屋 許可証	変更したと見なし，手続不要
		金属屑回収業，古物商 許可証	
		風俗営業，警備業 許可証	
	保 健 所	駐車禁止除外指定車 許可証	更新時に書換え
		旅館業，興業場 許可書	継続使用可，手続不要
		公衆浴場，理・美容 確認書	
		クリーニング等 承認書	
		食品衛生法関連 許可証	更新時又は随時書換え
		病院，診療所，助産所 許可証	継続使用可，手続不要
		薬局・医薬品販売業等 許可証	更新時に書換え
その他	屋外広告物許可台帳	職権書換え，手続不要	
	道路占用許可	職権書換え（台帳），許可証は見なし	
	交通災害共済加入者台帳	職権書換え，手続不要	

7 広報

行政区は住所の表示として市民・法人に頻繁に使用されるほか，行政機関の所管や地域団体の組織の単位になるなど，区画や区名の変更が市民生活や企業活動に与える影響は少なくありません。

また，このような事業を推進していくうえでは，市民の意見を反映することが重要であり，そのためにも積極的に市民に情報を提供していくことが必要です。

そこで、答申や区名選定などの節目には、「広報よこはま」の市版などで全市的に広報を行ったほか、行政区画変更に伴う手続きや新区に関する情報など幅広い分野について、「広報よこはま」の区版などできめ細かな広報を実施しました。

各段階での主な広報の内容は以下のとおりです。

時 期	内 容	媒 体		
		広報よこはま	報 道 機 関	そ の 他
平成3年10月	行政区再編成審議会の「中間案」	平成3年12月号 港北区版 緑区版 緑区北部版	10月26日 新聞・テレビ各社 市政記者発表	
平成4年5月	行政区再編成審議会の答申	平成4年6月号 市 版 港北区版 緑区版 緑区北部版	5月8日 新聞・テレビ各社 市政記者発表	
平成4年12月	「横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例」の制定	平成5年2月号 市 版 港北区版 緑区版 緑区北部版	11月27日 新聞・テレビ各社 市政記者発表	○再編図及びチラシの班回覧
平成5年8月	区名の募集	平成5年8月号 港北区版 緑区版 緑区北部版 D区準備号	7月30日 新聞・テレビ各社 市政記者発表	○ポスターの掲示 各区役所・支所等 4区内市民利用施設、駅、電車・バス車内、町内会掲示板等 ○チラシ班回覧
平成5年10月	区名選定委員会の報告	平成5年12月号 市 版 港北区版 緑区版 緑区北部版 D区準備号	10月26日 新聞・テレビ各社 市政記者発表	
平成5年12月	「区の設置等に関する条例」の改正 (区名・実施日の決定)	平成6年1月号 都筑区準備号 平成6年2月号 港北区版 緑区版 緑区北部版	11月26日 新聞・テレビ各社 市政記者発表	○新4区図及びチラシ ○法人向リーフレット郵送
平成6年4月 ～10月	新区開設準備	平成6年4月号～ 11月号 港北区版 緑区版 緑区北部版 都筑区準備号	10月3日 新聞・テレビ各社 市政記者発表 (11.2～11.6にかけて、各紙に特集記事が掲載された)	○ポスターの掲示 各区役所・支所等 ○青葉区・都筑区誕生ガイドブック各戸配布 ○法人向リーフレット郵送

シリーズ「青葉区誕生Q&A」①

区が変わると手続きが必要？

平成6年11月6日の行政区再編成により、北部支所の管内は「青葉区」と「都筑区」の区域になります。これに関連して、区民の皆さんから生活にかかわりの深い事務を中心に質問が寄せられました。そこで、今回、ご質問の多かった事項についてご紹介します。

Q. 住所はどのように変わりますか。町名や地番はそのままですか。

A. 北部支所の管内は在田町の一部地域を除けば町名や地番はそのまま、区のみが変わります。

Q. 区名の変更により官公署への手続きが必要ですか。

A. 官公署の帳簿類や皆さんがご持ちの証書・手帳などは、申請がなくても書き換えられるか変更があったものと見なされるなどして、ほとんどの場合手続きをする必要はありません。詳しくは10月に全世帯に配布する冊子でお知らせします。

【手続きが必要なもの例】

- 戸籍、住民登録
 - 土地・建物、法人の登記
 - 原動機付自転車のナンバープレート
- ※町名や地番の変更を伴う在田町の一部地域については、手続きが異なりますので、対象の世帯、

法人には別途ご案内します。

Q. 小中学校の学区は変更になりますか。

A. 行政区再編成による変更はありません。

Q. 青葉区の庁舎はどこになりますか。

A. 新区発足時には現在の北部支所が青葉区の庁舎になります。新庁舎は緑北警察署の北側に建設中です。

【問合せ】 緑区新区開設準備担当 ☎9 63 局 2318

郵便番号が一部変更

行政区再編成により、都筑区となる次の地区は、11月6日から郵便番号が変更になります。

町名	現行	変更後
在田東一丁目～四丁目	225	224
在田南一丁目～五丁目	225	224
在田町の一部		

北部支所の管内では、上記地区以外の変更はありません。なお、取扱い郵便局は従来そのままですが、青葉台東郵便局は青葉郵便局に名称が変わります。

【問合せ】 青葉台東郵便局 ☎9 73 局 5601

青葉区・都筑区誕生ガイドブック



横浜市



横浜市

都筑区誕生

2 住所と手続き

十一月六日の都筑区誕生まであと六カ月。新区が発足することに関して、生活にかかわりの深い手続きを中心に、ご説明しましょう。

住所はどのように変わりますか？

大部分の地域に在田町の町名が変更され、町名・地番はそのままであります。ただし行政区再編成と同時に、住所表示や新町設定を行なう地域については町名などが変更されます。

一区名が変わると戸籍、住民票、印章等は住所変更の手続きが必要ですか？

行政区再編成により、区役所で書き換えますので、届け出る必要はありません。一区名が変わると戸籍の手続きは必要になります。土地・建物・法人の登記も手続きの必要はありません。ただし

住所表示や新町設定により、町名などが変更される場合は手続きが異なりますので、別途ご案内します。

一原付自転車のナンバープレートは、そのまま使用できます。

一電話番号の届書は、行政区再編成による変更はありません。

行政区再編成による変更はありません。

都筑区の郵便番号は「224」

行政区再編成の実施にあわせて、郵便番号及び取り扱い郵便局が次の通り変わります。

▽取扱い郵便局 青葉郵便局

▽現在青葉台東郵便局が11月6日から「青葉郵便局」になります。

【問合せ】 青葉台東郵便局(在田西一丁目1-5) ☎9 73 局 5601



一小・中学校の学区は変更になりますか？

行政区再編成による変更はありません。皆さんがご持ちの証書や手帳などの変更は、ほとんどの場合手続きの必要はありません。ただし住所表示や新町設定により、町名の変更がある地域については手続きが異なりますので、対象となる世帯、法人には別途ご案内します。

詳細については、十月全世帯に配布する冊子でお知らせします。

【問合せ】 新区開設準備担当 ☎9 63 局 2318

法人向けリーフレット

青葉区・都筑区誕生のご案内

平成6年11月6日青葉区及び都筑区が発足します。このリーフレットは、法人向けに発行するリーフレットです。このリーフレットは、法人向けに発行するリーフレットです。このリーフレットは、法人向けに発行するリーフレットです。

【青葉区・都筑区の再編成図】

Q. 青葉区の区域

区域名	面積(㎡)	人口(人)	人口密度(人/㎡)	人口増加率(%)	人口減少率(%)
青葉区一丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
青葉区二丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
青葉区三丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
青葉区四丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
青葉区五丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
青葉区六丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
青葉区七丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
青葉区八丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
青葉区九丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
青葉区十丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0

Q. 都筑区の区域

区域名	面積(㎡)	人口(人)	人口密度(人/㎡)	人口増加率(%)	人口減少率(%)
都筑区一丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
都筑区二丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
都筑区三丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
都筑区四丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
都筑区五丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
都筑区六丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
都筑区七丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
都筑区八丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
都筑区九丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0
都筑区十丁目	1,234,567	12,345	10.0	5.0	-2.0

【問合せ】 青葉区・都筑区開設準備担当 ☎9 63 局 2318

横浜市に「青葉区」と「都筑区」できた

住民参加のまちづくり



音楽家・千住さんと市長対談



バイオニストの千住真理子さんと談笑する高秀秀信市長

「丘の街」と「生活文化都市」

横浜市は、11月1日、青葉区と都筑区を新設した。青葉区は、かつての青葉区と磯子区の一部を合わせたもので、面積は約1,100ヘクタール。都筑区は、かつての都筑区と磯子区の一部を合わせたもので、面積は約1,100ヘクタール。両区とも、住民参加のまちづくりを推進している。

市長高秀秀信は、両区の新設について、「青葉区は、かつての青葉区と磯子区の一部を合わせたもので、面積は約1,100ヘクタール。都筑区は、かつての都筑区と磯子区の一部を合わせたもので、面積は約1,100ヘクタール。両区とも、住民参加のまちづくりを推進している。」と述べた。

青葉区と都筑区の新設は、横浜市が初めて実施する区制改正である。両区とも、住民参加のまちづくりを推進している。市長高秀秀信は、両区の新設について、「青葉区は、かつての青葉区と磯子区の一部を合わせたもので、面積は約1,100ヘクタール。都筑区は、かつての都筑区と磯子区の一部を合わせたもので、面積は約1,100ヘクタール。両区とも、住民参加のまちづくりを推進している。」と述べた。

身近で、きめ細かな行政サービス実現

青葉区「の地を心のよみかみ」

注目集めた区画整理の採用 将来性に高い期待



青本 謙三さん

地権者が足並みそろえ協力 無秩序開発免れる

青葉区は、11月1日、区制改正により誕生した。区長高秀秀信は、区制改正の意義について、「青葉区は、かつての青葉区と磯子区の一部を合わせたもので、面積は約1,100ヘクタール。都筑区は、かつての都筑区と磯子区の一部を合わせたもので、面積は約1,100ヘクタール。両区とも、住民参加のまちづくりを推進している。」と述べた。

区画整理の採用は、将来性に高い期待されている。地権者が足並みそろえ協力することで、無秩序開発を免れることが期待されている。

新区の今、未来



渋滞、違法駐車解決急務 相次ぐ新交通構想



手塚 理美さん

青葉区と都筑区の新設は、横浜市が初めて実施する区制改正である。両区とも、住民参加のまちづくりを推進している。市長高秀秀信は、両区の新設について、「青葉区は、かつての青葉区と磯子区の一部を合わせたもので、面積は約1,100ヘクタール。都筑区は、かつての都筑区と磯子区の一部を合わせたもので、面積は約1,100ヘクタール。両区とも、住民参加のまちづくりを推進している。」と述べた。

渋滞、違法駐車解決急務、相次ぐ新交通構想。両区とも、交通ネットワークづくりが今後の課題と見られる。

8 | 新区発足記念式典

(1) 港北区

港北区では、新生港北区の新たな出発と区制施行55周年を祝い、区内の各種団体等で組織した「新港北区・港北区制55周年記念事業実行委員会」と本市の共催により「新港北区・港北区制55周年記念式」を次のとおり開催しました。

ア 日 時 平成6年11月5日(土)

午前11時50分～午後1時30分

イ 会 場 新横浜プリンスホテル

ウ 出席者 約350人

エ 次 第

【式典前のプログラム】午前11時30分～11時50分

琴、三味線、尺八の演奏(港北三曲会)

【式典】午前11時50分～午後0時20分

① 開 式

② 市歌斉唱

③ 経過報告 港北区長

④ あいさつ 市長, 実行委員長

⑤ 祝 辞 市会副議長

港北区議員団会議代表

⑥ 閉 式

【祝賀会】午後0時20分～午後1時30分

① 開 会

② 乾 杯

③ 港北三曲会による演奏

④ 万歳三唱

⑤ 閉 会



式典会場

(2) 緑区

緑区では、新生緑区の新たな門出を祝い、区内の地域住民組織及び団体による「新しい緑区分区記念事業実行委員会」と本市の共催による「新しい緑区を祝う集い」を次のとおり開催しました。また、式典のなかで、区民から募集した新しい緑区を象徴する区の花「シラン」、区の木「かえで」が発表されました。

ア 日 時 平成6年11月5日(土)
午前10時00分～午前11時45分

イ 会 場 緑スポーツセンター

ウ 出席者 約700人

エ 次 第

【式典前のプログラム】午前9時45分～10時00分

郷土芸能太鼓

【式典】午前10時00分～午前10時35分

① 開 式

② 市歌斉唱

③ あいさつ 実行委員長, 市長

④ 祝 辞 市会副議長

緑区議員団会議代表

⑤ 区の花「シラン」, 区の木「かえで」の発表

⑥ くす玉割り

⑦ ビデオ上映

⑧ 区長あいさつ

⑨ 閉 式

【祝賀会】午前10時45分～午前11時45分

① 開 会

② コーラス

③ 乾 杯

④ 万歳三唱

⑤ 閉 会



新しい緑区を祝う集い



郷土芸能太鼓

(3) 青葉区

青葉区では、新区誕生を祝うため、区内の各種団体で組織した「青葉区誕生記念事業実行委員会」と本市の共催による「青葉区誕生記念式典」を次のとおり開催しました。

ア 日 時 平成6年11月6日(日)
午前10時00分～午前11時40分

イ 会 場 区民文化センター(式典), 東急百貨店5階特設ホール(祝賀会)

ウ 出席者 約500人

エ 次 第

【式典】午前10時00分～午前10時35分

① 新区長宣言

② 過去～現在～未来(コーラス)

③ あいさつ 市長

【祝賀会】午前10時40分～午前11時40分

- ① 開 会
- ② 市歌斉唱
- ③ 祝 辞 市会議長
緑区議員団会議代表
仙台市青葉区長
- ④ 鏡 開 き
- ⑤ 乾 杯
- ⑥ 万歳三唱
- ⑦ 閉 会



コーラスの場面

(4) 都筑区

都筑区では、新区誕生を祝うため、区内の各種団体により組織した「都筑区開設記念事業実行委員会」と本市の共催による「都筑区誕生記念式典」を次のとおり開催しました。

また、式典のなかで、市民から応募した新生都筑区のシンボルマークが発表されました。

ア 日 時 平成6年11月6日(日)

午前11時50分～午後1時30分

イ 会 場 茅ヶ崎小学校(式典), 茅ヶ崎中学校(祝賀会)

ウ 出席者 約750人

エ 次 第

【式典前のプログラム】午前11時30分～11時50分

消防局音楽隊の演奏

【式典】午前11時50分～午後0時20分

- ① 開 式
- ② 市歌斉唱
- ③ 経過報告 都筑区長
- ④ あいさつ 市長
- ⑤ 祝 辞 市会議長
港北区議員団会議代表



シンボルマーク披露

緑区議員団会議代表

⑥ シンボルマーク披露

⑦ 閉 式

【祝賀会】午後0時30分～午後1時30分

① 開 会

② あいさつ 実行委員長

③ 祝 辞

④ 鏡 開 き

⑤ 乾 杯

⑥ お 囃 子

⑦ 万歳三唱

⑧ 閉 会

9 | 新区開設記念行事

(1) 港北区

「新港北区・港北区制55周年記念事業実行委員会」と港北区役所の共催により、次の行事を実施しました。

【高石ともやジョギングコンサート】

ア 日 時 11月5日(土) 午後2時～3時30分

イ 場 所 新横浜プリンスホテル

ウ 内 容 フォークシンガーでありマラソンランナーでもある高石ともや氏のトークコンサート

エ 参加者 350人

【バードカービング展】

ア 日 時 11月28日(月)～12月2日(金)

イ 場 所 区役所1階区民ホール

ウ 内 容 鳥の彫刻(木彫り)約30点を中心に、パネルなどで鶴見川の野鳥や自然を紹介

【港北区美術展】

ア 日 時 12月7日(水)～12月11日(日)

イ 場 所 大倉山記念館ギャラリー

ウ 内 容 区内在住作家の作品を展示

【記念誌発行事業】

ア 日 程 11月5日(土)の記念式典で配布

イ 内 容 港北区の過去、現在、未来をビジュアルに紹介した冊子の発行



コンサートの場面

(2) 緑区

「新しい緑区分区記念事業実行委員会」と緑区の共催により、次の行事を実施しました。

【新しい緑区パネル展示】

- ア 日時 11月5日(土)～11月下旬
- イ 場所 記念式典会場等
- ウ 内容 区の変遷、風物等の写真をパネル展示

【区の花・区の木の設定】

- 日程 9月 区民投票
- 10月 決定
- 11月5日 記念式典で区の花「シラン」、
区の木「カエデ」を発表

【人文字作品展】

- ア 日時 11月5日(土)～11月下旬
- イ 場所 記念式典会場等
- ウ 内容 区内の小中学校で、緑区に因んだ人文字
を描き、その写真を提示

【パレード】

- ア 日時 11月3日(祝) 午前11時～午後0時30分
- イ 場所 長津田～中山～鴨居
- ウ 内容 マーチングバンド、フロート等によるパレード
- エ 参加者 2000人



▲上「シラン」、下「カエデ」

(3) 青葉区

「青葉区誕生記念事業実行委員会」と青葉区の共催により、次の行事を実施しました。

【青葉区民祭り】

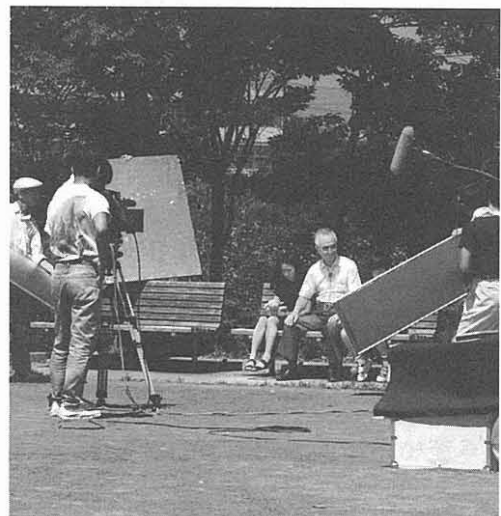
- ア 日時 11月3日(祝)
- イ 場所 新庁舎前道路等
- ウ 内容 パレード、模擬店、ミニSL等
- エ 参加者 85,000人

【青葉区シンボルマークの制定】

- 日程 4月～5月 募集
- 6月 一次選考
- 8月 投票
- 9月 最終選定
- 10月 発表

【ドラマ「青葉物語」の製作】

- ア 日程 4月 クランクイン



青葉物語撮影風景

10月 放映開始

11月 ビデオ貸出し

イ 内容 「青葉区わが街」をテーマにシナリオづくりから出演まで区民の参加により製作
【ウィーンフィル室内合奏団演奏会】

ア 日時 11月3日(祝)

イ 場所 青葉区民文化センター

オ 参加者 500人

(4) 都筑区

「都筑区開設記念事業実行委員会」と都筑区の共催により、次の行事を実施しました。

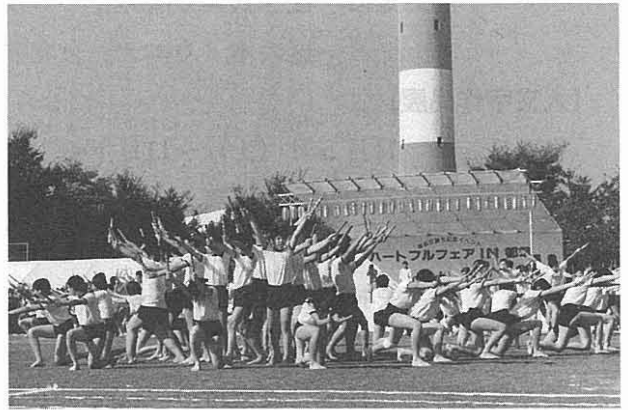
【ハートフルフェア IN 都筑】

ア 日時 11月13日(日)

イ 場所 東方公園

ウ 内容 パレード、中学生によるリズム体操「大地を揺るがす都筑」、芸能ステージ、企業紹介コーナー、模擬店

オ 参加者 35,000人



ハートフルフェア

【都筑区シンボルマークの制定】

ア 日程 7月～8月 募集

同上 一次選考

10月 投票

同上 最終選定

11月6日 記念式典で発表

【都筑区誕生記念ミュージカル制作】

ア 制作期間 7年3月まで

イ 上演場所 都筑公会堂

ウ 内容 都筑区誕生オリジナルミュージカル
「北極星(ノーススター)を探して」を区民の手づくりで制作

【都筑区誕生紹介展】

ア 日程 10月4日～6日

イ 上演場所 横浜ジョイナス4階広場

ウ 内容 都筑区の今昔、ゆめはまプラン都筑区計画、シンボルマーク応募作品等の展示



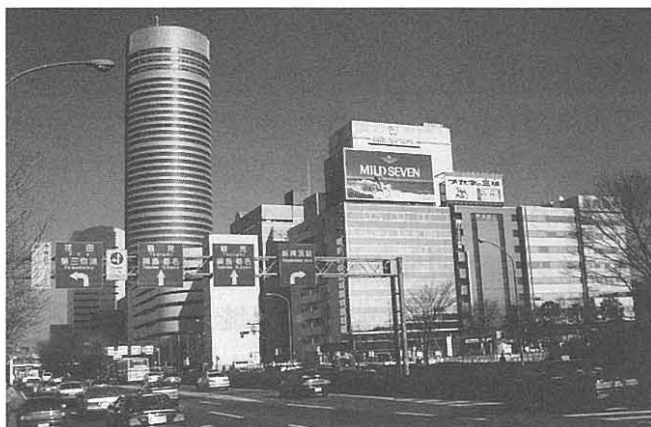
都筑区誕生紹介展

第8章

住みよい街づくりをめざして

● 港北区

1 区の概要



様々な都市機能の集積がすすむ新横浜

○人口	278千人	本市のなかで	1位
○面積	31.37km ²	//	5位

(1) 位置・地形的特色

港北区は、北側を川崎市と、東側を鶴見区と接し、また、南側を神奈川区と、西側を新しく発足した都筑区及び緑区の一部と接しています。区の東側を東急東横線が、南側にはJR横濱線が走り、また、西側には第三京浜道路がおおむね都筑区との境界となる形で走っています。区のほぼ中央部には、西から東へと鶴見川が流れています。

(2) 地域形成の経過と特色

港北区は、昭和14年に区制が施行されてから、すでに55年が経過した歴史のある区です。昭和7年の東横線の開通に伴い駅周辺の宅地化が進みましたが、30年代後半から40年代前半にかけての郊外部の急速な都市化による人口の急増に対応するため、昭和44年に区の北西部を緑区として分区しました。

現在は、住宅都市としての性格をもつ一方、鶴見川の水辺と丘陵の緑に恵まれ、これらの自然が、商業・工業・業務機能などと調和した街となっています。なかでも、新横浜では、広域交通ターミナルとしての利便性から、中枢管理機能を中心とした多様な都市機能の集積が進み、今後は、本市の新都心として期待が高まっています。

2 ゆめはま2010プラン区計画

港北区の将来像は、「自然と都市機能が調和したふれあい文化都市」としています。

鶴見川の水辺と丘陵部の緑など、豊かな自然環境を保ちながら都市機能の集積をすすめる一方で、人々のふれあいと個性ある地域文化を創造することが、まちづくりの目標です。こうしたまちづくりにむけた主な施策の方向及び主要な事業計画は、以下のようになっています。

① 安全で快適に暮らせるまちづくり

鶴見川の総合的な治水対策をはじめ、地域防災拠点としての小中学校の機能強化などにより、防災体制を拡充します。また、新横浜の交通拠点性を強化するための横浜環状道路（シティループ）や神奈川東部方面線の整備、区内主要駅周辺での再開発促進、未利用エネルギーを活用した地域冷暖房の促進などにより快適に暮らせるまちづくりをすすめます。

② 緑と水辺を生かしたうるおいのあるまちづくり

わが国最大級の国際総合球技場を有する総合運動公園を整備し、ワールドカップサッカーなど、国際大会の誘致を図ります。

その他、身近な場所への公園の計画的整備、緑のプロムナード整備、公共施設の屋上・壁面緑化など、緑あふれる環境づくりをすすめます。

また、親水公園や、季節の花の楽しめる四季の川づくりなど、自然と水辺が共生したうるおいのある空間づくりを行ないます。

③ 思いやりにあふれ、はつらつと暮らせるまちづくり

地域ケアシステム、福祉機器センター、地域ケアプラザなどの整備により、福祉のまちづくりをすすめるとともに、地域子育て支援センターなどの整備により、子どもを安心して生み、育てる環境を実現していきます。

また、ジョギングロードや温水プールなどの身近なスポーツ施設や、スポーツ医学センターの整備などにより、健康づくりを推進します。

④ こころの豊かさを実感できるまちづくり

地域文化の拠点としての区民文化センター、生涯学習センターなどの整備をすすめるとともに、地域活動、ボランティア活動の拠点となるコミュニティハウスを中学校区程度に1か所整備をしていきます。

また、国際交流ラウンジの整備や、公共施設での外国語案内・表記の充実などにより、外国人に暮らしやすい環境を整備します。



横浜国際総合競技場（完成予想パース）

⑤ 活力にあふれ、躍動するまちづくり

複合的な機能を備えた新横浜都心を形成するため、企業本社機能など中枢管理機能を誘致するとともに、商業、文化、スポーツ、アミューズメントなど多様な機能の集積を図ります。

また、産業イノベーションセンターや、ファクトリーパークの整備などによる産業の高度化と工業の集積化を推進するとともに、まちづくりと一体化した個性と魅力ある商業施設を複合

的に整備します。

さらに、有機栽培や先端技術の導入、農業の担い手の育成、横浜ブランドの開発などによる農業の振興に努めます。

● 緑 区

1 区の概要



緑豊かな緑区を象徴する新治町の森

○人口	149千人	本市のなかで12位
○面積	25.42km ²	8位

(1) 位置・地形的特色

緑区は、市の北西内陸部に位置しており、北側を鶴見川及び恩田川を区境として、新しく発足した都筑区、青葉区と接し、東側を神奈川区、南側を旭区、西側を町田市と接しています。また、地形は、鶴見川が形成した低地と、比較的起伏のある台地からなっており、区の東西にJR横浜線が走っています。

(2) 地域形成の経過と特色

従来の緑区は、昭和44年の港北区の分区により誕生しましたが、分区後も横浜線、田園都市線沿線を中心に開発が進み、人口の増加が続きました。

新生緑区は、青葉区と比べると市街化の進行は緩やかですが、今後も人口の増加が続くと考えられます。また、南部の丘陵地帯にはまとまった緑地が残されており、市内でも有数の緑の拠点となっています。

横浜線と田園都市線との結節点である長津田地区は、交通の要衝にふさわしい拠点づくりをめざしており、今後、主要な地域拠点としての重要性がますます期待されています。

2 ゆめはま2010プラン区計画

緑区の将来像は、「こもれび躍るふれあいのまち」としています。

豊かな自然に恵まれ、いきいきと暮らし集えるまちが目標であり、これを達成するため、次のとおり施策の方向を掲げています。

【施策の方向】

- ・ 心豊かで調和のとれた生活
- ・ 輝かしい未来をひらく生きがいに満ちた生活
- ・ 緑と水と光あふれる生活

- ・ 生活を支える基盤づくり

また、この方向に沿った重点施策として、次の3項目を区の魅力を高める事業とし進めていきます。

【3つの重点施策】

① 緑と水の回廊構想

美しい緑と豊かな水をあますところなく堪能するため、それぞれに回廊を整備して、広範囲にわたる複合的な区民の憩いの場として展開していきます。

また、緑の拠点として、北の森（三保・新治・都筑自然公園地区）の保全活用を図るとともに、水の拠点として鴨居地区の整備を進めます。

② 個性が映える拠点構想

横浜線の各駅（長津田・十日市場・中山・鴨居）を中心にまちづくりが進んできましたが、今後もそれぞれの地区の特色を生かし、個性的なまちづくりをすすめていきます。

③ 長津田先端技術活性化構想

長津田地区は、横浜線、田園都市線などの鉄道や主要な道路が交差しており、横浜都心部だけでなく東京都心や多摩地区、県央地区とも連結する交通結節点となっています。

こうした地域特性を生かして、長津田地区周辺に研究開発機関を誘致するとともに、企業間交流や産学交流を促進します。



交通結節点として注目される長津田

青葉区

1 区の概要



たまプラーザ駅前風景

○人口	246千人	本市のなかで	4位
○面積	35.05km ²	〃	2位

(1) 位置・地形的特色

青葉区は、市北部の内陸部に位置しており、北側及び西側を町田市と川崎市、東側を都筑区、南側を緑区と接しています。

地形は鶴見川及び恩田川流域の平坦地と多摩丘陵の一角であるなだらかな丘陵部からなっており、東西に国道246号線、東急田園都市線及び東名高速道路が伸びています。

(2) 地域形成の経過と特色

昭和41年に田園都市線が開通したのを契機に、沿線を中心に開発が進み、人口の増加が始まりました。その後も交通網の整備や宅地開発により、急速な都市化が進み、現在も人口の増加が続いています。

開発の特徴として、大規模な土地区画整理事業による計画的な宅地開発が大半を占めることが挙げられ、美しい街並みと閑静な住宅地は第4の山の手と呼ばれる一方、駅周辺には商業の集積も進んでいます。

また、恩田川や谷本川沿岸には、良好なまとまった農地があり、こどもの国周辺や寺家町一帯は、豊かな緑が保存され、市民のオアシスとなっています。

2 ゆめはま2010プラン区計画

青葉区の将来像は、「個性豊かに成熟した21世紀の都市『丘の横浜』」としています。これを実現するため、次の5つの長期目標を定め、さまざまな施策に取り組んでいます。

【長期目標】

- ・ 環境にやさしい街に
- ・ 安全で快適な街に
- ・ 人にあたたかい街に
- ・ イキイキとした街に
- ・ 個性豊かな街に

また、重点施策として、次の3事業を区の魅力を高める事業として進めていきます。

【重点施策】

① 田園風景の保全と創造

鶴見川をはじめとする自然や農業・田園風景を保全・創造するとともに、これらの場を生かした祭りやイベントを行い、水と緑と農とのふれあいのある街をつくります。

② 区民参加による文化の街づくり

区内の芸術家や文化活動を楽しんでいる人びととの交流を促進し、自主的な文化活動の土壌を形成するとともに、区民芸術祭の開催や区民文化新人賞の創設など多彩な事業を展開し、新しい文化の創造をはかることにより文化の香り高い街をつくります。

③ ボランティア活動による「人にあたたかい街」づくり

地域でさまざまな活動をしているボランティア団体や人びとが情報や知識、経験を交換しあい、活動意欲を高めていく交流の場を整備することにより、ボランティア活動の円滑な展開をはかり、「人にあたたかい街」づくりをすすめます。



青葉区民文化センターでの演奏会

● 都筑区

1 区の概要



区民のオアシス（葛が谷公園）

○人口	110千人	本市のなかで17位
○面積	27.89km ²	// 7位

(1) 位置・地形的特色

都筑区は、市北部の内陸部に位置し、北側を川崎市と、東側を港北区と接し、南側は鶴見川を区境として緑区と、西側を新しく発足した青葉区と接しています。区の中央を市営地下鉄3号線が走り、また、西側には第三京浜道路がおおむね港北区との境界となる形で走っています。区のほぼ中央部には、鶴見川水系の早瀬川が西から東へ流れ、南側の緑区との境界を鶴見川が流れています。

(2) 地域形成の経過と特色

都筑区の区域を大きく分けると、ほぼ3つの区域に分かれます。計画的な街づくりが進む港北ニュータウン地域は、面積1,317ヘクタール、計画人口22万人（区画整理区域内）の大プロジェクトで、その中核となるタウンセンター地区は、平成5年2月に国の首都圏機能を分担する業務集積地区に指定されています。また、区の南部にかけては市内最大の農業専用区域が広がり、鶴見川沿いには数多くの工場が集積し、市内有数の工業地帯となっています。

2 ゆめはま2010プラン区計画

都筑区の将来像は「都市の快適性、人のぬくもりを実感する新しい生活文化都市」港北ニュータウンを中心とした先進的な街づくりをすすめると同時に、世代を越えた心のふれあい、心の豊かさといったものを大切にしまちづくりをめざします。

都筑区の将来目標の実現に向けた施策の基本としては、次の5本の柱があり、これに沿って各事業をすすめていきます。

【施策の基本方向】

- ・ 安全で快適に暮らせる街
- ・ 人・もの・情報が行きかう活力ある街
- ・ 水と緑に親しめるうるおいのある街
- ・ すこやかで心ふれあうだれにもやさしい街
- ・ 芸術文化の香りあふれる街

また、次の4項目を区の魅力を高めるための重点プランとして、事業展開を図ります。

【重点プラン】

① にぎわいと活力のあるタウンセンター

都筑区の中心となるタウンセンター地区に業務機能を集積し、首都圏の業務機能をも分担する、横浜副都心として整備していきます。

このため、横浜環状道路（シティループ）などの整備による交通アクセスの向上や情報基盤整備を図り、業務機能、商業施設、文化施設など、多様な都市機能の集積を図ります。

② “ホッとする” やすらぎ空間

鶴見川・早瀬川の水、公園・広場・農地の緑という貴重な自然環境と、多くの歴史的文化財・旧跡など、区内の魅力あるスポットを、花と緑のネットワークで結び、憩いの空間を創出します。

③ 心ときめく個性あふれる文化の街

余暇、自由時間の増大に伴う多様な文化ニーズに対応し、市民主体の文化活動の場である市民文化ホールの整備、横浜の歴史を体験し学ぶための歴史博物館や歴史公園の整備などを進めます。また、こうした文化施設の間を結ぶ歩行者道路を、アートストリートとして整備していきます。

④ 生きものにやさしいふれあいの川

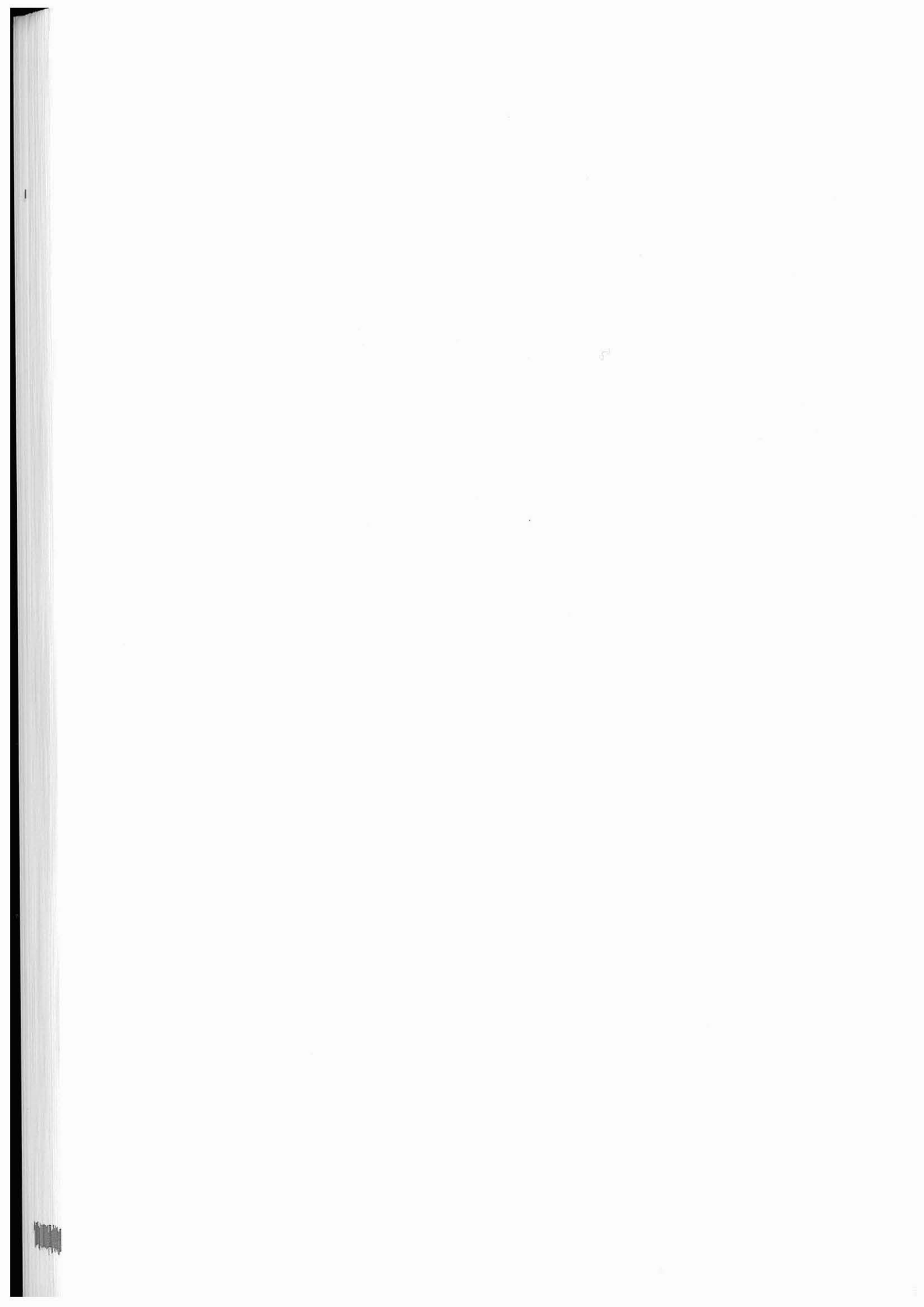
地域環境問題への関心の高まりに対応し、下水道整備による水質浄化や水量の増加を図ります。また、鶴見川水系の川辺を区民の憩いの場とすることをめざして、親水公園や広場の整備、散策できるプロムナードの整備、魅力的な橋づくりなどの事業を進めます。



建設がすすむニュータウン地区

行政区再編成関連資料

関 連 年 表
新 4 区 図
関 連 条 例



関 連 年 表

年 月 日	項 目
61. 11. 3	戸塚区の行政区再編成実施 戸塚区, 栄区及び泉区誕生
3	緑区役所北部支所開設 (山内支所廃止)
62. 4. 12	統一地方選挙 (県知事, 県会, 市会)
63. 4. 1	緑北警察署開設
7. 23	参議院議員通常選挙
10. 30	あざみ野行政サービスコーナー開設
30	港北ニュータウン行政サービスコーナー開設
11.	行政区の再編成, よこはま21世紀プランに明記
11.	港北区および緑区の再編成, よこはま21世紀プラン第3次実施計画に明記
12. 11	緑税務署の新庁舎 (市ヶ尾町) 開設
2. 2. 18	衆議院議員総選挙
4. 8	高秀秀信市長 就任
5. 21	市会補正予算特別委員会で再編成関連質疑
6. 1	総務局に行政区調査室設置
7. 1	広報よこはま「緑区北部版」スタート
8. 8	都市計画道路「日吉元石川線」開通
9. 7	青葉区総合庁舎等用地に関する説明会
10. 18	港北区・緑区の地域生活と行政に関する区民意識調査 (~11. 6)
25	陳情第136号 (港北区中川地区連合町内会外11団体) 受理
3. 2. 14	第1回市会定例会に「横浜市行政区再編成審議会条例」を提案
18	企財総務委員会 (陳情審査, 当局説明了承)
20	市会本会議予算代表質疑で再編成関連質疑
21	市会本会議予算関連質疑で再編成関連質疑
3. 6	市会予算特別委員会で再編成関連質疑
11	市会予算特別委員会分科会で「行政区再編成審議会条例」を説明
15	「行政区再編成審議会条例」本会議で原案可決
25	「行政区再編成審議会条例」公布
25	「港北区・緑区の地域生活と行政に関する区民意識調査報告書」発行
25	「港北区および緑区の地域状況調査報告書」発行
4. 7	統一地方選挙 (県知事, 県会, 市会)
17	横浜市行政区再編成審議会 (以下「審議会」という) を設置, 委員の委嘱, 第1回審議会開催, 市長の諮問
17	審議会第1回小委員会開催
5. 16	第2回市会定例会本会議議案関連質疑で再編成関連質疑

5.22	審議会第2回小委員会
30	第2回審議会
6.12	第3回審議会
17	東名横浜緑インター（仮称）計画公表（記者発表）
19	審議会第3回小委員会
27	審議会第4回小委員会
7.3	審議会第5回小委員会
5	企財総務委員会視察（港北ニュータウン地域，田園都市線沿線地域区総合庁舎建設予定地）
10	審議会第6回小委員会
11	土地収用法に基づく公告縦覧（～25日まで，青葉区総合庁舎等用地）
17	第4回審議会
17	審議会第7回小委員会
22	審議会第8回小委員会
26	参議院議員通常選挙
8.13	土地収用法に基づく事業認定（青葉区総合庁舎等用地）
21	審議会第9回小委員会
23	審議会第10回小委員会
9.4	審議会第11回小委員会
10	第3回市会定例会本会議議案関連質疑で再編成関連質疑
12	企財総務委員会（補正予算（行政サービスセンター工事費））
13	審議会第12回小委員会
17	審議会第13回小委員会
25	第5回審議会
25	都筑区総合庁舎及びサービスセンターの建設に関する覚書の締結（住宅都市整備公団（以下公団））
10.2	審議会第14回小委員会
9	審議会第15回小委員会
15	決算特別委員会で再編成関連質疑
17	審議会第16回小委員会
24	第6回審議会
24	審議会，「港北区及び緑区の再編成について（中間案）」を記者発表
28	契約書調印式（青葉区総合庁舎等用地）
11.8	サービスセンターの土地使用貸借契約の締結（公団）
24	長津田地区説明会
12.9	審議会第17回小委員会
11	企財総務委員会（陳情審査，当局説明了承）

12.26	地権者会解散（青葉区総合庁舎等用地）
4. 1.20	第7回審議会
20	審議会第18回小委員会
26	長津田地区説明会
30	中川地区説明会
2. 6	審議会第19回小委員会
15	農業振興地域整備計画変更の告示（市報，青葉区総合庁舎等用地）
20	第8回審議会
20	審議会第20回小委員会
3. 4	審議会第21回小委員会
11	審議会第22回小委員会
19	第9回審議会
25	審議会第23回小委員会
4. 3	審議会第24回小委員会
3	第10回審議会
10	審議会第25回小委員会
27	水道局緑北営業所開設
5. 8	審議会第26回小委員会
8	第11回審議会
8	審議会，「横浜市行政区の再編成に関する答申」書を市長に提出
11	港北ニュータウン行政サービスセンター開設
13	第2回市会定例会本会議議案関連質疑で再編成関連質疑
6. 1	機構改革により行政区調査室が総務局から市民局へ移る
7.10	関係行政機関連絡会議（第1回・市レベル・答申の概要）
18	衆議院議員総選挙
8. 7	関係行政機関連絡会議（区レベル・答申の概要）
7	市民建築委員会視察（港北ニュータウン行政サービスセンター）
9.11	第3回市会定例会本会議議案関連質疑で再編成関連質疑
18	企財総務委員会（契約議案（港北ニュータウン区総合庁舎工事契約の締結）について質疑）
21	都筑区総合庁舎建築工事（その1）の請負契約締結
10.15	決算特別委員会で再編成関連質疑
16	D区総合庁舎起工式
11.16	青葉台東郵便局開局
30	関係行政機関連絡会議（第2回・市レベル・分割条例の説明）
12. 4	第4回市会定例会に「横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例」を提案
4	市会本会議議案関連質疑で再編成関連質疑

12.	7	市民建築委員会（「再編成に関する条例」の制定，「行政区再編成審議会条例」の廃止について説明）
	11	「再編成に関する条例」本会議で原案可決
	15	「再編成に関する条例」公布
	15	「横浜市行政区再編成審議会条例を廃止する条例」公布，施行
	18	関係行政機関連絡会議（第2回・区レベル・分割条例の説明）
5.	1.18	市民建築委員会視察（区総合庁舎建設予定地）
	2.	1 緑県税事務所（市ヶ尾町）開所
	23	市民建築委員会（補正予算（C区総合庁舎，公会堂の債務負担行為）について）
	23	企財総務委員会（契約議案（C区総合庁舎新築工事請負契約の締結）について質疑）
	28	緑区史・通史編発行
3.	2	C区総合庁舎（区役所棟及び公会堂棟）建築工事の請負契約締結
	15	予算特別委員会で再編成関連質疑
	18	地下鉄3号線 新横浜～あざみ野間，開通
	22	D区総合庁舎用地の譲渡に係る覚書締結
4.	1	緑北部連合自治会発足
	6	C区総合庁舎起工式
	13	横浜市区名選定委員会（以下「区名選定委員会」という）を設置，委員の委嘱，第1回区名選定委員会開催
	26	第2回区名選定委員会
	28	区名に関するアンケート調査実施（～5.10）
	30	緑区民文化センター「フィリアホール」開設
6.	4	D区総合庁舎建築工事（その2）の請負契約締結
	25	第3回区名選定委員会
7.	1	広報よこはま「新区（D区）準備号」スタート
	23	区名選定委員会第1回小委員会（C，D区合同）
	28	長津田行政サービスコーナー開設
9.	9	区名選定委員会現地視察
	17	区名選定委員会第2回小委員会（C区及びD区）
	24	第4回区名選定委員会
	30	D区連合町内会設立準備会発足
10.	6	区名選定委員会第3回C区小委員会
	12	区名選定委員会第3回D区小委員会
	18	決算特別委員会で再編成関連質疑
	26	第5回区名選定委員会
11.	29	関係行政機関連絡会議（第3回・市レベル・住民手続の調査）

5.12. 3	第4回市会定例会本会議に「区の設置ならびに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例」の一部改正を提案
3	市会本会議議案関連質疑で再編成関連質疑
6	市民建築委員会（「区の設置条例」の一部改正について説明及び陳情審査）
10	「区の設置条例」を一部改正する条例，本会議で原案可決
15	「区の設置条例」を一部改正する条例の公布
24	新総合計画長期ビジョン「ゆめはま2010プラン」発表
24	同上の新4区将来像発表
6. 1.14	関係行政機関連絡会議（第3回・区レベル・「区の設置条例」の一部改正の説明）
18	「都筑区」区名決定を祝う新春のつどい
30	フレッシュ都筑・カーニバル
2.15	新横浜行政サービスコーナー開所
18	青葉区誕生記念事業実行委員会発足
4. 1	都筑連合町内会自治会発足
8	高秀秀信市長 就任（2期目）
5.18	新総合計画「ゆめはま2010プラン」基本計画（案）発表
18	新総合計画「ゆめはま2010プラン」新4区・区別計画（案）発表
24	「青葉のつどい」（青葉区）開催
25	都筑区開設記念事業実行委員会発足
6.29	関係行政機関連絡会議（第4回・市レベル・町区域の設定変更）
29	緑インター（仮称）及び市ヶ尾交差点立体化起工式
7. 1	行政区調査室廃止
9.14	「区の設置条例」を一部改正する条例の改正（都筑区の新町の設定）が本会議で可決
14	再編成関連条例（事務所の位置、名称を定めている条例）の改正が本会議で可決
22	「区の設置条例」を一部改正する条例及び再編成関連条例の改正公布
10. 1	青葉区、都筑区誕生ガイドブックを両区の全世帯に配布開始
3	市長定例記者会見（行政区再編成について）
4	都筑区誕生紹介展（～6）
12	青葉区シンボルマークの発表
11. 3	新緑区開設記念パレード
3	青葉区民まつり
5	新港北区、新緑区の新区開設式典
5	新緑区の区の花「シラン」、区の木「カエデ」の発表（式典において）
5	港北区、緑区選挙管理委員会消滅
6	行政区再編成関連条例及び規則等施行
6	新4区誕生（新港北区、新緑区、青葉区、都筑区）

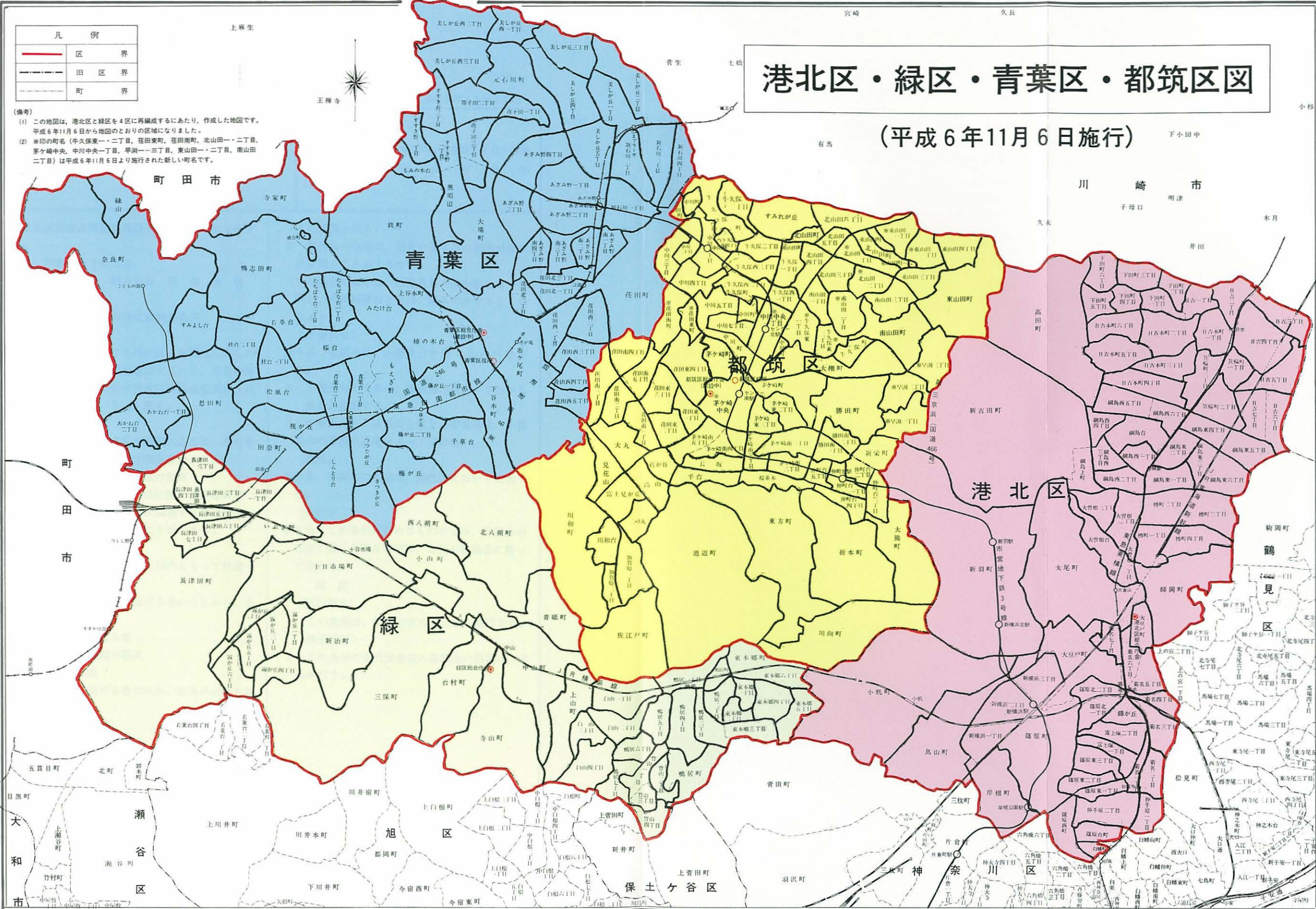
11. 6	青葉区，都筑区誕生記念式典
6	都筑区シンボルマークの発表（式典において）
13	都筑区誕生記念ハートフルフェア IN 都筑
18	新4区の人口告示（神奈川県告示第917号）
12. 2	第4回市会定例会本会議で，新4区の選挙管理委員会の委員を選任
9	第4回市会定例会本会議で「市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」の一部改正案を可決
20	12月定例県議会本会議で「神奈川県議会議員の定数・選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の一部改正案を可決
12. 20	「ゆめはま2010プラン」基本計画及び各区計画の策定
7. 1. 5	第1回青葉区賀詞交換会
6	第1回都筑区賀詞交換会
4. 9	統一地方選挙（県知事・県議・市議）
24	青葉区，都筑区総合庁舎開設
25	青葉区公会堂・スポーツセンター開設
25	都筑区公会堂・図書館開設

凡 例	
	区 界
	旧 区 界
	町 界

(備考)
 (1) この地図は、港北区と緑区を4区に再編成するにあたり、作成した地図です。平成6年11月6日から地図のとりの区域になりました。
 (2) ※印の町名(牛久保東一・二丁目、荏田東町、荏田南町、北山田一・二丁目、茅ヶ崎中央、中川中央一丁目、早瀬一・三丁目、東山田一・二丁目、南山田二丁目)は平成6年11月6日より施行された新しい町名です。

港北区・緑区・青葉区・都筑区図

(平成6年11月6日施行)



2 横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例

横浜市報 第142号 平成4年12月15日発行

第142号	発行日	発行所 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市役所
横浜市報	5日	
	15日	
	25日	

横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例をここに公布する。

平成4年12月15日

横浜市長 高 秀 秀 信

横浜市条例第62号

横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、港北区及び緑区の再編成に関し必要な事項を定めるものとする。

(港北区及び緑区の再編成)

第2条 港北区及び緑区を廃止し、廃止前の港北区及び緑区の区域を分けて区を設け、その区域は、次に定めるとおりとする。

名 称	区	域
A 区		<p>大曽根一丁目、大曽根二丁目、大曽根三丁目、大曽根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、岸根町、小机町、篠原町、篠原北一丁目、篠原北二丁目、篠原台町、篠原西町、篠原東一丁目、篠原東二丁目、篠原東三丁目、下田町一丁目、下田町二丁目、下田町三丁目、下田町四丁目、下田町五丁目、下田町六丁目、新横浜一丁目、新横浜二丁目、新横浜三丁目、新吉田町(第三京浜道路の敷地を構成する土地である6番の2の北東点から4,587番の2の南東点までの各土地の東側側線を順次結んだ線、第三京浜道路の敷地を構成する土地である4,587番の2の南東点及び市道大榎第217号線の敷地を構成する土地である4,586番の4の西端を結んだ線、市道大榎第217号線の敷地を構成する無地番の土地の東側側線のうち起点から第三京浜道路の敷地を構成する土地である5,097番の13の北東点までの部分、第三京浜道路の敷地を構成する土地である5,097番の13の北東点から6,002番の4の南東点までの各土地の東側側線を順次結んだ線、6,002番の4及び6,002番の5の境界線、6,000番の3の北側側線、5,998番の3の北側側線及び西側側線、5,998番の3に隣接する道路の北側側線のうち5,998番の3の南西点に接する点から6,105番の1の西側側線を北に延長した線に接する点までの部分、6,105番の1、6,113番、6,114番の1及び6,114番の2の西側側線、6,115番の3の南側側線、6,098番の2の西端並びに6,093番の西側側線を順次結んだ線の西側の区域を除く。)、高田町、樽町一丁目、樽町二丁目、樽町三丁目、樽町四丁目、網島上町、網島台、網島西一丁目、網島西二丁目、網島西三丁目、網島西四丁目、網島西五丁目、網島西六丁目、網島東一丁目、網島東二丁目、網島東三丁目、網島東四丁目、網島東五丁目、網島東六丁目、鳥山町、仲手原一丁目、仲手原二丁目、錦が丘、新羽町(4,725番の1、4,725番の2、4,725番の4、4,725番の5、4,725番の7、4,725番の8を除く。)、日吉一丁目、日吉二丁目、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目、日吉本町三丁目、日吉本町四丁目、日吉本町五丁目、日吉本町六丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、太尾町、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目、師岡町</p>
B 区		<p>青砥町、いぶき野、上山町、鴨居町、鴨居一丁目、鴨居二丁目、鴨居三丁目、鴨居四丁目、鴨居五丁目、鴨居六丁目、鴨居七丁目、北八潮町、霧が丘一丁目、霧が丘二丁目、霧が丘三丁目、霧が丘四丁目、霧が丘五丁目、霧が丘六丁目、小山町、佐江戸町80番の1、81番の1から81番の11まで、82番の3、83番の1、111番の1、112番の1、台村町、竹山一丁目、竹山二丁目、竹山三丁目、竹山四丁目、寺山町、十日市場町、長津田町、長津田一</p>

横 浜 市 報 第142号 平成4年12月15日発行

	<p>丁目, 長津田二丁目, 長津田三丁目, 長津田四丁目, 長津田五丁目, 長津田六丁目, 長津田七丁目, 中山町, 新治町, 西八朔町, 白山一丁目, 白山二丁目, 白山三丁目, 白山四丁目, 東本郷町, 東本郷一丁目, 東本郷二丁目, 東本郷三丁目, 東本郷四丁目, 東本郷五丁目, 東本郷六丁目, 三保町</p>
<p>C 区</p>	<p>青葉台一丁目, 青葉台二丁目, あかね台一丁目, あかね台二丁目, あざみ野一丁目, あざみ野二丁目, あざみ野三丁目, あざみ野四丁目, あざみ野南一丁目, あざみ野南二丁目, あざみ野南三丁目, あざみ野南四丁目, 市ヶ尾町, 牛久保町のうち国道246号の東側側線の西側の区域, 美しが丘一丁目, 美しが丘二丁目, 美しが丘三丁目, 美しが丘四丁目, 美しが丘五丁目, 美しが丘西一丁目, 美しが丘西二丁目, 美しが丘西三丁目, 梅が丘, 荏子田一丁目, 荏子田二丁目, 荏子田三丁目, 荏田町(国道246号の東側側線のうち牛久保町の町界に接する点から新石川交差点南端までの部分及び同交差点以東の市道日吉元石川線の南側側線を順次結んだ線の北東側の区域並びに中荏橋東側側線, 4,282番の2, 4,282番の1及び4,283番の1に隣接する道路の東側側線, 680番の2, 679番の2及び678番の3の西側側線, 678番の3の南側側線, 670番の4及び670番の7の西側側線, 市道荏田北部第288号線の敷地を構成する土地である670番の5の北端から4,099番の2の北端までの各土地の東側側線を順次結んだ線, 3,467番の2から3,435番までに隣接する道路の南側側線並びに3,435番, 3,432番, 3,423番の8, 3,423番の1, 3,423番の3, 3,423番の7及び3,380番の北側側線を順次結んだ線の南東側の区域を除く。), 荏田北一丁目, 荏田北二丁目, 荏田北三丁目, 荏田西一丁目, 荏田西二丁目, 荏田西三丁目, 荏田西四丁目, 荏田西五丁目, 榎が丘, 大場町, 恩田町, 柿の木台, 桂台一丁目, 桂台二丁目, 上谷本町, 鴨志田町, 鉄町, 黒須田, 桜台, さつきが丘, 寺家町, 下谷本町, しらとり台, 新石川一丁目, 新石川二丁目, 新石川三丁目, 新石川四丁目, すすき野一丁目, すすき野二丁目, すすき野三丁目, すみよし台, たちばな台一丁目, たちばな台二丁目, 田奈町, 千草台, つつじが丘, 中川町のうち国道246号の東側側線の西側の区域及び2,199番の1から2,199番の4まで, 奈良町, 成合町, 藤が丘一丁目, 藤が丘二丁目, 松風台, みたけ台, 緑山, もえぎ野, 元石川町, もみの木台, 若草台</p>
<p>D 区</p>	<p>池辺町, 牛久保町(C区の区域に属する区域を除く。), 牛久保一丁目, 牛久保二丁目, 牛久保三丁目, 牛久保西一丁目, 牛久保西二丁目, 牛久保西三丁目, 牛久保西四丁目, 荏田町(C区の区域に属する区域を除く。), 荏田東一丁目, 荏田東二丁目, 荏田東三丁目, 荏田東四丁目, 荏田南一丁目, 荏田南二丁目, 荏田南三丁目, 荏田南四丁目, 荏田南五丁目, 大熊町, 大榎町, 大丸, 折本町, 加賀原一丁目, 加賀原二丁目, 勝田町, 勝田南一丁目, 勝田南二丁目, 川向町, 川和台, 川和町, 北山田町, 北山田三丁目, 北山田四丁目, 北山田五丁目, 北山田六丁目, 葛が谷, 佐江戸町(B区の区域に属する区域を除く。), 桜並木, 新栄町, 新吉田町(A区の区域に属する区域を除く。), すみれが丘, 高山, 茅ヶ崎町, 茅ヶ崎東二丁目, 茅ヶ崎東三丁目, 茅ヶ崎南一丁目, 茅ヶ崎南二丁目, 茅ヶ崎南三丁目, 茅ヶ崎南四丁目, 茅ヶ崎南五丁目, 中川町(C区の区域に属する区域を除く。), 中川一丁目, 中川二丁目, 中川三丁目, 中川四丁目, 中川五丁目, 中川七丁目, 長坂, 仲町台一丁目, 仲町台二丁目, 仲町台三丁目, 仲町台四丁目, 仲町台五丁目, 新羽町(A区の区域に属する区域を除く。), 二の丸, 東方町, 東山田町, 東山田三丁目, 東山田四丁目, 平台, 富士見が丘, 南山田町, 南山田一丁目, 南山田三丁目, 見花山</p>
<p>町名及び地番の表示は, 平成4年10月30日現在の町名及び土地登記簿の地番による。</p>	
<p>附 則 この条例は, 規則で定める日から施行する。</p>	

3 区の位置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

横 浜 市 報

第178号 平成5年12月15日発行

<p>第178号</p> <h1 style="text-align: center;">横 浜 市 報</h1>	<p>発行日</p> <p>5 日</p> <p>15 日</p> <p>25 日</p> <p>発行所</p> <p>横浜市中区港町1丁目1番地</p> <p>横 浜 市 役 所</p>
---	--

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成5年12月15日

横浜市長 高 秀 秀 信

横浜市条例第71号

区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び

所管区域を定める条例の一部を改正する条例

第1条 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和34年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表港北区の項及び緑区の項を次のように改める。

港 北 区	<p>大曽根一丁目、大曽根二丁目、大曽根三丁目、大曽根台、菊名一丁目、菊名二丁目、菊名三丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、岸根町、小机町、篠原町、篠原北一丁目、篠原北二丁目、篠原台町、篠原西町、篠原東一丁目、篠原東二丁目、篠原東三丁目、下田町一丁目、下田町二丁目、下田町三丁目、下田町四丁目、下田町五丁目、下田町六丁目、新横浜一丁目、新横浜二丁目、新横浜三丁目、新吉田町、高田町、榎町一丁目、榎町二丁目、榎町三丁目、榎町四丁目、綱島上町、綱島台、綱島西一丁目、綱島西二丁目、綱島西三丁目、綱島西四丁目、綱島西五丁目、綱島西六丁目、綱島東一丁目、綱島東二丁目、綱島東三丁目、綱島東四丁目、綱島東五丁目、綱島東六丁目、鳥山町、仲手原一丁目、仲手原二丁目、錦が丘、新羽町、日吉一丁目、日吉二丁目、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目、日吉本町三丁目、日吉本町四丁目、日吉本町五丁目、日吉本町六丁目、富士塚一丁目、富士塚二丁目、太尾町、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目、箕輪町三丁目、師岡町</p>
緑 区	<p>青砥町、いぶき野、上山町、鴨居町、鴨居一丁目、鴨居二丁目、鴨居三丁目、鴨居四丁目、鴨居五丁目、鴨居六丁目、鴨居七丁目、北八潮町、霧が丘一丁目、霧が丘二丁目、霧が丘三丁目、霧が丘四丁目、霧が丘五丁目、霧が丘六丁目、小山町、台村町、竹山一丁目、竹山二丁目、竹山三丁目、竹山四丁目、寺山町、十日市場町、長津田町、長津田一丁目、長津田二丁目、長津田三丁目、長津田四丁目、長津田五丁目、長津田六丁目、長津田七丁目、中山町、新治町、西八潮町、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、白山四丁目、東本郷町、東本郷一丁目、東本郷二丁目、東本郷三丁目、東本郷四丁目、東本郷五丁目、東本郷六丁目、三保町</p>

第2条の表緑区の項の次に次のように加える。

<p>青葉台一丁目、青葉台二丁目、あかね台一丁目、あかね台二丁目、あざみ野一丁目、あざみ野二丁目、あざみ野三丁目、あざみ野四丁目、あざみ野南一丁目、あざみ野南二丁目、あざみ野南三丁目、あざみ野南四丁目、市ヶ尾町、美しが丘一丁目、美しが丘二丁目、美しが丘三丁目、美しが丘四丁目、美しが丘五丁目、美しが丘西一丁目、美しが丘西二丁目、美しが丘西三丁目、梅が丘、荏子田一丁目、荏子田二丁目、荏子田三丁目、荏子田（2番の1、2番の4、2番の6、2番の9、2番の10、4番の1、5番、6番の1、7番の3、8番から10番まで、11番の1、11番の3、15番の1、15番の4、19番の2から19番の4まで、20番の1、20番の3から20番の5まで、21番の1、22番、23番の1、28番の3、36番の1、37番の1、38番の1、39番の1、40番、41番の1から41番の3まで、42番の1から42番の4まで、43番の甲、43番の2、44番、45番の1、45番の2、46番から49番まで、50番の1、50番の3、51番の1、51番の2、52番の1、52番の2、53番、54番の1、54番の2、55番の1から55番の3まで、56番の1、56番の2、57番の1、57番の2、58番の1、58番の2、59番の1、59番の2、60番の1から60番の3まで、61番の1、61番の2、62番の2、63番の2、64番の2、65番の2、66番の3、67番の3、71番</p>
--

青 葉 区	<p>の3, 74番の2から74番の4まで, 75番の1, 75番の2, 76番から88番まで, 89番の1, 89番の3, 90番の1, 95番の1, 100番の1, 101番, 103番の3, 104番の3, 105番の2, 105番の3, 106番の1, 106番の2, 107番, 108番の2, 109番の2, 111番の2, 112番の2, 116番の5, 5,158番の1, 5,158番の2, 5,159番の1, 5,159番の2, 5,160番の1から5,160番の7まで, 5,161番, 5,162番の2, 5,163番の1, 5,163番の2, 5,202番の1, 5,202番の2, 5,203番の1から5,203番の16まで, 5,203番の23, 5,203番の26から5,203番の28まで, 5,203番の36から5,203番の50まで, 5,244番の2, 5,244番の3, 5,245番の1, 5,246番の1, 5,247番, 5,248番, 5,249番の1, 5,250番の1, 5,251番の3, 5,252番の1から5,252番の4まで, 5,253番の1, 5,253番の2, 5,254番の1, 5,255番の1, 5,255番の2, 5,256番の1, 5,256番の2, 5,261番の1から5,261番の7まで, 5,261番の9から5,261番の13まで, 5,262番の1, 5,263番の2, 5,264番の1, 5,264番の3, 5,264番の5から5,264番の7まで, 5,265番の1, 5,265番の2, 5,266番の1, 5,267番の2を除く。), 荏田北一丁目, 荏田北二丁目, 荏田北三丁目, 荏田西一丁目, 荏田西二丁目, 荏田西三丁目, 荏田西四丁目, 荏田西五丁目, 榎が丘, 大場町, 恩田町, 柿の木台, 桂台一丁目, 桂台二丁目, 上谷本町, 鴨志田町, 鉄町, 黒須田, 桜台, さつきが丘, 寺家町, 下谷本町, しらとり台, 新石川一丁目, 新石川二丁目, 新石川三丁目, 新石川四丁目, すずき野一丁目, すずき野二丁目, すずき野三丁目, すみよし台, たちばな台一丁目, たちばな台二丁目, 田奈町, 千草台, つつじが丘, 奈良町, 成合町, 藤が丘一丁目, 藤が丘二丁目, 松風台, みたけ台, 緑山, もえぎ野, 元石川町, もみの木台, 若草台</p>
都 筑 区	<p>池辺町, 牛久保町, 牛久保一丁目, 牛久保二丁目, 牛久保三丁目, 牛久保西一丁目, 牛久保西二丁目, 牛久保西三丁目, 牛久保西四丁目, 荏田町2番の1, 2番の4, 2番の6, 2番の9, 2番の10, 4番の1, 5番, 6番の1, 7番の3, 8番から10番まで, 11番の1, 11番の3, 15番の1, 15番の4, 19番の2から19番の4まで, 20番の1, 20番の3から20番の5まで, 21番の1, 22番, 23番の1, 28番の3, 36番の1, 37番の1, 38番の1, 39番の1, 40番, 41番の1から41番の3まで, 42番の1から42番の4まで, 43番の甲, 43番の2, 44番, 45番の1, 45番の2, 46番から49番まで, 50番の1, 50番の3, 51番の1, 51番の2, 52番の1, 52番の2, 53番, 54番の1, 54番の2, 55番の1から55番の3まで, 56番の1, 56番の2, 57番の1, 57番の2, 58番の1, 58番の2, 59番の1, 59番の2, 60番の1から60番の3まで, 61番の1, 61番の2, 62番の2, 63番の2, 64番の2, 65番の2, 66番の3, 67番の3, 71番の3, 74番の2から74番の4まで, 75番の1, 75番の2, 76番から88番まで, 89番の1, 89番の3, 90番の1, 95番の1, 100番の1, 101番, 103番の3, 104番の3, 105番の2, 105番の3, 106番の1, 106番の2, 107番, 108番の2, 109番の2, 111番の2, 112番の2, 116番の5, 5,158番の1, 5,158番の2, 5,159番の1, 5,159番の2, 5,160番の1から5,160番の7まで, 5,161番, 5,162番の2, 5,163番の1, 5,163番の2, 5,202番の1, 5,202番の2, 5,203番の1から5,203番の16まで, 5,203番の23, 5,203番の26から5,203番の28まで, 5,203番の36から5,203番の50まで, 5,244番の2, 5,244番の3, 5,245番の1, 5,246番の1, 5,247番, 5,248番, 5,249番の1, 5,250番の1, 5,251番の3, 5,252番の1から5,252番の4まで, 5,253番の1, 5,253番の2, 5,254番の1, 5,255番の1, 5,255番の2, 5,256番の1, 5,256番の2, 5,261番の1から5,261番の7まで, 5,261番の9から5,261番の13まで, 5,262番の1, 5,263番の2, 5,264番の1, 5,264番の3, 5,264番の5から5,264番の7まで, 5,265番の1, 5,265番の2, 5,266番の1, 5,267番の2, 荏田東町, 荏田東一丁目, 荏田東二丁目, 荏田東三丁目, 荏田東四丁目, 荏田南町, 荏田南一丁目, 荏田南二丁目, 荏田南三丁目, 荏田南四丁目, 荏田南五丁目, 大熊町, 大榎町, 大丸, 折本町, 加賀原一丁目, 加賀原二丁目, 勝田町, 勝田南一丁目, 勝田南二丁目, 川向町, 川和台, 川和町, 北山田町, 北山田三丁目, 北山田四丁目, 北山田五丁目, 北山田六丁目, 葛が谷, 佐江戸町, 桜並木, 新栄町, すみれが丘, 高山, 茅ヶ崎町, 茅ヶ崎東二丁目, 茅ヶ崎東三丁目, 茅ヶ崎南一丁目, 茅ヶ崎南二丁目, 茅ヶ崎南三丁目, 茅ヶ崎南四丁目, 茅ヶ崎南五丁目, 中川町, 中川一丁目, 中川二丁目, 中川三丁目, 中川四丁目, 中川五丁目, 中川七丁目, 長坂, 仲町台一丁目, 仲町台二丁目, 仲町台三丁目, 仲町台四丁目, 仲町台五丁目, 二の丸, 早瀬一丁目, 早瀬</p>

二丁目，早濶三丁目，東方町，東山田町，東山田一丁目，東山田二丁目，東山田三丁目，東山田四丁目，
 平台，富士見が丘，南山田町，南山田一丁目，南山田三丁目，見花山

第3条の表中

緑区寺山町 118 番地	横浜市緑区役所	緑区の区域
--------------	---------	-------

を

緑区寺山町 118 番地	横浜市緑区役所	緑区の区域
青葉区市ケ尾町25番地の6	横浜市青葉区役所	青葉区の区域
都筑区茅ヶ崎町2,031番地	横浜市都筑区役所	都筑区の区域

に改める。

第2条 区の設定並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部を次のように改正する。

第3条の表位置の欄中「青葉区市ケ尾町25番地の6」を「青葉区市ケ尾町31番地の4」に，「都筑区茅ヶ崎町2,031番地」を「都筑区茅ヶ崎町1,884番地」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中，第1条及び次項の規定は平成6年11月6日から，第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は，廃止する。

(1) 横浜市港北区及び緑区の再編成に関する条例(平成4年12月横浜市条例第62号)

(2) 横浜市区役所支所設置条例(昭和24年9月横浜市条例第45号)

(3) 港北ニュータウン建設区域内における区の区域並びに区役所及び区役所支所の所管区域の特例に関する条例(昭和58年6月横浜市条例第25号)

4 区の位置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

横 浜 市 報

第206号 平成6年9月22日発行

<p>第206号</p> <h2 style="text-align: center;">横 浜 市 報</h2>	<p>発行日</p> <p>5 日</p> <p>15 日</p> <p>25 日</p>	<p>発行所</p> <p style="text-align: center;">横浜市中区港町1丁目1番地</p> <p style="text-align: center;">横 浜 市 役 所</p>
<p>区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">平成6年9月22日</p> <p style="text-align: right;">横浜市長 高 秀 秀 信</p> <p>横浜市条例第37号</p> <p>区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p> <p>区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例（平成5年12月横浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例第2条の改正規定のうち，表青葉区の項中「，5，158番の1，5，158番の2，5，159番の1，5，159番の2，5，160番の1から5，160番の7まで，5，161番，5，162番の2，5，163番の1，5，163番の2，5，202番の1，5，202番の2，5，203番の1から5，203番の16まで，5，203番の23，5，203番の26から5，203番の28まで，5，203番の36から5，203番の50まで，5，244番の2，5，244番の3，5，245番の1，5，246番の1，5，247番，5，248番，5，249番の1，5，250番の1，5，251番の3，5，252番の1から5，252番の4まで，5，253番の1，5，253番の2，5，254番の1，5，255番の1，5，255番の2，5，256番の1，5，256番の2，5，261番の1から5，261番の7まで，5，261番の9から5，261番の13まで，5，262番の1，5，263番の2，5，264番の1，5，264番の3，5，264番の5から5，264番の7まで，5，265番の1，5，265番の2，5，266番の1，5，267番の2」を削り，同表都筑区の項中「牛久保西四丁目」の次に「，牛久保東一丁目，牛久保東二丁目」を加え，「，5，158番の1，5，158番の2，5，159番の1，5，159番の2，5，160番の1から5，160番の7まで，5，161番，5，162番の2，5，163番の1，5，163番の2，5，202番の1，5，202番の2，5，203番の1から5，203番の16まで，5，203番の23，5，203番の26から5，203番の28まで，5，203番の36から5，203番の50まで，5，244番の2，5，244番の3，5，245番の1，5，246番の1，5，247番，5，248番，5，249番の1，5，250番の1，5，251番の3，5，252番の1から5，252番の4まで，5，253番の1，5，253番の2，5，254番の1，5，255番の1，5，255番の2，5，256番の1，5，256番の2，5，261番の1から5，261番の7まで，5，261番の9から5，261番の13まで，5，262番の1，5，263番の</p>	<p>2，5，264番の1，5，264番の3，5，264番の5から5，264番の7まで，5，265番の1，5，265番の2，5，266番の1，5，267番の2」を削り，「北山田町」の次に「，北山田一丁目，北山田二丁目」を，「茅ヶ崎町」の次に「，茅ヶ崎中央」を，「中川七丁目」の次に「，中川中央一丁目」を，「南山田一丁目」の次に「，南山田二丁目」を加える。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は，平成6年11月6日から施行する。</p> <p>区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。</p> <p style="text-align: center;">平成6年9月22日</p> <p style="text-align: right;">横浜市長 高 秀 秀 信</p> <p>横浜市条例第38号</p> <p>区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p> <p>区の設置並びに区の事務所の位置，名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例（平成5年12月横浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。</p>	

横浜市行政区再編成の記録

平成7年3月 発行

編集・発行 横浜市市民局行政区再編成担当

印刷 株式会社 あんざい

横浜市広報印刷物登録第060342号

類別・分類 A-D A016

